

豊中市における
多文化共生の地域づくりに向けた調査研究



豊中市における
多文化共生の地域づくりに向けた調査研究

豊中市都市経営部 とよなか都市創造研究所

研究員 比嘉 康則

目次

第1章	はじめに	1
1-1.	調査研究の背景・目的	2
1-2.	豊中市における多文化共生の取組みの経緯	6
1-3.	多文化共生概念の整理	7
1-4.	調査研究の問い	9
1-5.	本報告書の構成・凡例	13
第2章	豊中市の外国人人口の動向	15
2-1.	調査の目的	16
2-2.	外国人人口の推移	16
2-3.	性別・年齢別の状況	17
2-4.	社会動態・自然動態	19
2-5.	地域別の状況	21
2-6.	小括	28
第3章	豊中市における多文化共生の地域づくりに向けた質問紙調査	29
3-1.	調査の目的	30
3-2.	先行研究の整理	30
3-2-1.	先行研究①：対外国人意識	30
3-2-2.	先行研究②：多文化共生意識	33
3-3.	問いの設定	35
3-4.	分析枠組みと変数の設定	36
3-4-1.	分析枠組み	36
3-4-2.	独立変数	38
3-4-3.	従属変数	42
3-5.	調査とデータの概要	45
3-5-1.	調査概要	45
3-5-2.	データ概要	46
3-6.	分析	47
3-6-1.	多文化共生意識の現状	48
3-6-2.	現代的人種・民族差別意識の現状	57
3-6-3.	各意識の規定要因	63

3-7. 小括	81
3-7-1. 結果の整理	81
3-7-2. 考察	81
第4章 豊中市における多文化共生の地域づくりに向けたインタビュー調査	87
4-1. 調査の目的と問い	88
4-2. 調査の概要	88
4-3. 結果	89
4-3-1. 地域活動への参加のプロセス	89
4-3-2. 日本人との関係性	93
4-3-3. 補論1：コロナ禍の影響	97
4-3-4. 補論2：行政・社会への要望	99
4-4. 小括	102
第5章 おわりに	107
5-1. 調査研究の結果の整理	108
5-2. 何が求められるのか	110
5-3. 調査手法について	112
参考文献	114
資料	117

第1章 はじめに

1-1. 調査研究の背景・目的	2
1-2. 豊中市における多文化共生の取組みの経緯	6
1-3. 多文化共生概念の整理	7
1-4. 調査研究の問い	9
1-5. 本報告書の構成・凡例	13

第1章 はじめに

1-1. 調査研究の背景・目的

本調査研究は、豊中市における多文化共生の地域づくりの推進を目的に、現状の把握や今後求められる取組みの考察を行うものである。

人口減少とそれに伴う労働人口の縮小を受け、近年、外国人労働者の受け入れ拡大が図られている。平成30年（2018年）12月には「出入国管理及び難民認定法」（入管法）が改正され（平成31年（2019年）4月施行）、在留資格として「特定技能」が創設された¹。それに伴い、いわゆる「単純労働」²の外国人労働者の受け入れの門戸が実質的に開かれることとなった³。同時に、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、共生社会の構築に向けた施策を推進している。

もともと、上述の法改正をもってして、日本社会が急に「多文化共生社会」へと舵を切ったわけではない。戦後に限っても、在日コリアンをはじめとした外国人人口は、日本社会において一定の割合を占めてきた。「単純労働」に従事する外国人についても、定住者や留学、技能実習などの在留資格で実質的に受け入れてきた（望月2019）。

他方で、日本で暮らす外国人が近年になり増加傾向にあるのも確かである。平成25年（2013年）に206万6,445人だった外国人人口は、平成30年（2018年）には293万3,137人となり、増加率は38.2%にのぼる⁴（図表1）。

また、平成8年（1996年）に16万人弱だった外国人労働者の数は、平成18年（2006年）には約39万人に増加した。10年間で約23万人の増加である（厚生労働省「外国人雇用状況報告」）。平成20年（2008年）から平成30年（2018年）の増加数は約97.4万人（約48.6万人→約146万人）となり、外国人労働者の増加はさらに加速している（厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」）。

¹ 正確には「特定技能1号」（相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）と「特定技能2号」（熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）の2種類がある。前者は在留期間に5年の制限があり、家族の帯同は認められていない。対して後者は在留期間の上限はなく、要件を満たせば家族の帯同も可能となる。

² いわゆる「単純労働」には明確な定義があるわけではないが、「賃金の安さ」「重労働・肉体労働」「雇用の不安定さ」「専門性の低さ」といった側面から捉えられるとの指摘もある（望月2019）。日本は外国人労働者について、専門的・技術的な労働者のみを受け入れ、「単純労働」に従事する者は受け入れない方針を示してきた。

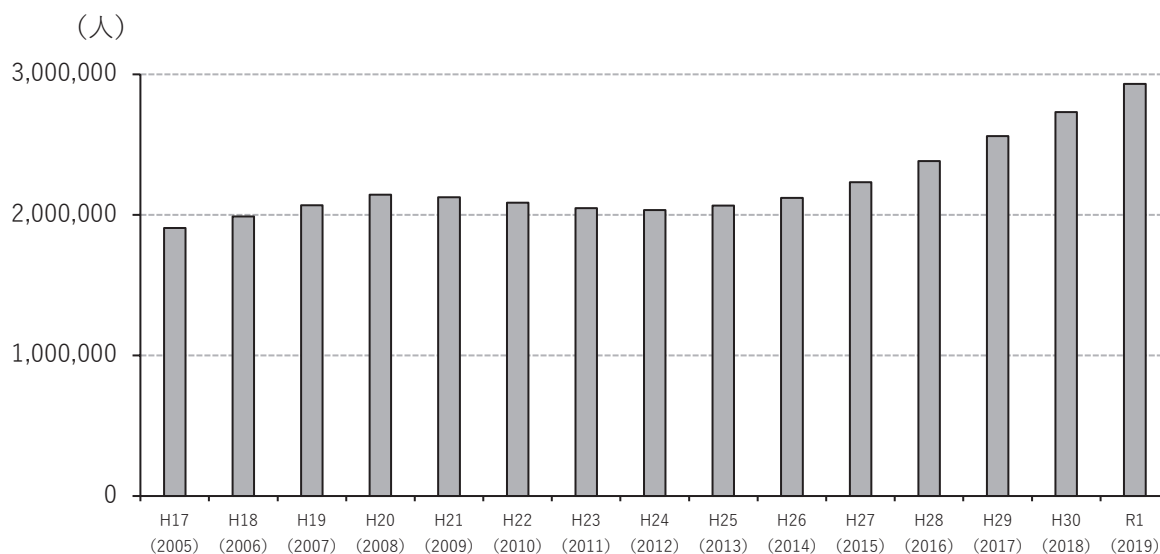
³ 「特定技能1号」での全国の在留外国人数は、令和2年（2020年）9月末現在で8,769人となった。「特定技能2号」は令和3年（2021年）2月末現在、まだ受け入れが始まっていない。

⁴ これらの数字は外国籍を持つ者の数を示すものだが、父母のいずれかが外国籍である子（国際児）や、日本国籍へ変更した者（帰化者）を含む、外国にルーツを持つ者に対象を広げると、その人口はさらに増える。是川（2019）によると、これら外国にルーツを持つ人口は、平成27年（2015年）時点で332万5,405人（外国籍人口が201万5,495人、帰化人口が46万2,737人、国際児人口が84万7,173人）と推計される（総人口に占める割合2.6%）。この数字は、国勢調査における外国籍人口の約2倍にのぼる。さらに是川は、現状のペースが持続した場合、外国にルーツを持つ人口は令和22年（2040年）に726万732人（同6.5%）、令和47年（2065年）には1,075万6,724人（同12.0%）に達すると推計している。これは、現在の欧米諸国が経験している水準と同程度であるとされる。

豊中市のこの25年間の外国人人口の推移を見ると（図表2）、平成25年（2013年）ごろまでは横ばい傾向が続いていたものの、そこから平成30年（2018年）の5年間で9.6%の増加率となっている（公益財団法人とよなか国際交流協会編 2019）。全国に比べるとその数は多いわけではないものの、近年、豊中市でも外国人人口は伸びを見せていると言える。

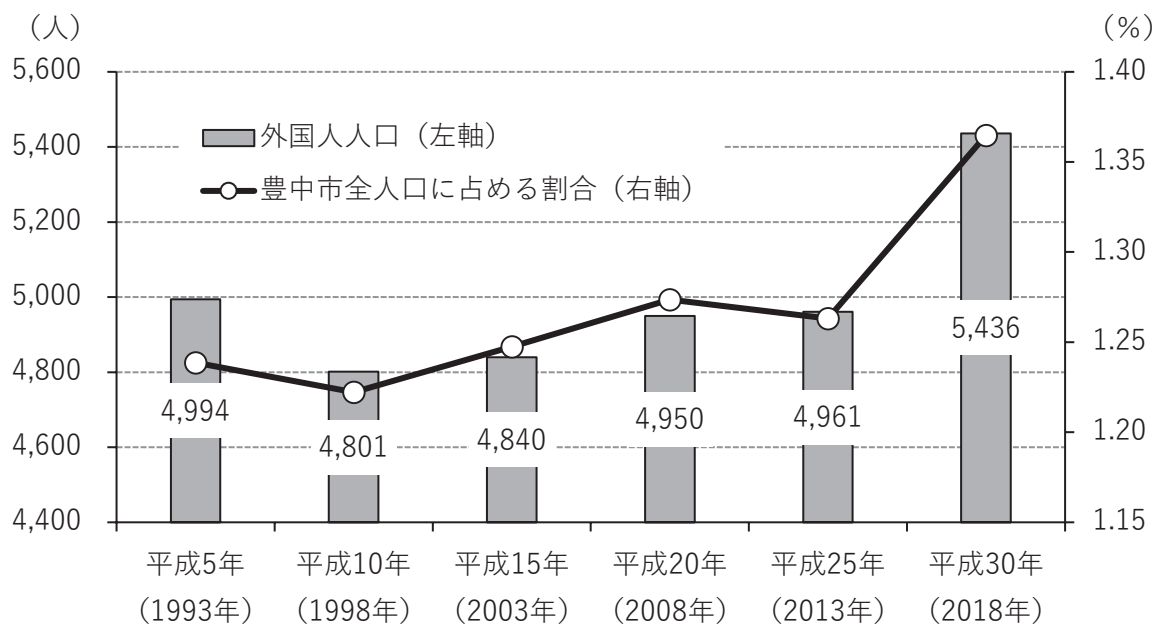
豊中市では、地域での取組みも含め、外国人市民との共生に向けた施策・実践を全国に先駆けて推進してきた経緯がある。外国人の生活上の困りごとへのサポートについては、市民活動やとよなか国際交流センターなどを拠点に積極的に取り組まれてきた。

図表1 全国の外国人人口の推移



（資料）法務省「在留外国人統計」

図表2 豊中市の外国人人口の推移



ただ、地域における多文化共生意識の醸成については依然として課題になっており、外国人との協働を促す啓発や、ターゲット別の啓発活動の必要性などが指摘されている（豊中市 2013）。

全国的に見ると、近年、ヘイトスピーチが社会問題となるなど、外国人に対する差別や偏見の広がりが懸念されている。平成 28 年（2016 年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行された。地方自治体においても対策が進められ、大阪府大阪市や神奈川県川崎市などでは、ヘイトスピーチの抑制を目的とした条例が策定されている⁵。

もちろん、外国人への差別・偏見も近年になり発生した問題ではなく、過去から繰り返し発生してきた（梁 2016）。また、外国人への差別・偏見はヘイトスピーチの形態をとるだけではない。総務省の調査として在日外国人を対象に平成 28 年（2016 年）に実施された「外国人住民調査」（公益財団法人人権教育啓発推進センター 2017）では、過去 5 年間に日本で住む家を探した経験のある外国人のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」経験のある人は約 4 割にのぼった。過去 5 年の間に日本で「外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを直接言われた」ことのある人は約 3 割となり、誰から言われたかについては、「見知らぬ人」からが 5 割半ば、「職場の上司や同僚・部下、取引先」からが 4 割弱、「近隣の住民」が約 2 割などとなった。

また、同調査では、外国人に対する差別や偏見をなくすために国や地方公共団体に求められる取組みを在日外国人に尋ねている。その結果は「外国人の文化や生活習慣の違いを認めてお互いを尊重することを積極的に啓発する」が約 6 割、「地域社会の活動に外国人の参加を促すなど外国人と日本人との交流の機会を増やす」が 5 割半ば、「日本人に、外国人の法的地位や権利、生活状況などについて、正確な知識を伝える」が 4 割半ばなどとなった。行政による啓発活動や交流機会の創出への期待が高いと言えるだろう。

新型コロナウイルス感染症の影響で、現在は国際移動が停滞している。しかし、人口減少を背景に日本では長期にわたる働き手の不足が懸念されており、今後、感染状況の収束とともに外国人の出入国は再び活発になると推察される。他方、日本を対象とした調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の脅威が高まるに連れ、外国人への排斥的態度が高まったとも報告されている（Yamagata et al. 2020）。

日本に住む外国人への差別・偏見を抑制する取組みを推し進めていくことは、外国人の人権尊重の観点からも、社会の活力を維持するという観点からも、このコロナ禍、あるいはコロナ収束後の社会において一層重要となってくると考えられる。上述の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」においても、外国人に「共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要」と求める一方で、「受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていく」と、日本人の意識変革の必要性に触れている。

そこで今回の調査研究では、豊中市の外国人人口の動向や、日本人市民の多文化共生意識の現状、外国人市民の状況などを把握した上で、外国人と日本人の地域における共生に向け今後どの

⁵ 「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（平成 28 年大阪市条例第 1 号）。「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（令和元年川崎市条例第 35 号）。

ような取組みが求められるのかを検討する。豊中市では平成 26 年（2014 年）に「豊中市多文化共生指針」が策定された。平成 29 年（2017 年）に策定された「第 4 次豊中市総合計画」でも、「多文化共生のまちづくり」は施策の方向性のひとつに挙げられている。本調査研究はこれらの計画の推進を目的とするものである。当然、日本国憲法や人種差別撤廃条約などの精神に基づき、反差別の立場に立つものでもある。

ここで、本調査研究における「外国人」「日本人」という言葉の捉え方について触れておく。外国人と日本人の定義にはさまざまな要素が関連する。法的には日本国籍の有無が両者を分けることがあるが、社会的には使用言語や文化、出生地や血縁関係などの面から捉えられることもある。また、当人によるアイデンティティの捉え方も関係してくる⁶。

実際、日本に来て間もない外国出身者、何世代にもわたって日本に住み続けている外国ルーツの人、国際結婚の両親の間に生まれた人、日本から海外へ渡航した人の子孫、外国籍から日本国籍に変わった人など、外国と何らかのつながりを持ちながら日本で生活する人びとの背景は多様である。さらに、背景が同様でも、「外国とのつながり」をどのように意味づけているかは個々の当事者によりさまざまである。

そのため、外国人と日本人の間には、いずれの場面でも採用できる一意的な線の引き方があるわけではない。外国人と日本人の間に境界線を引くべきではないとの考え方も、場面によっては適切と言える。外国人の人権保障が主張される場合においても、一方で、多様なルーツの人びとの社会的包摂に向け、境界線は常に揺れ動いているとする見方や二分法を否定する見方などがある。他方で、外国人に対する権利侵害を訴える中で、問題の所在を明確にするために外国人と日本人の境界線があえて強調されることもある。

つまり、外国人と日本人の境界線は、そこで話題となっている事柄の性質や、議論の目的などをふまえてその都度の基準で引かれる（あるいは引かれない）相対的なものであり、絶対的なものではない。

ただ、本調査研究では、国勢調査や住民基本台帳などの統計データを用いた分析を行う。それらのデータでは、基本的に国籍をもとに外国人が定義されている。また、今回は日本人を対象とした質問紙調査も実施するが、住民基本台帳からの調査対象者の抽出は日本国籍の有無で日本人と外国人を区別している。このような技術的な制約から、一部の分析では国籍により日本人／外国人の境界線が実質的に引かれることになる。

以上をふまえ本調査研究では、まず、外国人と日本人の区別は諸条件を勘案すべき相対的なものであるという前提に立つ。その上で、分析によっては国籍による線引きを実質的に行う。どのような基準にせよ線引きは暫定的・便宜的なものであり、そこでの区別はあくまでも豊中市における多文化共生の推進という目的に基づく。文脈に応じて「外国人市民」や「外国にルーツがある人」といった表現も使用する。

⁶ 外国人と日本人の定義にさまざまな要素が関わってくることについては、ましこ（2008）、杉本（1995）、與那覇（2013）などを参照。

1-2. 豊中市における多文化共生の取組みの経緯

豊中市における多文化共生関連の取組みは、どのような経緯をたどってきたのか。ここでは、その歴史的な展開を概略する⁷。

豊中市の多文化共生関連の取組みは、全国でも先駆的なものとされる。たとえば、昭和55年（1980年）には、「在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人児童生徒のために」を作成、翌年の昭和56年（1981年）には「豊中市在日外国人教育推進協議会」が設置されている。同年には、市役所における職員採用の国籍条項も撤廃された。

これらの取組みの背景には、昭和46年（1971年）の「同和教育基本方針」の策定、昭和54年（1979年）の「障害児教育基本方針」の策定など、同和問題をはじめとしたマイノリティの人権問題への取組みの蓄積がある。

昭和61年（1986年）には、「第2次豊中市総合計画」の中に「在日韓国・朝鮮人の人権の尊重」「国際交流の促進、都市交流の推進、市民交流の促進」が盛り込まれた。昭和63年（1988年）には当時の企画部内に「国際交流担当」職員が配置、平成3年（1991年）には人権文化部・文化課（当時）に「国際交流係」が設置、庁内関係課会議も設けられるなど、庁内体制の整備が進められた。

また、昭和60年（1985年）に、現在も活動を続ける国際交流の会とよなか（TIFA）⁸が設立されるなど、地域における取組みも積み上げられていった。

平成元年（1989年）には、市長へ政策提言を行う諮問機関として、学識経験者や当事者、市民などで構成される「豊中市国際交流委員会」が設置され、1991年（平成3年）にはその提言として「豊中市のめざす国際交流」が提出された。この提言の中には、国際交流協会の設立や、国際交流センターの設置などが謳われていた。

これを受け、平成5年（1993年）には財団法人とよなか国際交流協会が市の出捐金で設立され、同年、その拠点としてとよなか国際交流センターが設立された。

このように、1980年代から1990年代にかけて多文化共生の地域づくりのための枠組みが構築されていった。この間の外国人市民に向けた具体的な取組みとして、主なものを列記するならば、昭和55年（1980年）に開校し現在まで続く、在日コリアン児童生徒のためのサマースクール（ハギハッキョ）、平成2年（1990年）の多言語地図の発行、平成4年（1992年）の日本語講座の開始、平成5年（1993年）在日外国人障害者福祉金の支給開始、平成7年（1995年）の在日外国人高齢者福祉金の支給開始、平成9年（1997年）の外国人向け市政案内ガイドブックの発行、平成10年（1998年）の渡日児童生徒相談室の設置、などがある。

2000年代以降だが、まず、平成12年（2000年）に「豊中市国際化施策推進基本方針」が策定された。これは国際化施策推進懇話会（平成10年（1998年）設置）の提言、「今後の国際化施策のあり方について」（平成11年（1999年））を受けたものである。同方針では、とよなか国際交流協会およびセンターの設置後の、行政・協会・市民などの主体の今後の施策展開のあり方がまと

⁷ 本節の整理は、主に榎井（2018）、田中（2019）、豊中市（2014）を参照した。

⁸ TIFAは当時は任意団体だったが、現在は特定非営利活動法人として活動している。

められた。

はじめて「多文化共生社会」という言葉が豊中市の総合計画の中に出てくるのは、平成13年（2001年）策定の「第3次豊中市総合計画」の中である。この計画では、これまで別々の取り組みだった外国人の人権問題、国際交流、共生のまちづくりの目標が総合化された。

平成17年（2005年）には外国人市民会議が設置される。これは、平成12年（2000年）に設置されていた「外国人市民市政参加検討委員会」が平成14年（2002年）に出した提言、「外国人市民の市政参加について」を受けたものである。外国人市民会議では、市内に住む10人の外国人が委員として集まり、誰もが住みよい多文化共生のまちづくりを進めるための意見交換が行われている。委員は2年任期で、令和2年度（2020年度）現在、第8期となっている。

そして、「国際化施策推進基本方針」を引き継ぎながら、平成26年（2014年）に「豊中市多文化共生指針」が策定された。同指針では、「人権尊重の文化が根づくまち」「外国人市民が安心して暮らせるまち」「多文化共生をみんなで進めるまち」「国際感覚にあふれたまち」の4つの基本目標を掲げ、図表3のような施策体系のもとで今後の取り組みの方向性が示されている。

1-3. 多文化共生概念の整理

本調査研究の重要概念である「多文化共生」について整理しておく。

外国人施策の中で用いられる「共生」という言葉は、1970年代前半、在日コリアンの市民的権利の獲得をめざす運動の中で使われ始めたとされる。その後、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の外国人被災者への支援として、市民ボランティアによって多文化共生センターが設立されたことを契機とし、多くの市民団体が多文化共生を活動のキーワードとして使用し始めた。また、2000年代に入ると、各自治体が多文化共生という言葉を用いるようになった（山脇 2006）。

外国人が集住する自治体では、多文化共生の取り組みが先行して進められてきた。そのような取り組みが全国に広がりを見せたのは、平成17年（2005年）に総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、同研究会が翌年に報告書『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』を公表したことが大きな契機とされる。

図表3 「豊中市多文化共生指針」基本目標と施策体系

1. 人権尊重の文化が根づくまち	3. 多文化共生をみんなで進めるまち
1-(1) 人権尊重・多文化共生の意識づくり	3-(1) 多文化共生を進める人材育成とネットワークづくり
1-(2) 国際理解の充実と国際教育の推進	3-(2) 市政や地域社会への参画促進
1-(3) ルーツの尊重	4. 国際感覚にあふれたまち
2. 外国人市民が安心して暮らせるまち	4-(1) 姉妹都市交流の推進
2-(1) 情報発信・案内表示・相談支援体制の充実	4-(2) 国際協力の推進
2-(2) 日本語や社会制度などの学習支援	4-(3) 魅力あふれるとよなかの再発見
2-(3) 就学の保障と学習支援	
2-(4) 生活支援体制の充実	

その報告書では、多文化共生が次のように定義されている。

国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

同報告書では、全国の地方自治体に対し、多文化共生の推進に関する指針・計画の策定が促されていた。これを受け豊中市では、先述のとおり平成 26 年（2014 年）に「豊中市多文化共生指針」が策定された。同指針では「第 2 章 基本的な考え方」の中で、次のような「基本理念」が示されている。

さまざまな文化的背景を持った人が、人権尊重を基調に、お互いを理解し合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に暮らすまちの実現

ここに、豊中市多文化共生指針における多文化共生の考え方が記されていると見てよいだろう。国の多文化共生の定義と比較してみると（図表 4）、外国人市民と日本人市民を共に「地域社会の構成員」として捉える見方に加え、多文化共生の地域づくりに必要な条件として「相互理解」と「対等性」を挙げる点に共通性があると言えるだろう。一方で、豊中市多文化共生指針では「相互理解」の焦点が「文化的ちがい」に限定されていない点、「共生の主体」の多様性が国籍や民族に必ずしも限定されない「さまざまな文化的背景」となっている点、「人権尊重」を基調とすることが明記されている点などに特徴があると言える。

また、豊中市多文化共生指針では、基本理念を補足する文章の中で「多文化共生のまちづくりは、外国人が住みよいまちをつくるということにとどまらず、地域社会が豊かになり、復元力・耐久力（レジリエンス）の高い社会になることであり、その結果、国籍やルーツに関係なくすべての人にとって住みよいまちになるという視点が大切」「そのためには、豊中市民すべてが協働し

図表 4 国・豊中市の「多文化共生」の定義

	多文化共生の推進に関する 研究会報告書	豊中市多文化共生指針
地域社会の構成員	「地域社会の構成員として共に生きていく」	「地域社会の構成員として共に暮らす」
相互理解	「互いの文化的ちがいを認め合い」	「お互いを理解し合い」
対等性	「対等な関係を築こうとしながら」	「対等な関係を築こうとしながら」
共生の主体	「国籍や民族などの異なる人びと」	「さまざまな文化的背景を持った人」
人権尊重	—	「人権尊重を基調に」

て多文化共生のまちづくりを行っていくことが必要」とも記されている。多文化共生を外国人施策に限定せず、より広いまちづくりの文脈に位置づける姿勢が確認できる。

本調査研究では原則的に、以上のような豊中市の指針の基本理念に立脚し多文化共生を捉えることとする。

1-4. 調査研究の問い

豊中市における多文化共生の地域づくりに関する先行研究として、豊中市多文化共生指針の策定時に実施された質問紙調査の分析がある。その分析結果の一部を概観し、本調査研究の問いを検討したい。

豊中市多文化共生指針の策定時に外国人市民と日本人市民に行われた質問紙調査では、両者の間に認識のギャップがあることが浮き彫りにされた。調査を分析した野崎（2013）は、単純な比較には慎重を要すると注記しつつ⁹、外国人市民は日本人市民との交流志向が強く、地域イベントへの参加やボランティア活動への参加など、地域での協働的な関わりを志向する者が高い割合で存在していると指摘する。対して日本人市民は、「外国人市民から出身国・地域の文化や習慣を学びたい」「外国人市民に日本の文化や習慣を紹介したい」といった、一方的な関わりをより好んでいるように見えるという（図表5）。

また、外国人市民は「意見が政治に生かされない」ことを日本社会での不利益として感じているのに対し、日本人市民は「文化や習慣の違いが理解されない」「肌の色や言葉、服装、宗教、国籍などを理由に疎外される」ことを、外国人が日本社会で抱えている問題として想定する傾向にあるとされる¹⁰（図表6）。

以上の結果から野崎は、日本人市民の外国人イメージと、外国人市民の実態の間にギャップがうかがわれるとする。また、日本人市民は外国人一般の日本社会への「文化的同化」（言語、習慣、価値観などが主流社会のそれと同じになること）にはおおむね賛同するものの、「構造的同化」（主流社会に個人や市民として参入できるようになること）への賛同はそれほどでもないと解釈している。

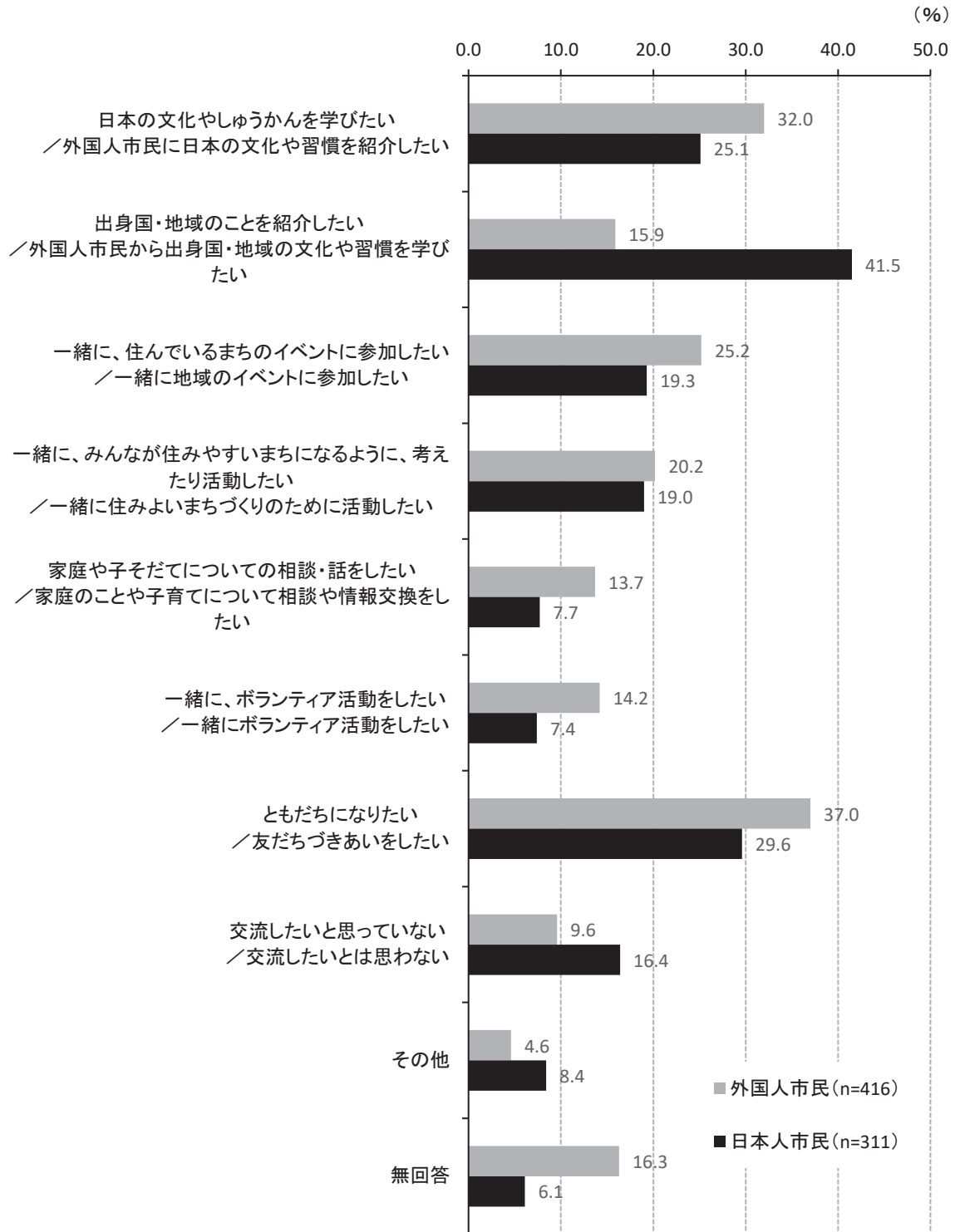
⁹ 調査では、日本人市民には「外国人市民との交流」を尋ねているのに対し、外国人市民には「住んでいるまちの人との交流」を尋ねている。後者では必ずしも「日本人との交流」だけを聞いているわけではない。

¹⁰ この質問も単純な比較には注意を要する。外国人市民への調査では挙げられている教育や子育てに関する選択肢が日本人市民への調査にはない点、外国人市民はあてはまるものすべてを選ぶ形式なのに対し日本人市民は5つまでの選択と限定されている点などで、両者の調査の条件は異なる。

図表5 外国人・日本人市民がお互いに求める交流（外国人・日本人市民アンケート結果）

質問：外国人市民「あなたは、住んでいるまちの人たちと、どのような交流をしたいと思いますか？（合う番号をぜんぶえらんで○をする）

質問：日本人市民「あなたは、地域の外国人市民と今後どのような交流をしたいと思いますか。（あてはまるものをすべて選んで○）

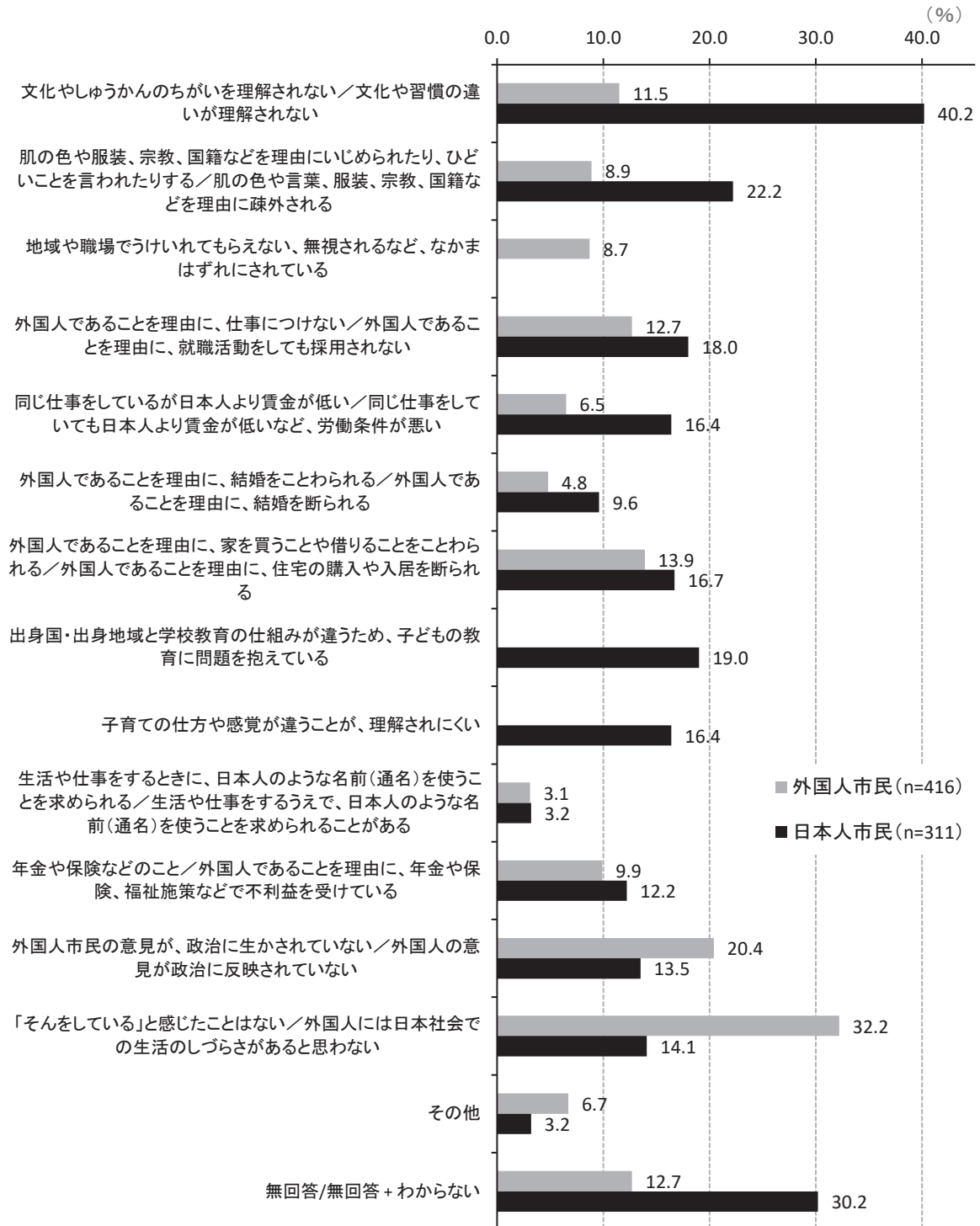


（出典）野崎（2013、p.79）より作成

図表6 外国人が抱える問題（外国人・日本人市民アンケート結果）

質問：外国人市民「あなたは『日本の社会でそんなをしている』と感じたことはありますか？（合う番号をぜんぶえらんで○をする）」

質問：日本人市民「外国人は、どのような問題を抱えていると思いますか。（お考えに近いものを5つまで選んで○）」



(出典) 野崎 (2013、p.80) より作成

図表7 今後豊中市が力を入れるべき取組み（日本人市民アンケート結果）

質問：異なる文化や価値観を認めあい、支えあって、ともに地域で暮らす「多文化共生のまちづくり」に向けて、豊中市は、今後どのような取組み（施策・事業）に力を入れたらよいと思いますか。（お考えに近いものを5つまで選んで○）



（出典）豊中市（2013、p.72）より作成

その上で、豊中市における外国人市民と日本人市民の関係について、次のような課題が挙げられている。

多文化共生のまちづくりのためには、「外国人市民に社会参加を促す」という発想ではなく、日本人市民が外国人市民をいかに「同じ地域社会を構成するメンバー」として受け入れられるようになるか、そしてまずは外国人市民との協働の意向をもつ日本人市民を巻き込みながら、行政がその協働を実現する機会を提供できるかどうかを課題であろう。（野崎2013、p.81）

同じく指針策定時の調査を分析した武田（2013）も、外国人市民と日本人市民の間に認識のギャップがあることを指摘する。その上で、「豊中市が今後、力を入れたらよい取組み」についての日本人市民の回答が、「相談窓口」「日本語支援」「外国人児童教育」「日本文化・習慣の教室」「病院・福祉サービス改善」などに集中するのに対し、「いじめや差別をなくすための取組み」や「日本人市民の理解を深める」など、日本人市民自身が変わっていく必要のある項目には相対的に賛同が集まりにくい傾向を指摘する（図表7）。

日本人市民は外国人が社会の中で生きづらさを感じていることへの認識はあるものの、その対応策としては外国人が住みやすくなるようなサービスを行政が提供し、外国人がそれを利用して日本人社会に同化していくことを望んでいる傾向が高い。外国人が住みやすい社会、言い換えると多文化共生のまちづくりのために、自分たちの生活や考え方を変えていこうという意識が低いことがうかがえる。（武田2013、p.84）

以上のように、既存の調査の分析からは、豊中市で多文化共生の地域づくりを推進するにあたり、日本人市民の意識の変化や、外国人と日本人の協働の推進が重要であると指摘されている。

では、そのような方向性で多文化共生の地域づくりを一層進めるためには、どのような取組みが必要なのだろうか。本調査研究では最終的にこの問いに取り組むことにしたい。そのためにも、まずは豊中市の日本人市民の多文化共生への意識など現状を把握する必要がある。よって、本調査研究で検討する主な問い（リサーチクエスチョン）は、次の2つである。

問い1：豊中市の日本人市民の外国人との共生に関する意識の現状はどうなっているのか。

問い2：多文化共生の地域づくりに向けどのような取組みが求められるのか。

1-5. 本報告書の構成・凡例

本報告書では、本章に続く第2章で、統計データに基づき豊中市の外国人人口の動向を分析する。人口の変化、他地域との比較、地域内の比較、性別・年齢別の分析、社会動態や自然動態の分析などを行う。第3章では、日本国籍を有する豊中市民を対象とした質問紙調査をもとに、多文化共

生に関する意識の現状とその規定要因を分析する。第4章では、外国にルーツのある人を対象としたインタビュー調査から、外国人市民が地域づくりに参加するプロセスや、外国人市民と日本人市民の関係について検討する。その上で、第5章では、豊中市における多文化共生の地域づくりに向け今後どのような取組みが求められるのかを議論する。

本報告書では、割合表記を図表8のような基準で行う。また、グラフなどでの割合の表記は、四捨五入の関係で合計が100になっていない場合がある。

図表8 割合表記の凡例

例	
79.0～80.9%	約8割
81.0～82.9%	8割強
83.0～86.9%	8割半ば
87.0～88.9%	9割弱

第2章 豊中市の外国人人口の動向

2-1. 調査の目的	16
2-2. 外国人人口の推移	16
2-3. 性別・年齢別の状況	17
2-4. 社会動態・自然動態	19
2-5. 地域別の状況	21
2-6. 小括	28

第2章 豊中市の外国人人口の動向

2-1. 調査の目的

豊中市における多文化共生の地域づくりについて考察するにあたり、外国人人口の動向を把握しておくことは重要である。

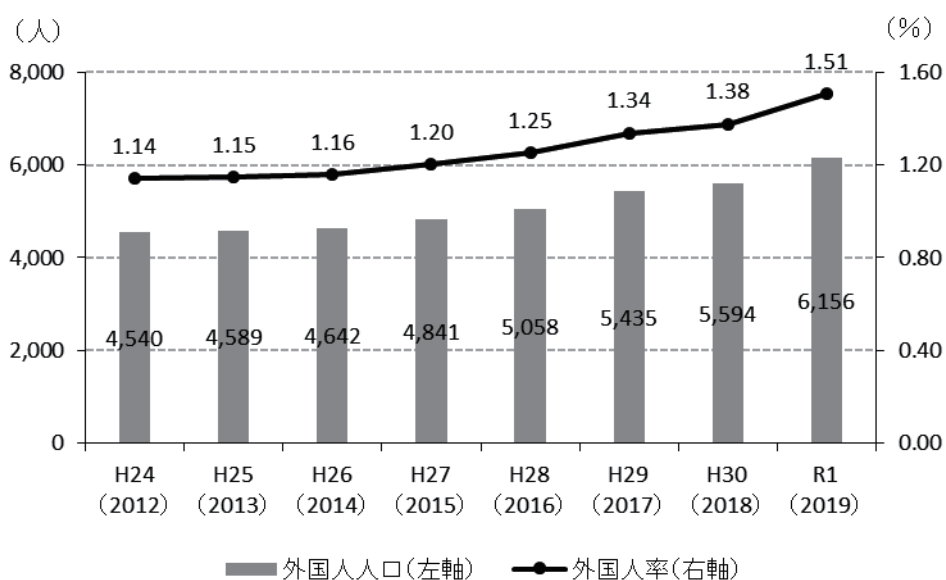
そこで本章では、国勢調査や住民基本台帳などのデータをもとに、人口の経年変化、年齢別・性別の人口、地域別の人口などを整理する。

2-2. 外国人人口の推移

まず、豊中市の近年の外国人人口の推移を確認しておこう。住民基本台帳に外国人の登録が始まった平成24年（2012年）以降の結果が図表9だが、近年は外国人人口が漸増傾向にあることがわかる。特に平成30年（2018年）から令和元年（2019年）にかけては、562人と近年で最も多い増加幅となった。直近では、豊中市の全人口に占める外国人の割合は1.51%にのぼっている。

なお、令和元年（2019年）における外国人人口の比率を算出すると、全国で2.32%、大阪府で2.90%となっている¹¹。豊中市は外国人人口が相対的に少ないと言える。北摂各市との比較では、豊中市の外国人比率は中程度の値となっている（図表10。参照資料が違うため豊中市の数値が上述のものと異なる）。

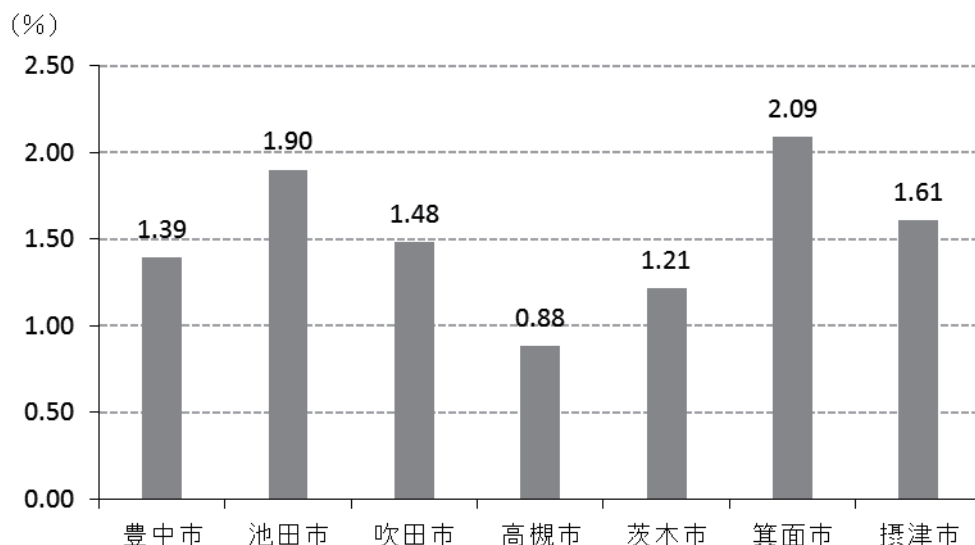
図表9 豊中市の外国人人口の推移（H24～R1）



（資料）住民基本台帳（各年末現在）

¹¹ 総人口は総務省統計局「人口推計（2019年（令和元年）10月1日現在）」、外国人人口は法務省「令和元年末現在における在留外国人数について」を資料とした。

図表10 北摂各市の外国人比率（R1）



（資料）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）」

2-3. 性別・年齢別の状況

次に、外国人人口の性別・年齢別の状況を見ていく。図表11は、豊中市の外国人の性別・年齢別の人口について、平成26年（2014年）から令和元年（2019年）の変化も含め示したものである。

まず、外国人の人口は男女ともに20歳代から30歳代にかけての相対的に若い年齢層に偏っていることがわかる。令和元年（2019年）の全外国人人口に占める割合は、20歳代が3割弱、30歳代が2割半ばであり、20～30歳代では5割弱にのぼる。

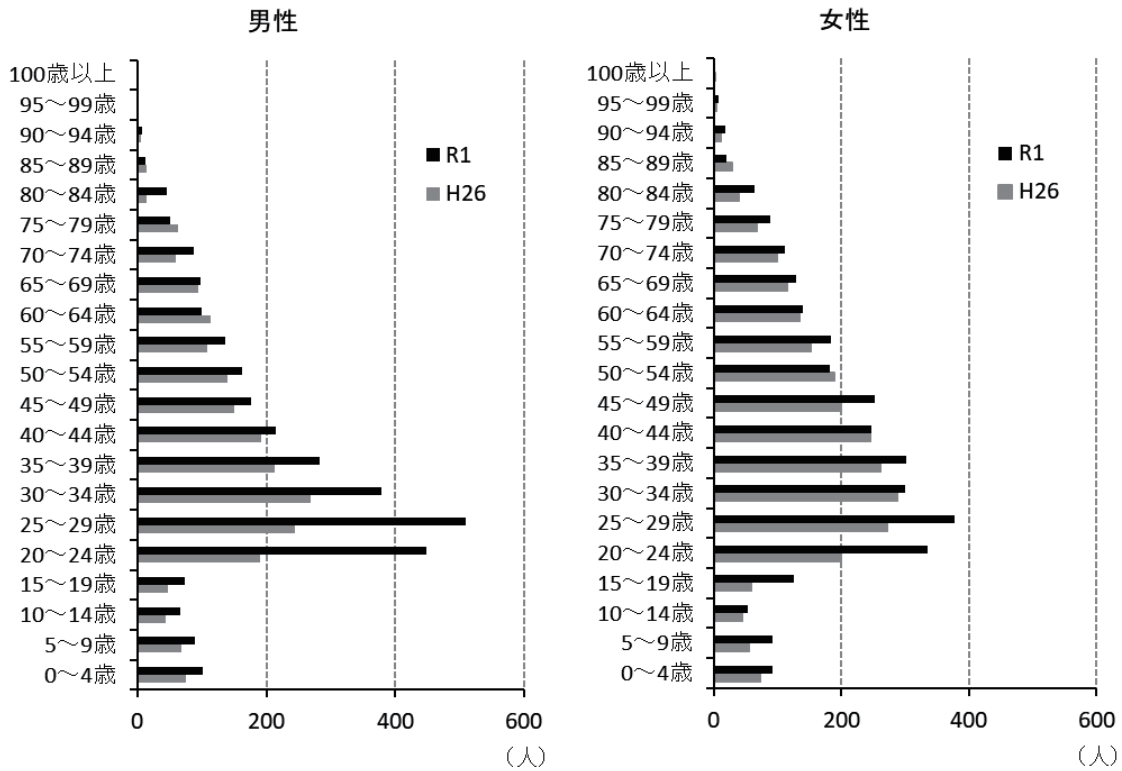
外国人人口が若い年齢層に偏る傾向は近年になるにつれ強まっており、平成26年（2014年）から令和元年（2019年）にかけて、特に20歳代の人口が大きく増えている。男女ともにその傾向が見られるが、特に男性で顕著である。平均年齢はこの間、40.8歳から38.4歳へ2歳ほど若くなっている。

近年の在日外国人の増加の背景に、若い働き手の不足があることが改めて確認できるだろう。

なお、令和元年（2019年）の日本人との人口構成を比較したものが図表12である。人口の実数ではなく、日本人・外国人それぞれの全人口に占める各年齢層の割合であることに注意していただきたい。

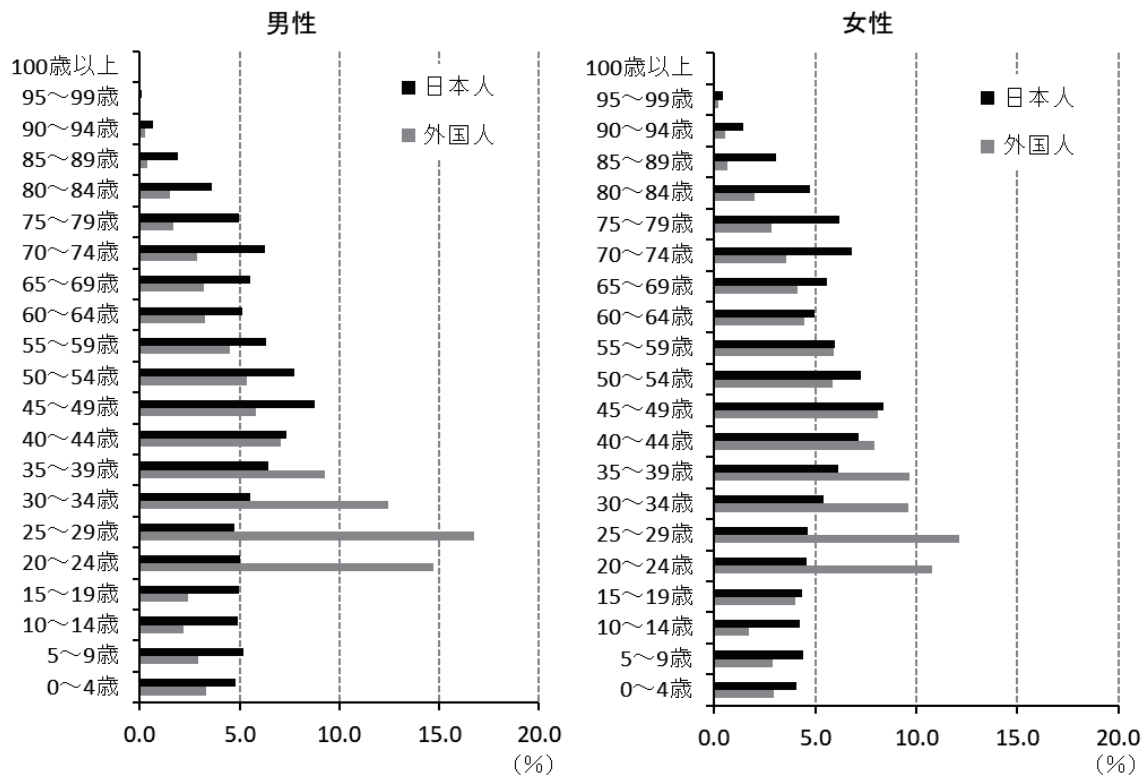
ここからは、外国人の人口構成が日本人に比べ、20～30歳代を中心とした若い層に偏っていることが再確認できる。令和元年（2019年）の平均年齢は、日本人の45.4歳に対し外国人は38.4歳と7歳ほど若い。

図表11 豊中市の外国人の性別・年齢別の推移 (H26→R1)



(資料) 住民基本台帳 (各年末現在)

図表12 豊中市の日本人・外国人の性別・年齢別の割合 (R1)

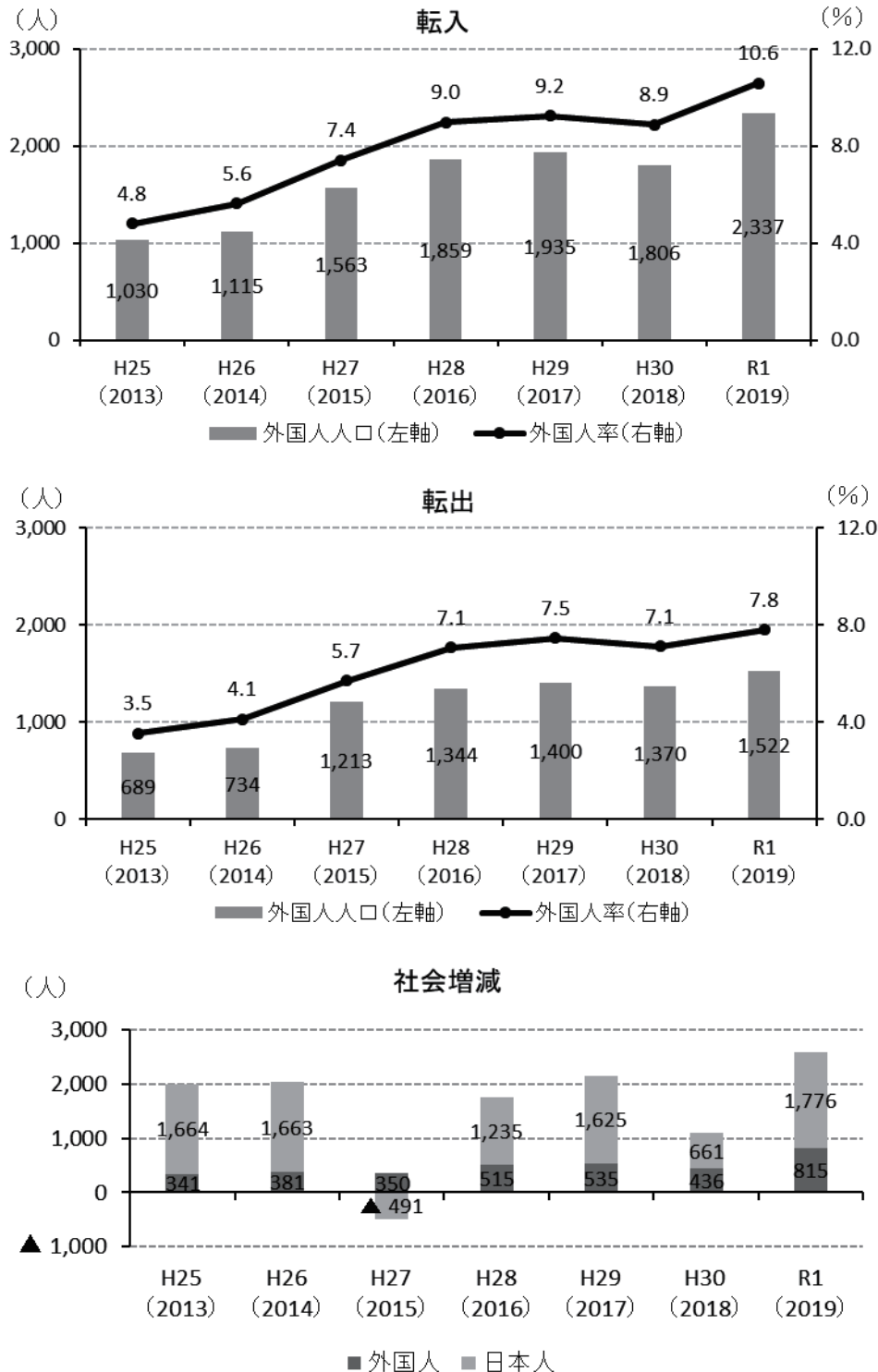


(資料) 住民基本台帳 (各年末現在)

2-4. 社会動態・自然動態

次に、外国人の社会動態、つまり豊中市からの人口の出入りについて分析する。豊中市に移り住んで入ってくることを転入、出ていくことを転出と呼ぶ。また、社会動態によって人口が増えることを社会増、減ることを社会減と呼ぶ。

図表13 豊中市の外国人の社会動態 (H25→R1)

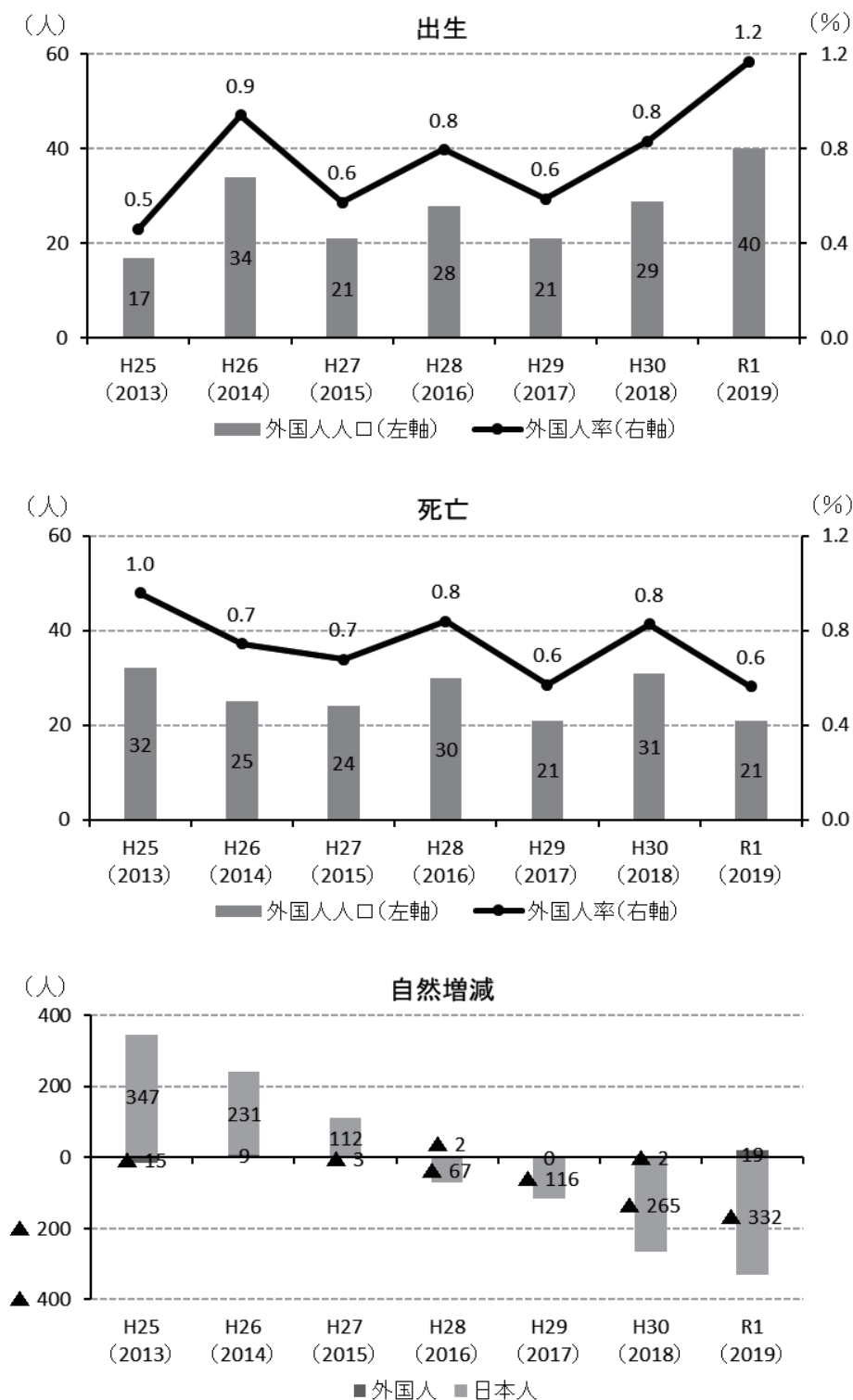


(資料) 住民基本台帳 (各年末現在)

図表 13 に社会動態の概要を示した。外国人の社会動態は転入・転出ともに増加傾向にあることがわかる。また、近年は転入が転出を常に上回っており、社会増の傾向が続いている。

図の折れ線は、日本人も含めた全転入者数・転出者数に占める外国人の割合である。この割合も増加傾向にあり、令和元年（2019年）の社会動態に占める外国人の割合は、転入で約1割、転出

図表14 豊中市の外国人の自然動態（H25→R1）



(資料) 住民基本台帳 (各年末現在)

で1割弱にのぼる。

外国人の社会増傾向が続く中、特に平成30年（2018年）から令和元年（2019年）は増加幅が大きく815人となった。日本人も含めたすべての社会増（2,591人）に占める外国人の割合は3割強にのぼる。この数値は、多くの人にとって予想以上に高いと感じられるのではないかと。

近年、豊中市では転入者の増加に伴う人口増が見られる。その人口増は外国人により支えられている部分が少なくないと言えるだろう。

続いて、外国人の自然動態、つまり出生と死亡について分析する。出生と死亡の差、つまり自然動態によって増えることは自然増、減ることは自然減と呼ばれる。

図表14に自然動態の概要を示した。社会動態とは異なり、外国人の自然動態は出生・死亡ともにあまり大きな動きがない。外国人の人口は20～30歳代が中心であること、家族の帯同が認められていない在留資格で滞在している者が少なくないこと、日本人と外国人の間に生まれた子どもは日本国籍を有するケースが多いことなどが理由であろう。

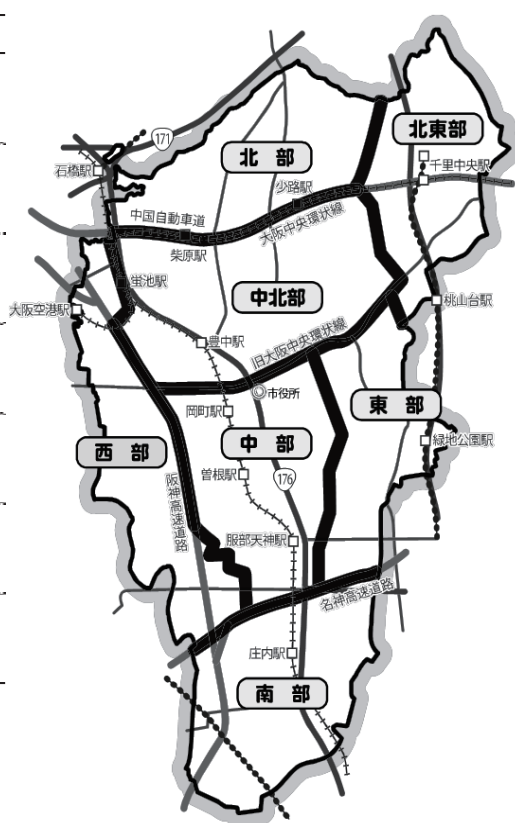
ただ、直近の数値では、日本人も含めた全出生数に占める外国人の割合が増加傾向にあるように見え、令和元年（2019年）には1.2%にのぼっている。

2-5. 地域別の状況

次に、地域別の状況を検討する。地域区分は町丁目の他に、豊中市都市計画マスタープランが定める7地域区分を採用する。7地域区分は次の図表15の通りである。

図表15 豊中市の7地域区分

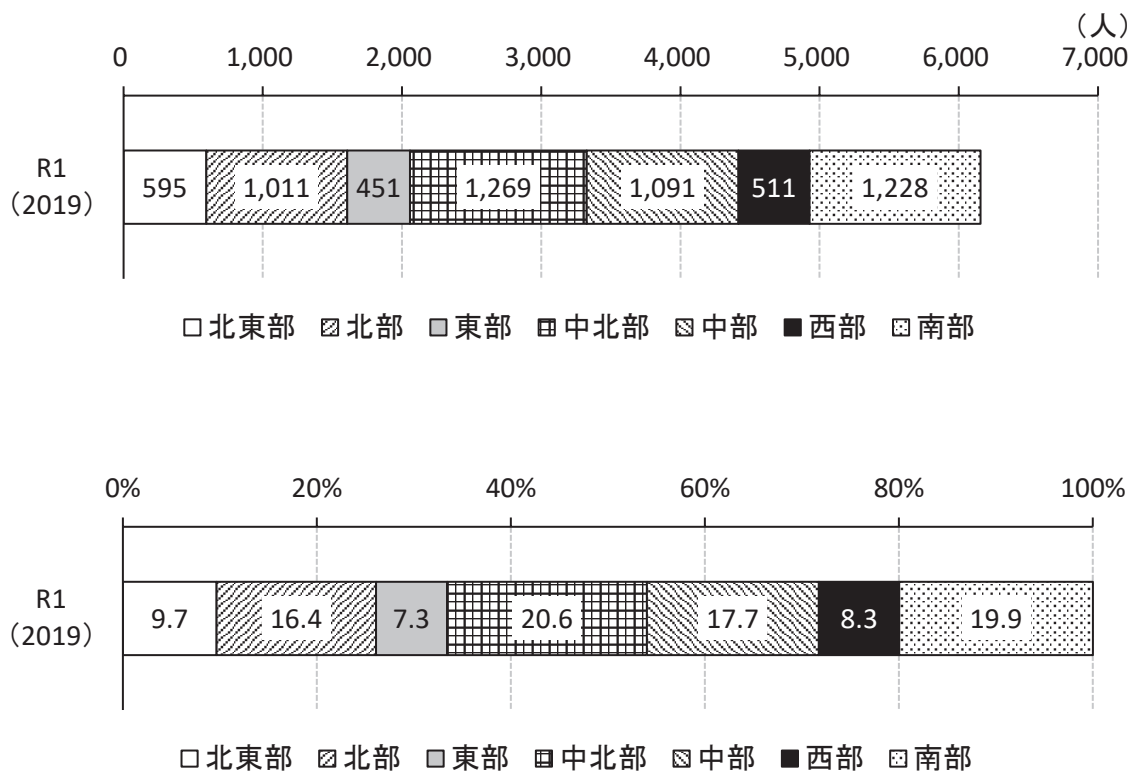
地域	説明
北東部	千里ニュータウンおよび上新田からなる地域
北部	大阪中央環状線以北の地域および千里緑地以西の地域
東部	北大阪急行・御堂筋線沿線地域で天竺川以東および名神高速道路以北の地域
中北部	阪急宝塚線沿線地域で千里緑地以西および旧大阪中央環状線以北の地域
中部	阪急宝塚線沿線地域で旧大阪中央環状線以南および名神高速道路以北の地域
西部	阪神高速道路および大阪国際空港周辺緑地以西の地域と阪急蛍池駅周辺の地域
南部	名神高速道路以南の地域



令和元年（2019年）の7地域区分別の外国人人口を示したものが図表16である。上が人口の実数、下が豊中市全体の外国人人口に占める割合である。これを見ると、豊中市の外国人は北部、中北部、中部、南部に多く居住していることがわかる。

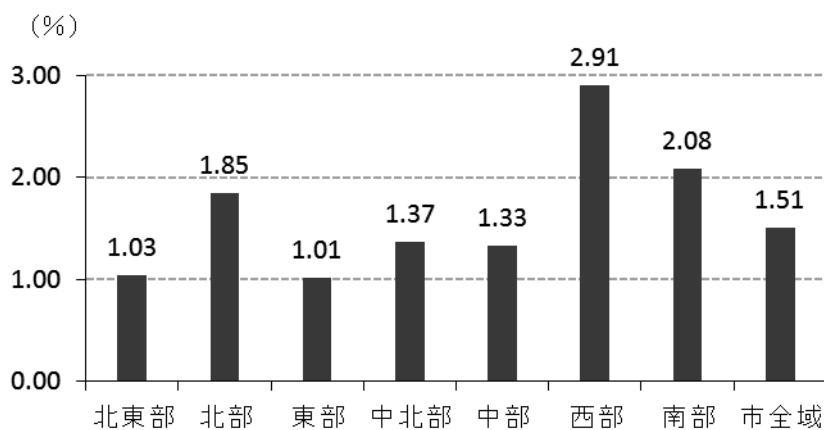
各地域の全人口に占める外国人の割合を示したのが図表17である。特に西部、南部、北部で外国人の割合が高くなっていることがわかる。

図表16 豊中市の地域別の外国人人口（R1）



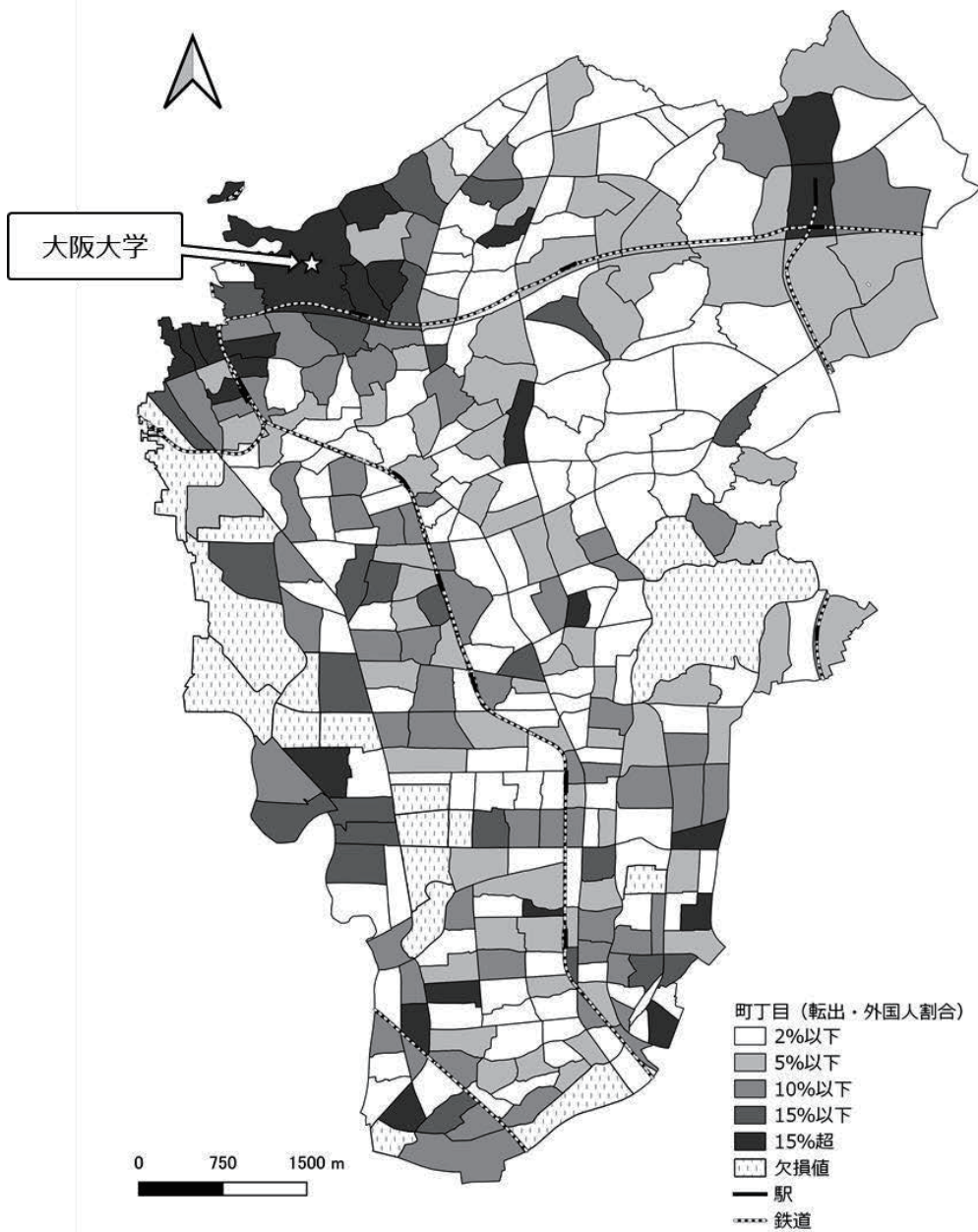
(資料) 住民基本台帳（年末現在）

図表17 豊中市の地域別の外国人割合（R1）



(資料) 住民基本台帳（年末現在）

図表18 豊中市の町丁目別の外国人割合（R1）

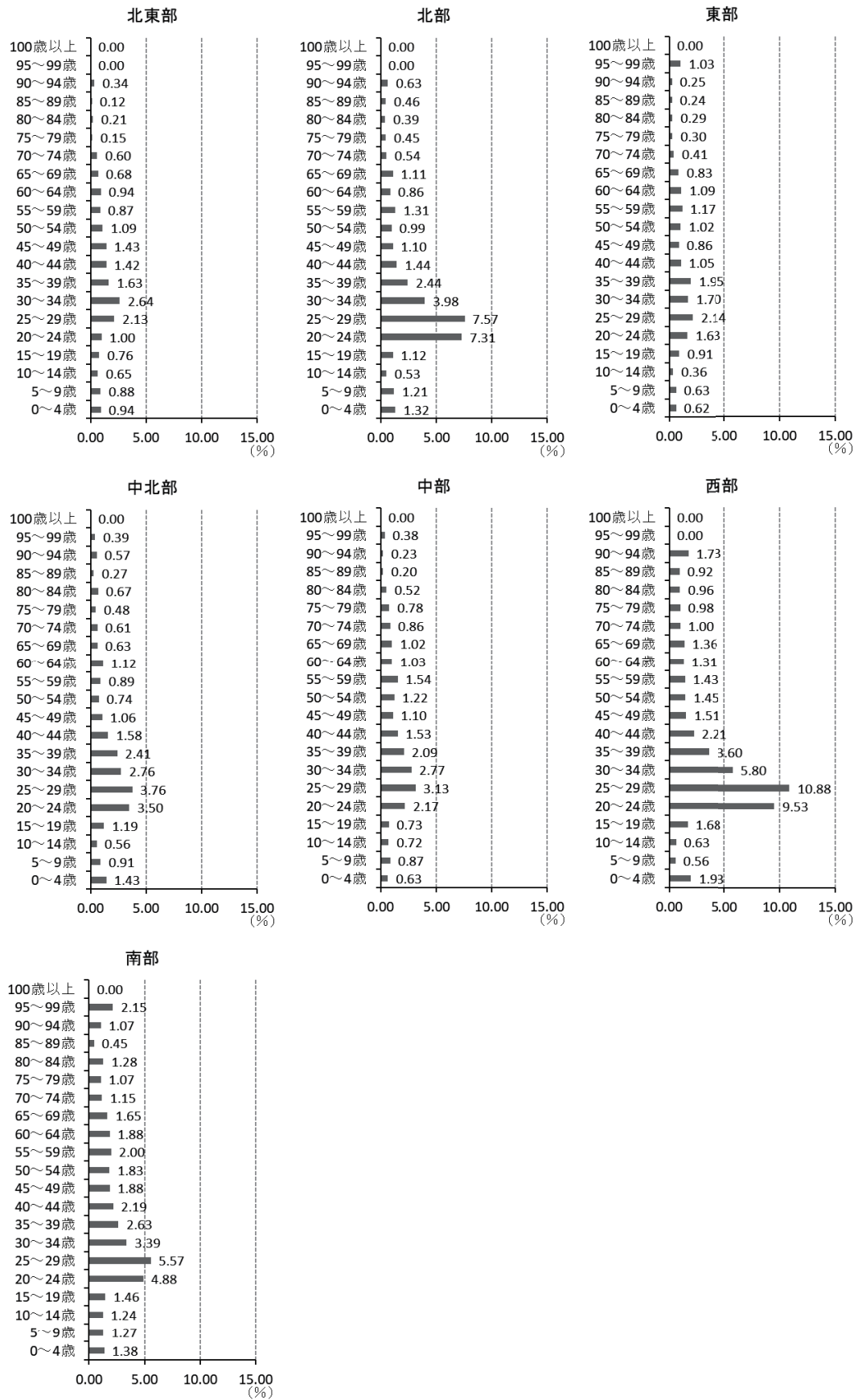


（資料）住民基本台帳（年末現在）

外国人の割合を町丁目別に示した地図が図表18である。在住者が100人未満の地域は、極端な値が出やすいことから欠損値としている。これを見ると、やはり西部、南部、北部といった地域の一部で外国人割合が高いことがわかる。ただし、北部については外国人割合の高い町丁目が大阪大学（豊中キャンパス）の周辺に固まっており、同じ地域内でも差が大きい。また、中北部や中部にも外国人割合が高い地域が散見され、局所的な集住地域があることがうかがえる。

続いて、令和元年（2019年）の外国人人口について、地域別・年齢別の割合を示したのが図表19である。これを見ると、すべての地域で外国人が多い年齢階層が若者層であることにかわりないが、特に外国人割合が高い地域、西部・南部・北部ではその傾向が顕著であることがわかる。

図表19 豊中市の地域別・年齢別の外国人人口割合（R1）

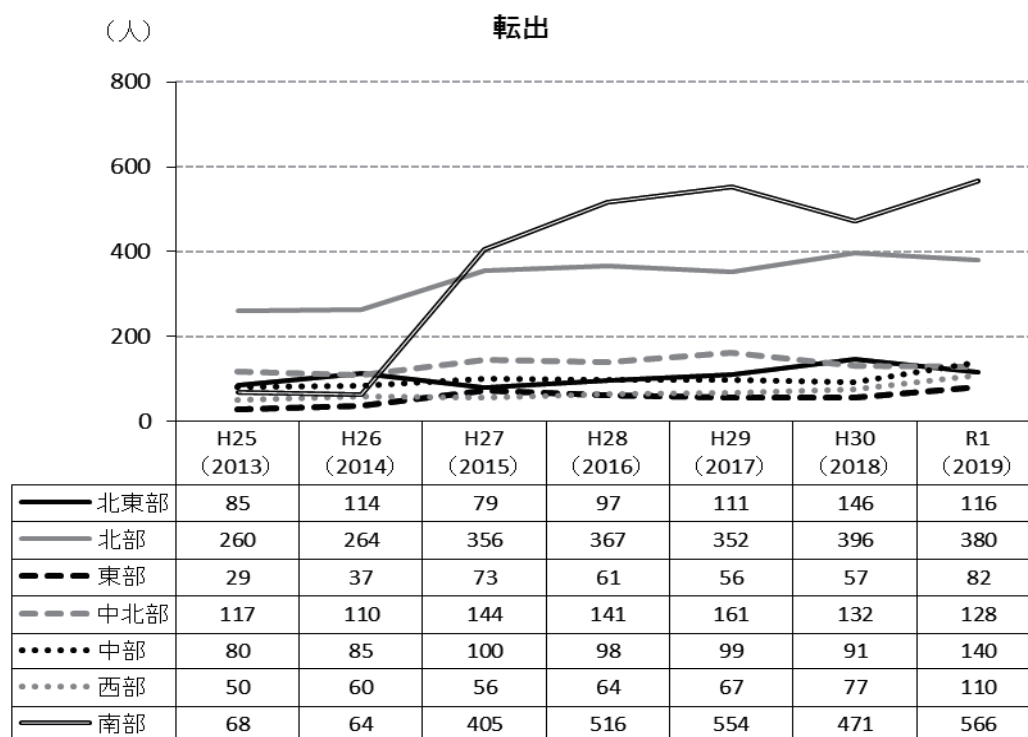
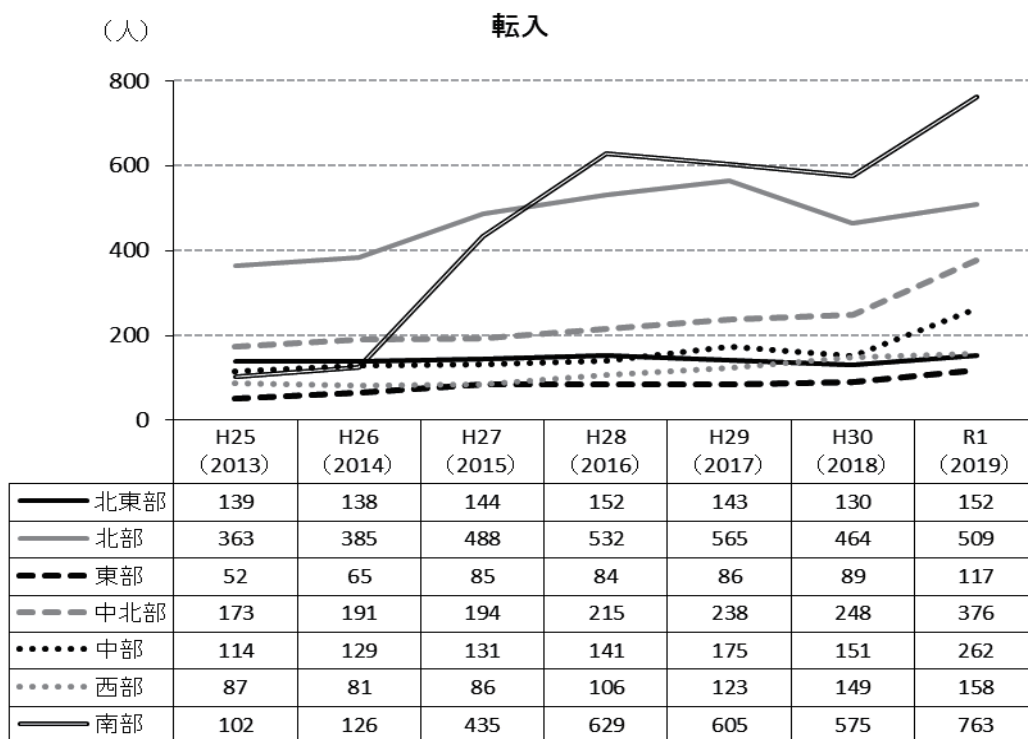


(資料) 住民基本台帳 (年末現在)

次に、地域別の社会動態について確認してみる。図表20は、平成25年度（2013年度）から令和元年度（2019年度）にかけての転入・転出の推移を地域別に示したものである。

ここからは、特に南部で近年外国人の移動が活発になっていることがわかる。それ以外の地域でも、平成30年（2018年）から令和元年（2019年）にかけて転入数が増加している。

図表20 豊中市の地域別の社会動態の推移（H25→R1）

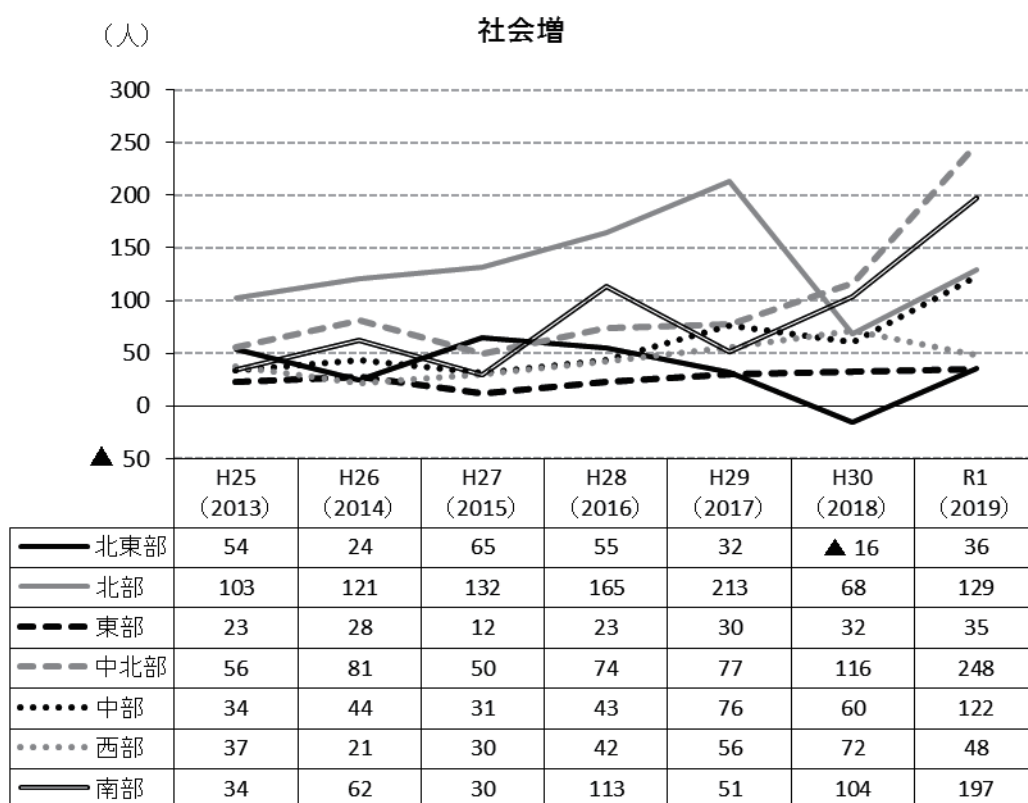


(資料) 住民基本台帳（各年度末現在）

社会増の推移を地域別に見たものが図表21である。中北部と南部で顕著な社会増の傾向が近年見られることがわかる。それよりは上昇幅が小さいものの、中部でも社会増傾向が確認できる。北部については、平成29年度（2017年度）まで続いていた右肩上がりの社会増の傾向が平成30年度（2018年度）で途絶えている。令和元年（2019年）に改めて右肩上がりになっているため、今後の動向によっては改めて社会増の傾向が見られるのかもしれない。新型コロナウイルス感染症に伴う国際移動の停滞が、今後どの程度の期間にわたるかにもよるだろう。

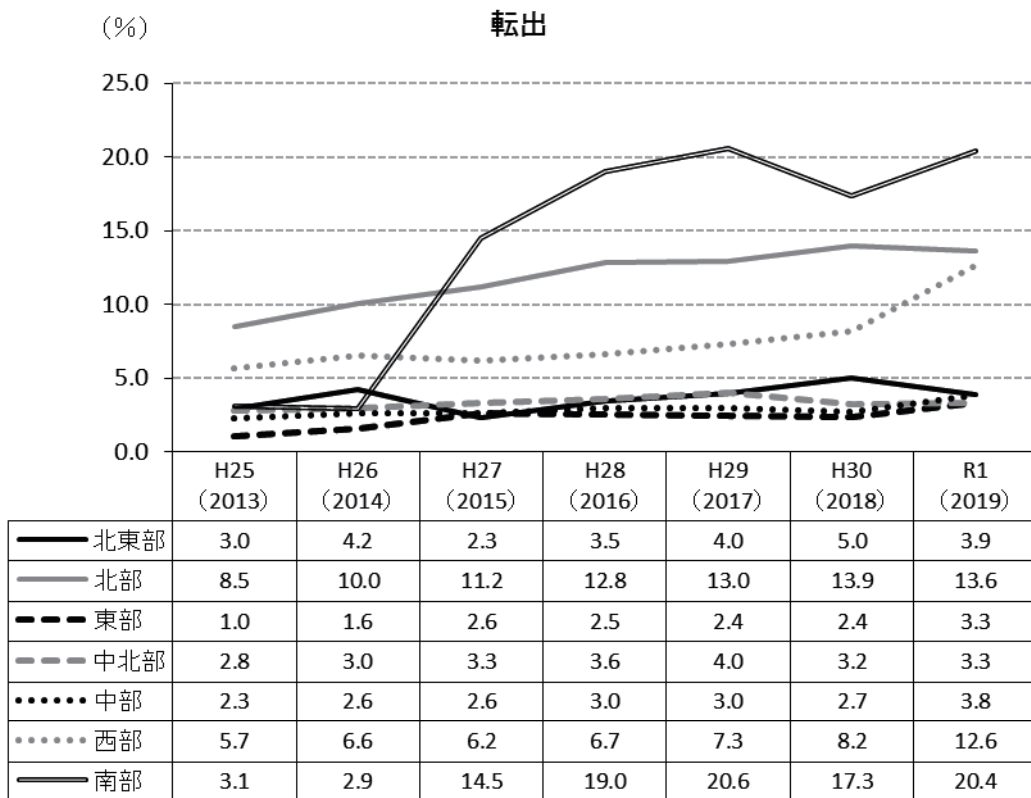
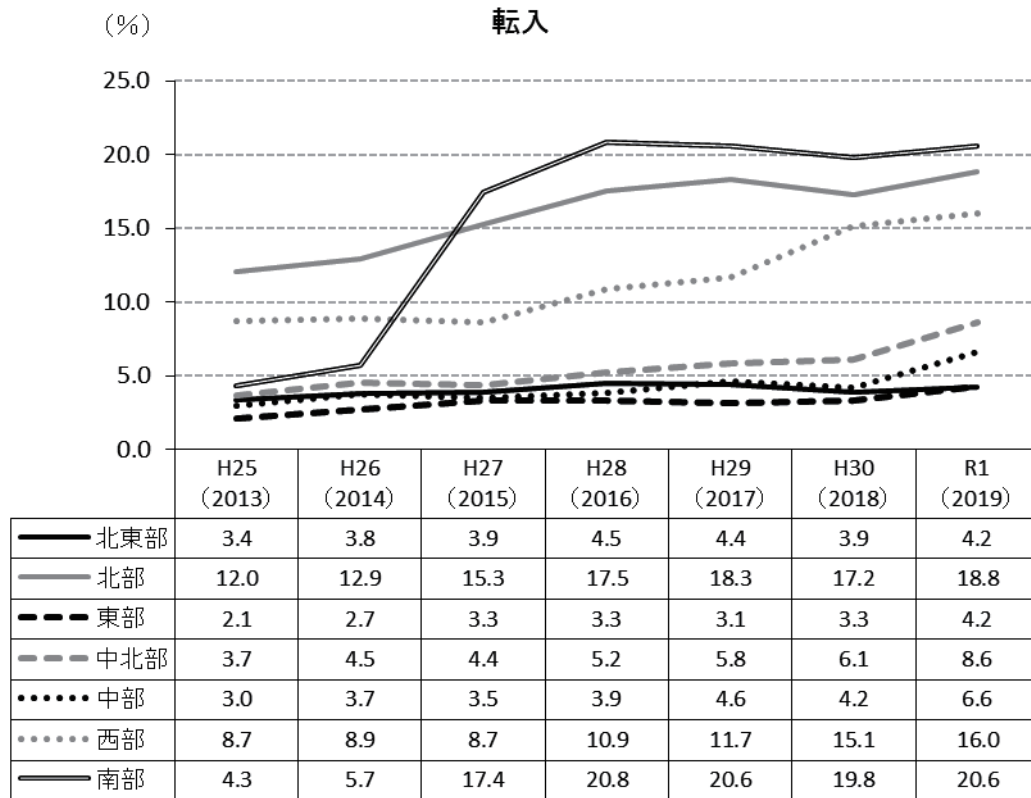
なお、図表22は、各地域の社会動態に占める外国人の割合の推移を図示したものである。やはり北部、西部、中部で外国人の割合が高く、転入の1割半ばから約2割、転出の1割強から約2割が外国人であることが確認できる。特に南部では転入・転出ともに約2割が外国人となっており、移動者の5人に1人は外国人という状況が見られる。

図表21 豊中市の地域別の社会増の推移（H25→R1）



（資料）住民基本台帳（各年度末現在）

図表22 豊中市の地域別の転入・転出に占める外国人の割合の推移 (H25→R1)



(資料) 住民基本台帳 (各年度末現在)

2-6. 小括

本章の主な分析結果をまとめると次の通りである。

- ・豊中市の外国人人口は増加傾向にある。特に平成30年（2018年）から令和元年（2019年）の増加が顕著である。
- ・豊中市の外国人人口は20～30歳代が中心である。外国人人口が若い年齢層に偏る傾向は近年強まっている。
- ・豊中市の外国人の社会増傾向は近年強まっている。
- ・全人口に占める外国人の割合を地域別に見ると、西部・南部・北部地域の順で高い。それらの地域では20～30歳代の年齢層の外国人が特に多い。
- ・近年、特に南部地域で外国人の社会移動が活発になっている。

豊中市の外国人人口は全国や大阪府と比べると少ないものの、増加傾向にあることは確かである。豊中市の近年の人口の伸びは、外国人の社会増によって支えられているところも小さくない。豊中市内の各地域によって外国人人口の増加状況やその構成は異なるが、近年における南部地域での外国人人口の増加は、地域の産業集積を背景とした外国人労働者の流入によるところが大きいだろう。いずれにせよ、地域における多文化共生の取組みが一層重要となっていることは間違いないと考えられる。

第3章 豊中市における

多文化共生の地域づくりに向けた質問紙調査

3-1. 調査の目的	30
3-2. 先行研究の整理	30
3-3. 問いの設定	35
3-4. 分析枠組みと変数の設定	36
3-5. 調査とデータの概要	45
3-6. 分析	47
3-7. 小括	81

第3章 豊中市における多文化共生の地域づくりに向けた質問紙調査

3-1. 調査の目的

先述のように、豊中市では全国的に見ても早い時期から多文化共生に向けた取組みが推進されてきた。ただ、豊中市多文化共生指針の策定時の調査では、外国人市民と日本人市民の間には社会参加をめぐる意識のギャップがあること、それを埋めるための取組みが求められることなどが指摘されていた。

そこで今回の調査研究では、上述のような課題の解決を図る目的で、質問紙調査を実施する。本章ではまず、先行研究について整理し（3-2）、調査の前提となる問いを検討する（3-3）。その上で、問いに取り組むための分析枠組みと変数について検討する（3-4）。調査とデータの概説（3-5）を行った上で具体的な分析に入り（3-6）、最後に結果の整理と考察を行う（3-7）。

3-2. 先行研究の整理

先行研究の整理にあたり、ここでは研究を2つのグループに分ける。日本人の外国人への意識（対外国人意識）について検討したものと、多文化共生に関する意識（多文化共生意識）について検討したものである。もちろん、ここでの区別は便宜的なものである。

3-2-1. 先行研究①：対外国人意識

日本人の対外国人意識については、多くの先行研究の蓄積がある。対外国人意識は各研究により、排外意識、排外主義、外国人への寛容性、外国人への偏見、地域の外国人増加に対する意識、日本の外国人労働者増加に対する意識などさまざまに設定・呼称されている。また、対象となる外国人を人種・民族により区別する場合もあれば、特に区別しない場合もある。ここでは表現を「対外国人意識」に統一し、先行研究を概観する。

(1) 個人属性

第1に、個人属性との関連について。先行研究では性別に関し、女性より男性で対外国人意識がポジティブになる傾向にあるという結果も見られるが（山本・松宮2010）、性別による違いが明確でない場合が少なくない。男性は中国人・韓国人に対する意識がネガティブな傾向にあり、女性は外国人一般の意識がネガティブな傾向にあるという結果もある（五十嵐2019、田辺2018a）。

年齢に関しては、年齢が高いほど対外国人意識がネガティブな傾向にあるという結果が多く見られる（濱田2008、五十嵐2019、大槻2006、田辺2018a、山本・松宮2010）。

社会経済的な背景に関しては、教育年数が長いほど対外国人意識がポジティブな傾向にあるとする研究が複数ある（濱田2008、眞住2015、大槻2006、山本・松宮2010）。ただ、逆に教育年数が長いほど対外国人意識がネガティブという結果もある（中澤2007）。教育年数が長いほど対外国人一般の意識がポジティブな傾向にあるが、中国人・韓国人に対する意識は教育年数との関連を持たないという研究結果もある（五十嵐2019）。

また、所得が少ないほど対外国人意識がネガティブな傾向にあるという結果や(濱田2008、2010、眞住2015)、ブルーカラー層ほど対外国人意識がネガティブな傾向にあるという結果が見出されている(濱田2008、2010、眞住2015)。

対外国人意識と社会経済的背景の関連に関しては、現実的葛藤理論や集団脅威理論による説明が試みられている。いずれの理論でも、さまざまな集団は希少な資源を奪い合う状態にあるという前提に立ち、外国人へのネガティブな意識はそのような関係性の反映であると説明される。つまり、経済状況が不安定な人ほど雇用などの面で外国人労働者と競合しやすい状況にあるため、外国人へのネガティブな意識を抱きやすくなると解釈されている。

ただ、外国人に対する排外的な言説を含む書き込みをインターネット上で繰り返す人たち¹²の規定要因を検討した研究では、所得や学歴、雇用形態ではなく、階層帰属意識がそれらの立場との関連を有しているという。ここからは、客観的に見て不利な状況にあるよりも、本人が主観的に自分は不利な立場にいると認識している場合に、外国人への排外意識を発信する傾向にあるのではないかと解釈されている(永吉2019b)。

(2) 外国人との接触

第2に、外国人との接触の効果について。対外国人意識に関する研究の主要な仮説に、接触仮説と呼ばれるものがある。外国人との接触経験が、対外国人意識をポジティブにするという仮説である(オールポート1961)。一般に、人は自らが所属する集団(内集団)とは異なる集団(外集団)に対し偏見や不安を抱きやすい。接触仮説では、そのような偏見や不安は外集団の人びととの交流の増加により低減していくと考える。

ただ、接触は相手に対する理解を促すだけではなく、衝突を生む場合もある。そのため、偏見や不安の低減につながる接触は一定の条件が必要ともされている。第1に、2つの集団が互いに対等な地位にあること、第2に、互いの関係性を発展させるのに十分な期間と頻度で行われていること、第3に、共通の目標をもつような共同作業を含むこと、第4に、制度的に支持されていること、である。

日本の多くの調査でも、接触仮説は繰り返し支持されてきた(濱田2010、五十嵐2019、永吉2008、中澤2007、大槻2018、高2015、Yamagata et al. 2020、山本・松宮2010)。対外国人意識にポジティブに作用する接触の条件として「十分な期間や頻度」「共同作業」などが挙げられてきたが、外国人を見かける程度の表面的な接触機会でも、対外国人意識のネガティブさは抑制されるという研究結果もある(大槻2006)。しかし、表面的な接触の効果については、これを否定する研究もある(眞住2015)。

¹² 永吉(2019b)では、外国人に対する排外的な言説を含む書き込みをインターネット上で繰り返す人たちについて、「ネット右翼」「オンライン排外主義者」というカテゴリを用いた分析が行われている。「ネット右翼」は①中国・韓国への否定的態度、②保守的政治志向、③政治・社会問題に関するネット上での意見発信や議論、という3つの条件をすべて満たす場合をさして、「オンライン排外主義者」は上述の①と③のみが見られる場合をさして操作的に定義されている。

(3) 社会関係

第3に、社会関係の効果について。上述の接触仮説は外国人との接触機会についての仮説だったが、相手が外国人であるか日本人であるかを問わず多様な社会関係を形成している場合でも、対外国人意識がポジティブになるという研究結果がある。

たとえば、家族や知人など関係のある人の職業が多様であるほど、対外国人意識がポジティブになるという結果が見られる（金政芸2015、金明秀2015、大岡2011）。社会関係の多様性による対外国人意識への影響は女性にだけ見られるという研究もある（田辺2001）。他者への一般的な信頼が強いほど対外国人意識のネガティブさが抑制され、一般的信頼は社会関係が多様であるほど高いという研究結果もある（金明秀2015）。

他方で、自治会の活動によく参加する人ほど対外国人意識がポジティブになる傾向も見られている（濱田2008、2010）。参加する集団が多様であるほど、対外国人意識がポジティブになりやすいとも言われる（金政芸2015）。

社会関係の多様性が対外国人意識にポジティブに作用する理由は、異質な他者との多様な関係が、他者の立場に立って考える姿勢の涵養につながっているためと考えられている。

(4) メディア利用

第4に、メディアの利用について。インターネット上には外国人に対する偏見・差別の表現が広く見られる。この状況が、日本人の対外国人意識に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。

インターネットの利用と対外国人意識の関係を日本で分析した研究はまだ多くないが、パソコンでのインターネットニュースへの接触が、対外国人意識にネガティブに作用するという結果が確認されている（辻・北村2018）。インターネットの使用時間の長さが在日コリアンへの差別的態度を強める効果があることも指摘されている（高2015）。

また、アメリカとの比較研究では、日本ではインターネットの利用（特に掲示板への書き込み）が対外国人意識にネガティブに作用するのに対し、アメリカではインターネット利用（特にブログへのコメントの書き込み）が対外国人意識にポジティブに作用するとする結果もある（藤田2011）。

さらに、在日外国人などへのヘイトスピーチを行う運動団体を対象にしたフィールドワークやインタビュー調査では、それらの団体にとってインターネットが参加者を動員する重要なルートになっていることが明らかにされている（樋口2014、安田2012）。

(5) 社会意識

第5に、社会意識について。対外国人意識を左右する要因については、それを社会不安に求める議論がある。つまり、急激に変化する社会の中で自身の社会的地位が低下することを恐れるあまり、自分たちの既得権を奪う存在として外国人が標的にされやすくなっているのではないかという理論的な指摘である（塩原2010、2012、2017）。インターネット上での排外的な書き込みは、客観的な経済状況というよりも、主観的な階層帰属意識に規定されているという先述の実証研究

の結果とも整合的だろう（永吉2019b）

他にも、社会福祉を批判し自己責任を強調する人ほど外国人に対して排外的になる傾向や、外国人の社会的権利を肯定しない傾向にあるとの分析結果がある（丸山2011、永吉2019a）。

（6）対外国人意識の現代的形態

第6に、外国人に対する偏見・差別の現代的な形態について。外国人に対する偏見・差別は、近年、以前とは異なるタイプのもものが現れているのではないかという指摘がある。外国人は生得的に劣っているとといった「古典的」な偏見・差別とは異なる、外国人は不当な「特権」を得ているとといった「現代的」な偏見・差別の出現が指摘されているのである。前者は「古典的レイシズム」、後者は「現代的レイシズム」あるいは「象徴的レイシズム」と呼ばれる。ただ、「レイシズム(racism)」という言葉は日本では一般に分かりにくいいため、本報告書では「人種・民族差別意識」と表現し、「現代的レイシズム」を「現代的人種・民族差別意識」と呼ぶことにする。

現代的人種・民族差別意識についての研究は、特に黒人差別の変化を説明するためにアメリカで発展してきた。人種差別を禁じ平等を尊ぶ社会規範が広がった現代においては、偏見をあからさまに表出することは難しい。そこで、より社会的に容認されやすい、平等理念に立脚しているように見える差別が現れたとされる。

高（2015、2018）によると、黒人を対象とした現代的な人種差別は、次のような4つの信念に基づく。すなわち、①黒人に対する差別はすでに存在しない。②したがって、現在黒人が低い地位にとどまっているのは、差別によるものではなく本人たちの努力不足によるものである。③それに関わらず、黒人は存在しない差別に対する抗議を続けている。④その結果、手厚い社会保障などの不当な「特権」を得ている。

日本では、在日コリアンへの偏見を対象に、高（2015）が現代的人種・民族差別意識の存在を計量的に実証している。Twitter上の言説や質問紙調査の分析などから、高は上述のような特徴をもつ現代的な偏見が在日コリアンを対象に一定数向けられていることを明らかにした。

日本の現代的人種・民族差別意識の実態に関する計量的な研究は、高によるもの以外はあまりなされていない。また、在日コリアンに限られない外国人一般を対象とした現代的人種・民族差別意識については、ほとんど検討対象となっていない。上述のような特徴をもつ現代的人種・民族差別意識は、人種・民族的マイノリティ以外のマイノリティや、経済的な困窮者などに対する一部の偏見と似通ったところがあるように見えることから、より幅広い対象に抱かれている可能性もある。

3-2-2. 先行研究②：多文化共生意識

次に、多文化共生意識を計量的に分析した先行研究について見てみたい。多文化共生意識についての先行研究では、対外国人意識の研究で用いられる分析枠組みが基本的に踏襲されている。つまり、多文化共生意識の規定要因について、個人属性や外国人との接触機会、社会意識などの観点から検討されている。

では、多文化共生意識はどのように指標化されているのか。水原（2016）は、多文化主義¹³を「文化の承認」と「シティズンシップ¹⁴の承認」の2つの次元から捉えている。そして、交流志向（外国人から文化や言葉を学んだり、外国人と交流するイベントに参加することなどにどれほど積極的か）とシティズンシップ承認志向（外国人の日本国籍取得の手続きを簡略化することなどにどれほど賛成か）について、それぞれどのような個人属性や行動が影響を与えているのかを計量的に分析している。

その結果、いずれの志向性も個人属性との関連は認められず、交流志向については外国人や外国文化への接触と外国人への排外志向が、シティズンシップ承認志向については排外志向のみが関連しているという結果を導き出している。

対して、大槻（2011）は、外国人との共生を「コミュニケーション志向」と「権利の対等性」の2つの次元から定義する。その上で、2つの次元を掛け合わせることで4つの共生社会像を区分する。すなわち、コミュニケーション志向が高く権利の対等性を認める「自立型共生」、コミュニケーション志向が高いが権利の対等性は認めない「序列型共生」、コミュニケーション志向が低いが権利の対等性は認める「NIMBY型共生」¹⁵、コミュニケーション志向が低く権利の対等性も認めない「排除型」である。

このように複数の共生意識を区別することで、大槻の分析では、これまで研究者などにより理想的な共生の形態と考えられてきた「自立型共生」の支持が約3割にとどまっていること、外国人との共生社会の実現に慎重な姿勢をもつ人びとが過半数を超える状態であることなどが明らかとなっている。

また、多変量解析により、外国人との交流経験があるほうが自立型共生を志向する傾向にあるとの結果や、教育年数が長い人は必ずしも自立型共生を志向せず、序列型共生を志向しがちであるとの結果も示されている。さらに、外国人が多い地域では自立型共生をめざす人が少ないことや、生活満足度が高いほうが自立型共生を志向していることなども分析されている。

水原も大槻も、用いる言葉は異なるが多文化共生を同様の2つの次元から捉えていると言ってよい。また、2つの次元は国や豊中市が掲げる多文化共生の考え方に対応すると言える。改めて確認すると、国や豊中市が掲げる多文化共生の考え方には、「相互理解」と「対等性」が含まれていた。それぞれ、大槻が多文化共生の構成要素とする「コミュニケーション志向」と「権利の対等

¹³ 水原（2016）は論文中、基本的に「多文化共生」ではなく「多文化主義」という言葉を用いている。多文化主義とは、主として欧米で採用されてきた移民の社会統合政策についての一般的な呼称であり、「国民の内部における文化的に多様な人々の存在を承認しつつ、それらが共生する公正な社会を目指す理念・運動・政策」を意味するとされる（塩原 2012）。

¹⁴ 市民権とも訳されるシティズンシップとは、「政治共同体と個人の間には結ばれた権利・義務関係の束、またそれが付着した地位」と説明される（柏崎 2010）。近代においては、国籍を有することが包括的な市民権を有することを意味してきた。

¹⁵ 「NIMBY」は Not in my backyard の略。直訳すると「私の裏庭にはやめてくれ」となり、いわゆる「迷惑施設」の設置場所めぐり、施設の必要性は認めるが自分の身近に建てることには反対する態度をさしている。ここでは、日本人と外国人の共生社会の実現そのものは支持するが、自らは外国人と積極的な関わりを持たないといった意識に、「NIMBY 型共生」という言葉があてられている。

性」に対応していると言えるだろう。

国や豊中市が掲げる多文化共生の考え方では、「対等性」という場合に、何における対等性なのか必ずしも明確ではなかったが、先行研究ではシティズンシップや権利の対等性が想定されている¹⁶。先述のように、豊中市多文化共生指針の策定時の調査では、豊中市の日本人市民は外国人市民に文化的な同化を求めることが多く、日本社会への構造的な同化を求めている外国人市民とのギャップが課題とされていた。このギャップを埋めるための知見を得るという点からも、多文化共生意識に権利の対等性を含めることには意義があるだろう。

3-3. 問いの設定

先行研究をふまえ、今回の質問紙調査で検討する問いについて、本報告書の冒頭で示したものを分節化したい。

まず、「問い1：豊中市の日本人市民の外国人との共生に関する意識の現状はどうなっているのか」について。本調査研究の目的に鑑みるならば、まず、豊中市の日本人市民が現在抱いている多文化共生に関する意識を把握する必要がある。

その際、先行研究にならい多文化共生意識を複数の類型に区別することには意義があるだろう。大槻（2011）が論じるように人びとが抱く多文化共生意識にはいくつかのタイプがあり、豊中市でも同様と考えられる。豊中市多文化共生指針が掲げる多文化共生の考え方は、大槻のいう「自立型共生」に近い。では、豊中市では「自立型共生」の意識はどの程度抱かれているのだろうか。また、他の共生意識はどの程度の割合を占めており、多文化共生を志向しない人はどのくらい存在しているのだろうか。

また、先行研究では在日外国人に対する偏見に近年変化が見られる可能性、現代的人種・民族差別意識が広がっている可能性が指摘されていた。現代的人種・民族差別意識は、豊中市においてどの程度見られるのだろうか。今後の啓発のあり方を考える上でも実態把握が必要だろう。

次に、「問い2：多文化共生の地域づくりに向けどのような取組みが求められるのか」について。この問いについては、まず、多文化共生意識や現代的人種・民族差別意識の規定要因を探る必要があるだろう。先行研究では、性別や社会経済的背景などの個人属性の他に、外国人との接触経験、社会関係、メディア利用、社会意識などが対外国人意識と関連していた。多文化共生意識や現代的人種・民族差別意識についても同様の要因候補との関連を検討することで、多文化共生の地域づくりに向け今後求められる取組みについての考察につなげたい。

問いを改めて整理すると、次のようになる。

¹⁶ 水原（2016）では、「シティズンシップ承認志向」を、「日本人と同じ条件で、外国人を地方公務員に採用すること」「外国人に、住民投票に投票する権利を認めること」「外国人に、地方選挙の選挙権を認めること」「外国人に、地方選挙の被選挙権を認めること」「外国人の、日本国籍取得の手続きをより簡単にすること」への賛否から指標化している。大槻（2011）は「権利の対等性」を、「日本に住む外国人は日本人と同等の待遇や権利を持つべきである」という質問への賛否から捉えている。

問い1-1：多文化共生意識の現状はどうなっているのか。

問い1-2：現代的人種・民族差別意識の現状はどうなっているのか。

問い2-1：多文化共生意識の規定要因は何か。

問い2-2：現代的人種・民族差別意識の規定要因は何か。

3-4. 分析枠組みと変数の設定

3-4-1. 分析枠組み

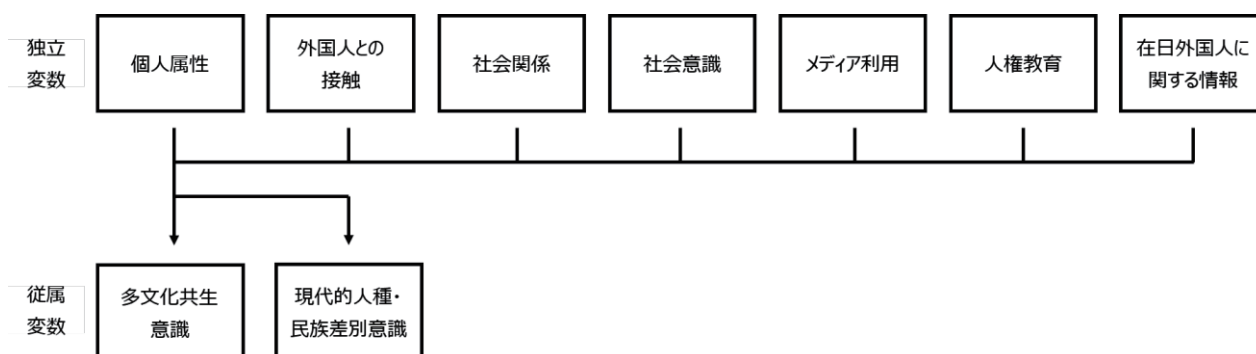
分析枠組みについては、基本的に先行研究を踏襲する。つまり、多文化共生意識に対し個人属性（性別・年齢・学歴・所得・職業）、外国人との接触経験、社会関係、社会意識、メディア利用がどのような影響を与えているかを検討する。

ただ、先行研究ではあまり見られなかった観点だが、学校で人権教育を受けた経験が何らかの影響を与えている可能性がある。さらに、在日外国人に関する知識の有無が、各意識と関連している可能性も考えられる。情報を補うことにより意識に何らかの変化が生じるとしたら、それは意識啓発の効果を確かめることにもなるだろう。

以上をふまえ、多文化共生意識や現代的人種・民族差別意識について、次の図表23のような枠組みに基づいた分析を行う。この場合、多文化共生意識や現代的人種・民族差別意識が従属変数、それ以外が独立変数となる¹⁷。

在日外国人に関する情報が各意識に与える影響を検討するため、今回は調査票に次のような工夫を行った。参考にしたのは、教育費をめぐる世論が情報提供によりどのように変わるのかを質問紙調査から分析した濱中（2016）および小川（2016）である¹⁸。両者は、提供する情報が異なる複数の調査票を作成し、それぞれの回答を比較しながら、教育への公的支出に関する意見が情

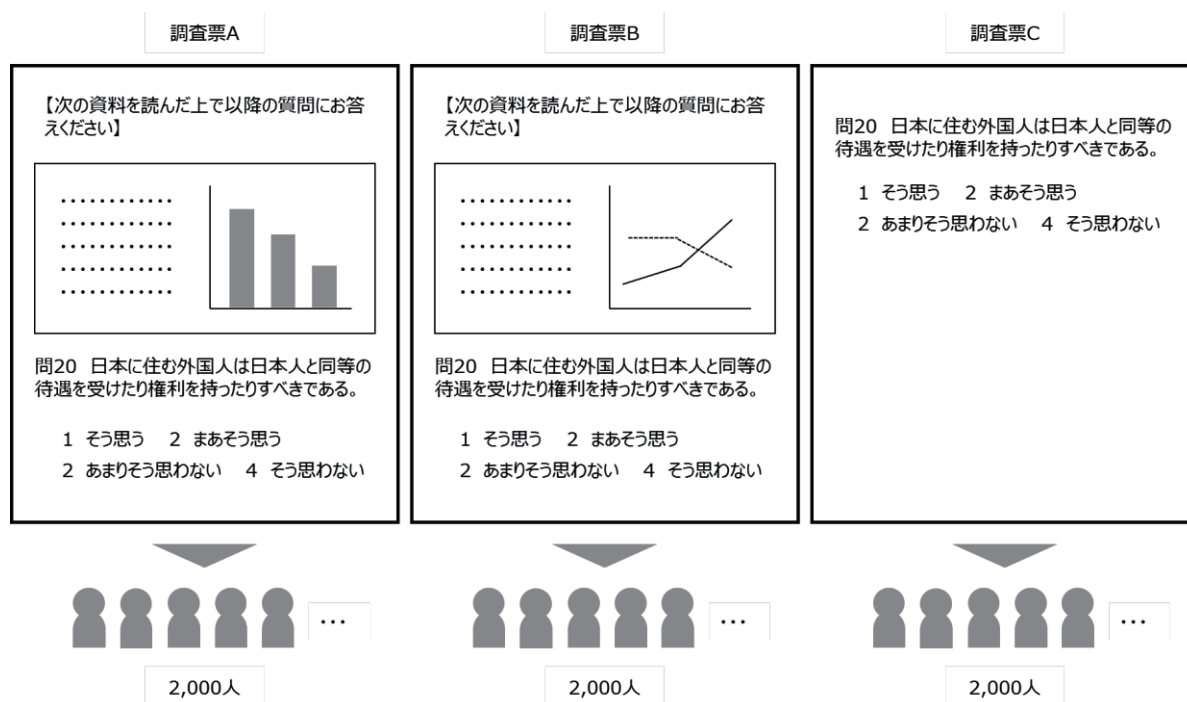
図表23 分析枠組み



¹⁷ 従属変数は結果を表すと想定されている変数、独立変数は原因を表すと想定されている変数をそれぞれ意味する。図表 23 の場合、多文化共生意識を左右する原因と見られる個人属性や外国人との接触経験など（独立変数）が、実際に多文化共生意識または現代的人種・民族差別意識（従属変数）に影響しているのかを検討することになる。

¹⁸ 両者は同じ研究グループに属し、同じ質問紙調査の結果を分析している。

図表24 情報提供の効果に関する調査イメージ



報提供によりどう変化するか実験的に検証している¹⁹。

今回の調査でもこの手法を参考にしたい。ある資料を提供したグループと、別の資料を提供したグループと、資料を提供していないグループを設定し、計3つのグループで多文化共生意識や現代的人種・民族差別への意識がどのように異なるのかを比較する（図表24）。これにより、情報の有無や内容が各意識に与える影響を捉えることにしたい。

分析にあたってはクロス集計や平均値の比較などの他、多項ロジスティック回帰分析や二項ロジスティック回帰分析といった多変量解析の手法を用いる。

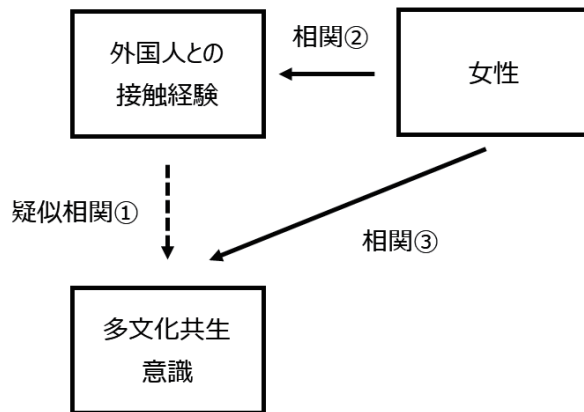
【補足】ロジスティック回帰分析について

ロジスティック回帰分析について簡単に説明する。たとえば、クロス表分析で外国人との接触経験と多文化共生意識の2つの変数の間に、「外国人との接触経験がある人ほど自立的な多文化共生意識を持ちやすい」という相関関係が見られたとしよう（図表25の矢印①）。

しかし、もしかすると女性のほうが男性よりも外国人との接触経験が多いのかもしれない（図表25の矢印②）。そうすると、外国人との接触経験が多い人ほど自立的な多文化共生意識を持ちやすいという相関関係は見かけ上のもので、実は存在していないということがありえる（見かけ上の相関は疑似相関と呼ばれる）。つまり、「外国人との接触経験がある人ほど自立的な多文化共生意識を持ちやすい」という関係は、実際は「女性は男性よりも自立的な多文化共生意識を持ちやすい」という関係を示していた可能性がある（図表25の矢印③）。なお、これまでの説明はあくまでも例示であり、外国人との接触経験、多文化共生意識、性別の間に実際その

¹⁹ 濱中（2016）らは、平松（1998）を参考にこの実験的手法を採用している。平松は、この手法を「ミニマスコミ形式」と呼んでいる。「フレーム実験」とも呼ばれる（Song・秦 2020）。

図表25 疑似相関についての例



ような関係があるかはわからない)。

疑似相関であるかどうかを検討するためには、上の例であれば性別の影響を取り除く必要がある。このように、2つの変数間の関係を知るために第3の変数の影響を取り除くことを、変数を「統制 (コントロール) する」という。

変数の数が少なければ多重クロス表を作成するなどして変数を統制した分析が可能である (上の例でいえば、外国人との接触経験と多文化共生意識のクロス表を男女別に作る)。しかし、変数が増えるとそのような分析が難しくなる。ここで有用となるのが、多項ロジスティック回帰分析などの手法である。これらの手法を用いることで、複数の独立変数を統制し、従属変数に対する個々の独立変数の効果を予測することができる。上述の例でいえば、性別、年齢、所得、学歴、職業、外国人との接触経験……といった変数それぞれの多文化共生意識への固有の効果について、他の変数の効果を取り除いて確認することができる。

二項ロジスティック回帰分析と多項ロジスティック回帰分析の違いだが、二項ロジスティック回帰分析は従属変数が2つの値 (0と1) をとる場合に、多項ロジスティック回帰分析は従属変数が3つ以上の連続せず順序関係がない値を取る場合に用いられる。例を挙げると、市民がある政策Aを支持するか否かに関し検討を行う場合は、二項ロジスティック回帰分析が使われる。対して、市民が政策Aと政策Bと政策Cのどれを最も優先するかに関し検討を行う場合は、多項ロジスティック回帰分析が用いられる。

3-4-2. 独立変数

独立変数は、基本属性 (性別、年齢、教育年数、職業、所得)、外国人接触、人権教育、社会関係 (地域参加、関係多様性、一般的信頼、一般的寛容)、メディア利用 (テレビ、新聞、インターネット)、社会意識 (反平等意識、反福祉意識、社会不安、幸福度)、情報提供、とした。詳細は、巻末の資料1に掲載している。

ここでは独立変数のひとつである在日外国人に関する情報提供について詳述する。一般的に、多文化共生に関する啓発は外国人と日本人の平等という人権的な観点から行われることが多いと考えられる。既存の啓発の影響を考える上でも、この観点からの情報提示がまずは必要だろう。

対して、近年の外国人労働者の受け入れ拡大は、少子高齢化を背景とする労働者不足の解消、経済成長の阻害要因の緩和といった経済的な観点から進められてきた。多文化共生の地域づくりは、経済的要請から増加する在日外国人をめぐる課題への対応という側面がある。

そこで今回は、人権と経済の2つの観点から多文化共生の地域づくりを訴える資料を提示することにする。

人権的な観点からの資料は、豊中市多文化共生指針の策定時に実施された、外国人市民対象の質問紙調査の結果の一部を使用する。具体的には、「あなたは、『日本の社会でそんをしている』と感じたことはありますか」という質問に対する結果を用い、グラフと説明文を示した(図表26)。

なお、この質問に対する回答は、調査結果を分析・考察した野崎(2013)や武田(2013)が、外国人と日本人の間にある意識のギャップを指摘した際に根拠としていたものである(1-4を参照)。多くの外国人市民は政治や経済などの面での構造的な社会参加を求めているのに対し、日本人市民は外国人市民に言語や文化などの面での同化を求める傾向にあることが、この結果から指摘された。

そのため、この資料を示した上で多文化共生に関する意識(特に権利の対等性)を問うことは、外国人のニーズの認知が日本人市民の意識にどの程度のインパクトを与えるか、外国人との意識のギャップの縮小をもたらすか観測することでもある。

対して、経済的な観点からの資料は、在日外国人の増加に伴う生産年齢人口(15~64歳人口)の将来人口推計の結果を用いた。

外国人労働者が日本の経済に与える影響は、雇用(日本人の雇用減や雇用条件の悪化をもたらすのかなど)、生産性(高度人材の受け入れが経済効果をどの程度生むのかなど)、社会保障(年金など社会保障制度の持続可能性を高めるのかなど)といった視点から研究が積み重ねられている。ただし、研究の中心は欧米で、日本を対象とした研究はさほど多くない。また、移民の経済的影響に関する分析は、各国の受け入れ制度や社会状況などの違いにより異なる結論が導かれやすいため、その結果を一様に示すことは難しい(永吉2020、友原2020)。何より、精緻な統計手法を用いて行われるそれらの研究結果は一般に理解しにくく、今回の調査の趣旨を考えると資料に用いるのは適切とは言い難い。

そのため今回は、国の研究機関(国立社会保障・人口問題研究所)が行った将来人口推計の結果を経済的な観点からの資料として用いる。具体的には、15歳から64歳までの生産年齢人口が、外国人の受け入れ規模により今度どのように推移するのかをグラフで示す。その上で、経済成長の阻害要因になりうる働き手不足が、外国人の受け入れに伴い緩和する可能性があることを短い文章で説明した(図表27)。

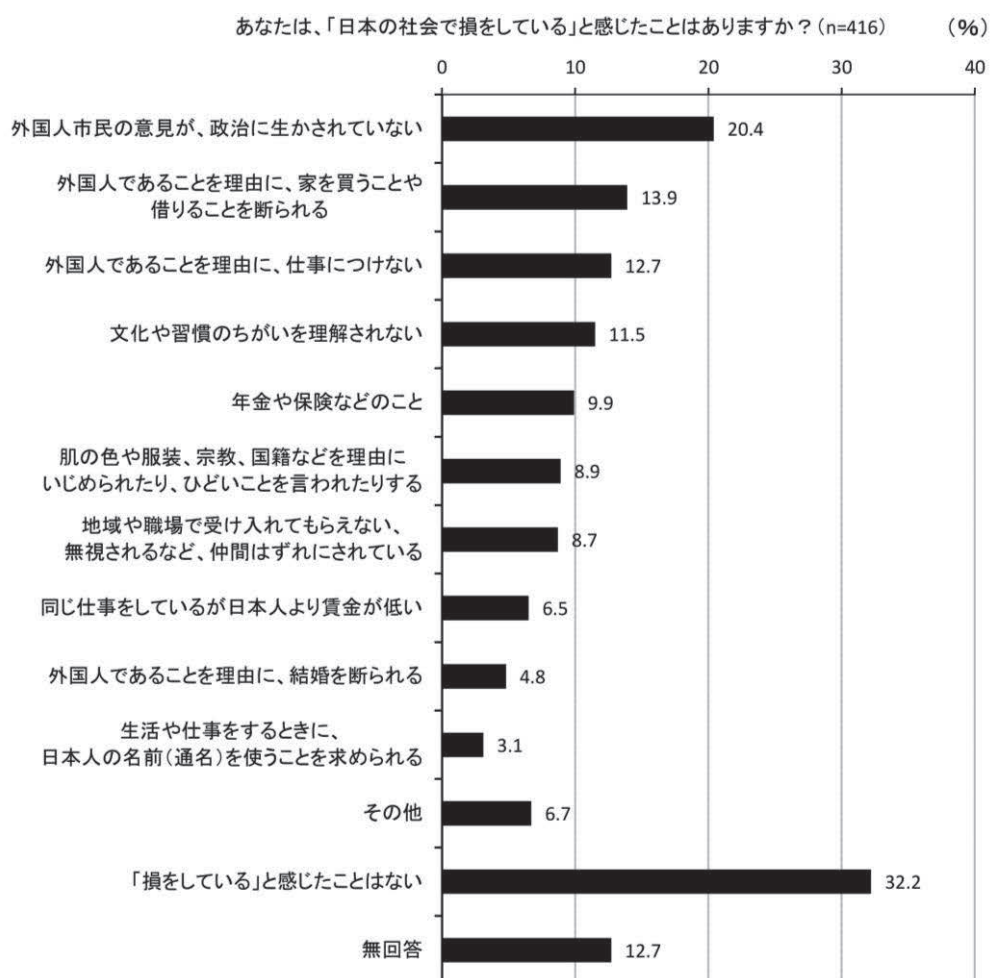
図表26 調査票Aの資料

改めて、多文化共生に関するあなたのお考えについておたずねします

以下の資料を読んだ上で、次のページの質問にお答えください。

資料

平成 24 年（2012 年）に豊中市内の外国人市民を対象に行われたアンケートでは、5 割半ばの人が何らかの意味で日本社会で暮らしにくさを感じていました。特に、政治参加や住居、仕事などの面での不満が多く見られました（グラフ参照）。国籍やルーツに関係なく、全ての人々が安心して暮らせるまちの実現のためには、外国人も日本人も同じ生活者であるという視点を持つことが大切です。



出典：豊中市「多文化共生に関するアンケート調査」（2012 年）

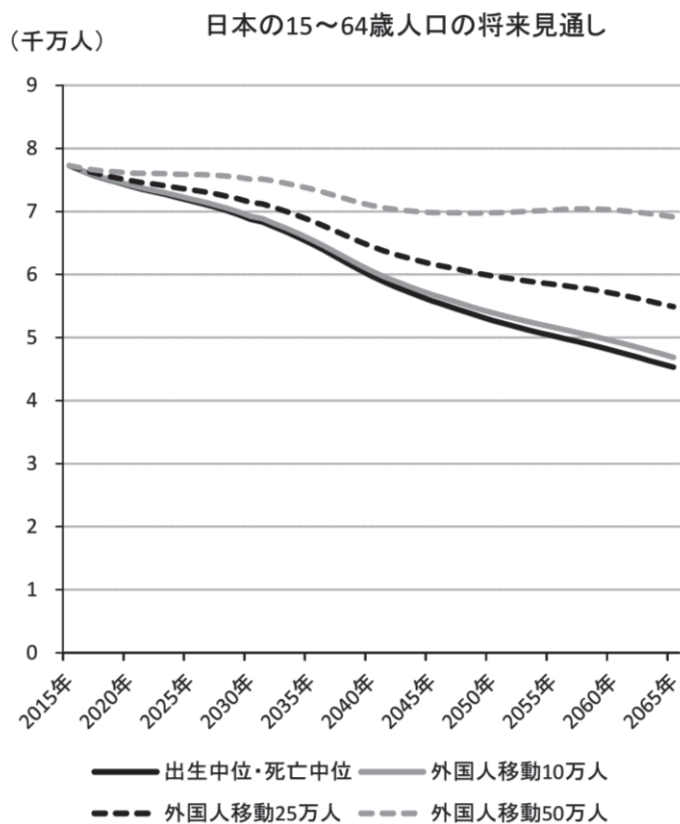
図表27 調査票Bの資料

改めて、多文化共生に関するあなたのお考えについておたずねします

以下の資料を読んだ上で、次のページの質問にお答えください。

資料

近年、在日外国人が増加している背景には、深刻な働き手不足があります。働き手不足は日本の経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。外国人を受け入れることで人口減少を抑え、将来の働き手不足を補えると考えられています（グラフ参照）。社会の活力を維持するためにも、外国人を含めた全ての人が能力を最大限発揮できる環境づくりが大切です。



出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成29年推計の解説及び条件付き推計）』（2018年）より作成

注：「外国人移動10万人」とは、外国人入国者から出国者を引いた数が、毎年10万人になる仮定に基づく見通し。「外国人移動25万人」「外国人移動50万人」も同様。

人口減少が日本の経済状況にネガティブな影響を与える可能性があること、外国人労働者がその影響を緩和する目的で受け入れられている面があることは、報道などを通じて広く知られていると考えられる。それを曖昧なイメージではなく具体的な数値に基づき視覚的に示すことにより、多文化共生に関する意識にどの程度影響を与えるかを観測する。

人権的な観点と経済的な観点は、公平性の論理と効率性の論理と言い換えることもできるだろう。もちろん、いずれの観点・論理が正しいかの判断をすることが今回の調査の目的ではない。多文化共生に関する意識にこれらの観点・論理がどのように影響するかを把握し、今後の取り組みのあり方についての考察へと結びつけていきたい。

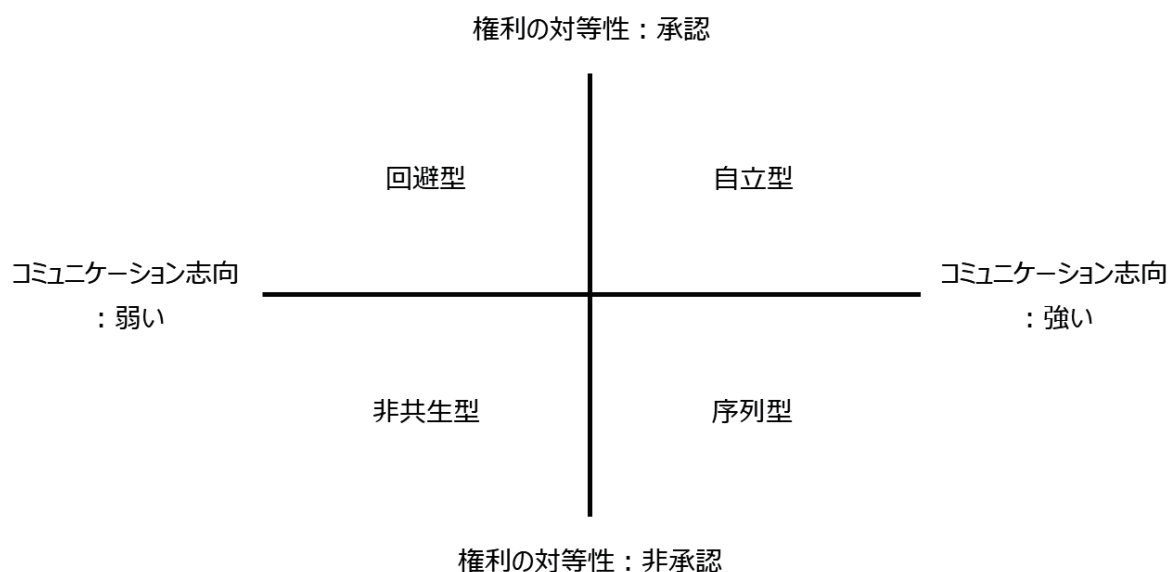
3-4-3. 従属変数

従属変数にあたる多文化共生意識の設定は、日本人と外国人の間の「権利の対等性」を承認するか否かと、外国人との積極的な「コミュニケーション志向」を有するか否かという2つの軸から多文化共生意識を類型化した、大槻（2011）を援用する。

大槻（2011）は、先行研究によって議論されてきた「（多文化）共生」概念を精査し、そこでは「棲み分け（symbiotic）」としての共生ではなく、「自立共生（conviviality）」が志向されてきたとする。「自立共生」とは「社会成員の自由と自立が確保され、日常生活におけるコミュニケーションが自発的に行われている『共生』」（p.73）と言えるが、日本では研究者を中心に、この「自立共生」の意味で、望ましい「共生」のあり方が論じられてきたという。このような整理から大槻は、共生概念を構成する要素として「権利の対等性」と「コミュニケーション志向」を見出している。

先行研究では、外国人の社会参加をめぐり日本人・外国人市民の間にギャップがあることが指摘されていた。そのギャップの架橋は、まさに日本人市民による「権利の対等性」の承認にかか

図表28 多文化共生意識の類型



っている。今回の調査研究の目的や豊中市多文化共生指針の考え方に照らしても、「コミュニケーション志向」と「権利の対等性」から多文化共生意識を捉えることは適切と言えよう。

「権利の対等性」と「コミュニケーション志向」の2つの軸を組み合わせると、4つの類型ができる。それぞれ、「自立型」「序列型」「回避型」「非共生型」と名付けることとする(図表28)。

「自立型」とは、「コミュニケーション志向」が高く「権利の対等性」を承認するタイプの多文化共生意識である。上述の「自立共生」や、豊中市多文化共生指針が掲げる多文化共生の考え方に重なるだろう。

「序列型」とは、「コミュニケーション志向」が高いが「権利の対等性」を承認しないタイプの多文化共生意識である。外国人市民が構造的な社会参加を求める傾向にあるのに対し、日本人市民は外国人に文化的な同化を求めがち、という豊中市多文化共生指針の策定時の調査の結果からは、日本人市民の一定数が「序列型」の共生を志向している可能性も示唆される。権利面での序列化を志向しているという意味で、「序列型」と名付けた。

「回避型」とは、「権利の対等性」を承認するが「コミュニケーション志向」は低いタイプの多文化共生意識である。このような意識を抱く人びとは、日本人と外国人が同等の権利を持つことは支持するものの、自分からは外国人と積極的に交流しないケースと言える²⁰。

最後に「非共生型」とは、「権利の対等性」を承認せず「コミュニケーション志向」も低いタイプである。多文化共生社会の構築に対してあまり積極的ではないと考えられる²¹。

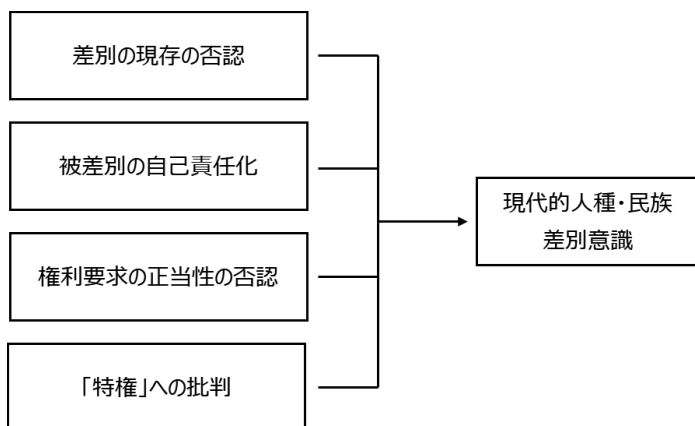
先行研究(大槻2011)をふまえ、「権利の対等性」は「あなたは、日本に住む外国人は日本人と同等の待遇や権利を持つべきであると思いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と答えたケースを承認、「あまりそう思わない」「そう思わない」を非承認とした。「コミュニケーション志向」は「今後、日本に住む外国人の助けになるようなボランティア活動に参加したいですか」という質問に「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と答えたケースを志向が強い、「どちらかといえば参加したくない」「参加したくない」を弱いとした。

次に、現代的人種・民族差別意識について。先述のように、黒人に対する現代的人種・民族差別意識は、①差別はすでに存在しない。②したがって、現在黒人が低い地位にとどまっているのは、差別によるものではなく本人たちの努力不足によるものである。③それにもかかわらず、黒人は存在しない差別に対する抗議を続けている。④その結果、手厚い社会保障などの不当な「特権」を得ている、といった信念に基づく(高2015、2018)。つまり、「差別の現存の否認」「被差別の自己責任化」「権利要求の正当性の否認」「『特権』への批判」といった要素から成ると考えられる(図表29)。

²⁰ 大槻(2011)ではこの類型は「NIMBY型」と呼ばれている。「NIMBY」はNot in my backyardの略だが(注15も参照)、一般にわかりにくい表現のため今回は「回避型」とした。

²¹ 大槻(2011)ではこの類型は「排除型」と呼ばれている。ただ、多文化共生意識を類型化する際に用いた2つの質問のうち、特にボランティア活動への参加意向は外国人への積極的な排外意識を尋ねたものとは言い難い。排除型と呼ぶのは適切ではないと判断し、今回は「非共生型」とした。

図表29 現代的人種・民族差別意識の構成要素



以上をふまえ、調査票では「在日外国人に対する差別は、もはや大きな問題ではない」「在日外国人に対する差別は、努力不足など外国人の側にも問題がある」「在日外国人は日本に対して過度な要求をしている」「行政は在日外国人に対して過度な配慮をしている」「マスコミは在日外国人に対して過度な配慮をしている」という項目に、自身の意見がどの程度合致するかを尋ねた。選択肢は「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」「わからない」である。

最後に、念のため注記しておく。現代的人種・民族差別で想定される在日外国人の「特権」は、いずれも根拠が薄弱なものだ。存在しないといってよい（安田2012）。にもかかわらず、近年社会問題となっているヘイトスピーチのように、「特権」を根拠とした在日外国人への差別がしばしば見られる。不利な立場におかれてきた人種的・民族的マイノリティの状況が、改善し始めたときに広がりを見せるとされる現代的人種・民族差別は、マイノリティとマジョリティの間の対等な関係性を拒否する差別である。今回の質問紙調査では、そのような現代的な形態の差別が実際にどの程度の広がりをもっているのかを把握するために、上述の質問を設けた。

このような差別が「現代的」と言われ注目されてきたのは、それが人権意識の高まりと並行して見られるようになったためでもある。人権意識の高まりに伴い、人種的・民族的マイノリティは生得的に劣っているという誤った信念に基づく差別は忌避されるようになった。同時に、人権意識の高まりは人びとの平等・公平に関する規範意識も高め、「特権」への批判的な態度を育んだ。そのような中で広がりを見せ始めたのが、人種・民族の生得的な優劣という誤った信念に基づく差別とは異なる、不在の「特権」が存在するかのように見なして行われる差別である。

このように、在日外国人の地位の改善や、社会における人権意識の高まりにより「現代的」な人種・民族差別が生まれてきているのだとしたら、今後の多文化共生の取組みにも再考が求められるだろう。今回の質問紙調査は、現代的人種・民族差別の実態を把握することで、そのような差別に抗する取組みを検討するために行われる。

3-5. 調査とデータの概要

3-5-1. 調査概要

今回の質問紙調査の概要は次の図表30の通りである。有効回収率は40.2%で、十分なサンプル数を確保できたと言える。

今回の調査では、上述のように異なる調査票を3種類用意した。人権の観点からの資料を添付したA票、経済の観点からの資料を添付したB票、何も資料を添付していないC票である。A票は15ページで若草色、B票は15ページでさくら色、C票は12ページで白色の調査票となっている。C票のみページ数が異なるのは、資料の有無に伴う調査票全体のレイアウトの違いによる。

各調査票は2,000票ずつ送付した。それぞれの有効回収率は次の図表31の通りである。C票の回収率が若干低いのが、これはC票のみページ数が少ない関係で1ページ内の文字数が多かったため、回答者が圧迫感を覚えたことなどが理由ではないかと考えられる。色のついた調査票が回答意欲を高めた可能性もある。ただ、回収率の差は5ポイント以内に収まっており、分析に大きな支障が出るほどのものではないとも言える。

また、図表32にあるように、調査票の種類により性別²²・年齢の構成に大きな偏りは見られず、いずれも統計的に有意な差はない。A～C票の結果を直接比較しても問題ないと考えられる。

図表30 質問紙調査概要

調査タイトル	豊中市における多文化共生の地域づくりに向けたアンケート
調査期間	令和2年（2020年）8月20日（木）～9月7日（月）
対象者	豊中市在住の20～79歳の日本国籍を有する市民6,000人（令和2年（2020年）8月12日時点） 宛先不明による不着などを除く有効送付数は5,967票
調査方法	郵送法（調査期間中、お礼状兼催促状を1回送付）
有効回収数（率）	2,399票（40.2%）

図表31 調査票別の有効回収率

	有効送付数	有効回収数	有効回収率
A票（人権情報）	1,987票	839票	42.2%
B票（経済情報）	1,989票	801票	40.3%
C票（情報なし）	1,991票	759票	38.1%

²² 図表 32 では性別から、数が非常に少なかった「その他」（n=9）の回答を省略している。

図表32 調査票別の性別・年齢別構成比

	性別		年齢					
	男性	女性	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
A票 (人権情報)	35.8%	64.2%	8.2%	13.3%	20.6%	20.5%	17.1%	20.5%
B票 (経済情報)	35.9%	64.1%	8.5%	13.5%	19.1%	20.6%	17.2%	21.2%
C票 (情報なし)	37.4%	62.6%	6.7%	14.3%	23.1%	17.1%	18.2%	20.7%

性別：カイ2乗値 0.503 有意確率 0.778

年齢：カイ2乗値 8.615 有意確率 0.569

3-5-2. データ概要

基本属性に関する結果の概略を示す。まず、性別、年齢、学歴²³、等価世帯所得²⁴については図表33のとおりである。女性が多く、20歳代が少ない構成となっている。学歴では大学・大学院卒が最も多く約4割で、教育年数の平均は14.9年、中央値は14.0年となった。等価世帯所得は250～400万円未満が約3割、150～250万円未満が2割半ばで、平均は315.3万円、中央値は250.0万円となった。

次に、職業については図表34のとおりである。職業については、調査票で職業①（就業形態）と職業②（職種）の2つの尋ね方をしている²⁵。この2つの質問に基づきカテゴリを再構成したのが職業③である²⁶。今回のサンプルはホワイトカラーが多くなっている。以下、職業を変数に用いる際は、基本的に職業③を用いる。

²³ 学歴の「その他」の回答は、具体的な記述内容から判断できるものについては他の選択肢に割り振り、判断できないものは欠損値とした。

²⁴ 等価世帯所得とは、世帯所得を世帯人数の平方根で割ったもの。異なる構成・規模の世帯所得を比較するためによく用いられる。

²⁵ 調査票では、職業①の質問で「経営者・役員」「正社員・職員」「非正規社員・職員」「自営業者」を選択した人のみ、職業②の質問に進む形式になっている。職業②の選択肢は、厚生労働省の職業分類（大分類）に準拠した。職業②の質問で「その他」を選んだケースについては、厚生労働省の「職業分類表」を参照に、具体的な記述内容から判断できるものについては他の選択肢に割り振り、判断できないものは欠損値とした。

²⁶ 「ホワイトカラー」は職業②の「専門的・技術的職業」「管理的職業」「事務的職業」「販売の職業」の合算。「ブルーカラー」は同様に「サービスの職業」「保安の職業」「農林漁業の職業」「生産工程の職業」「輸送の職業」「建設の職業」「運搬・清掃の職業」の合算。「家事専業・学生」は職業①の「家事専業」と「学生」の合算。「無職」は職業①の「無職」である。

図表33 性別・年齢・学歴・等価世帯所得

性別 (n=2,354)	男性	36.2%	学歴 (n=2,348)	中学・高校	33.5%
	女性	63.4%		専門・短大・高専	26.0%
	その他	0.4%		大学・大学院	40.5%
年齢 (n=2,356)	20歳代	7.8%	等価世帯所得 (n=2,215)	100万円未満	10.9%
	30歳代	13.7%		100～150万円未満	10.6%
	40歳代	20.9%		150～250万円未満	24.4%
	50歳代	19.4%		250～400万円未満	29.9%
	60歳代	17.4%		400～600万円未満	13.7%
	70歳代	20.8%		600～800万円未満	6.6%
			800万円以上	3.8%	

図表34 職業

職業① (n=2,309)	経営者・役員	3.9%	職業② (n=1,416)	専門的・技術的職業	24.7%
	正社員・職員	32.4%		管理的職業	9.7%
	非正規社員・職員	19.4%		事務的職業	24.9%
	自営業者	7.2%		販売の職業	10.7%
	家事専業	15.7%		サービスの職業	15.7%
	学生	1.2%		保安の職業	1.2%
	無職	20.3%		農林漁業の職業	0.4%
			生産工程の職業	3.4%	
			輸送の職業	1.6%	
			建設の職業	3.5%	
			運搬・清掃の職業	4.0%	
			職業③ (n=2,273)	ホワイトカラー	43.7%
				ブルーカラー	18.6%
				家事専業・学生	17.1%
				無職	20.6%

3-6. 分析

本節では具体的な分析を行うが、分析にあたり無回答はすべて欠損値として処理した。統計的な有意性は5%水準で判定している。クロス集計などで構成比を見る場合は、四捨五入の関係で各カテゴリの値の合計が100%になっていない場合がある。

また、理解しやすさを考慮し、本文では結果の簡潔な図示に努める。ロジスティック回帰分析の詳細な統計表は、巻末資料2として掲載する。

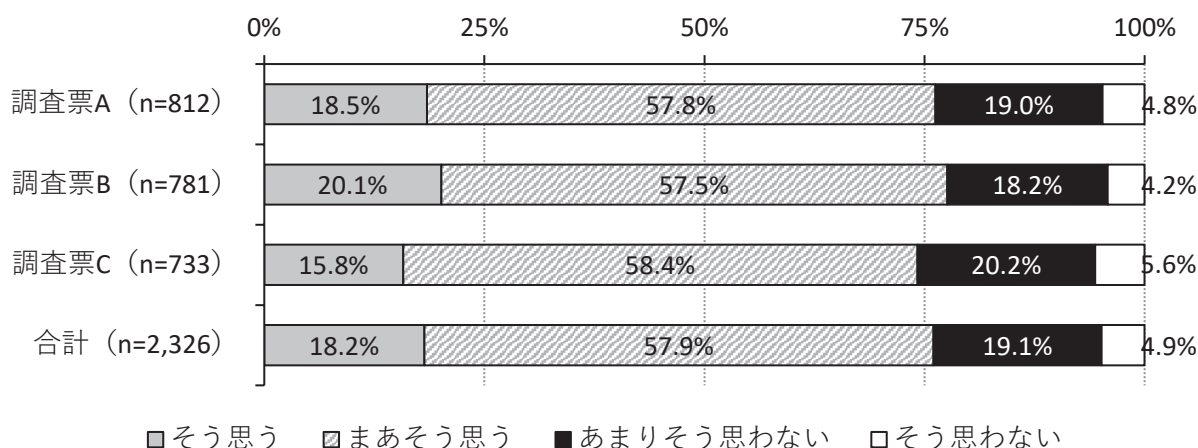
3-6-1. 多文化共生意識の現状

(1) 多文化共生意識の現状

まず、豊中市の日本人市民の多文化共生意識の現状を確認する。権利の対等性について、全体に加えて調査票の種類別の構成比を見たものが図表35である。全体では7割半ばが肯定的（「そう思う」＋「まあそう思う」）であり、2割半ばが否定的（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）だった。調査票の種類による回答の違いはほぼないと言ってよい。

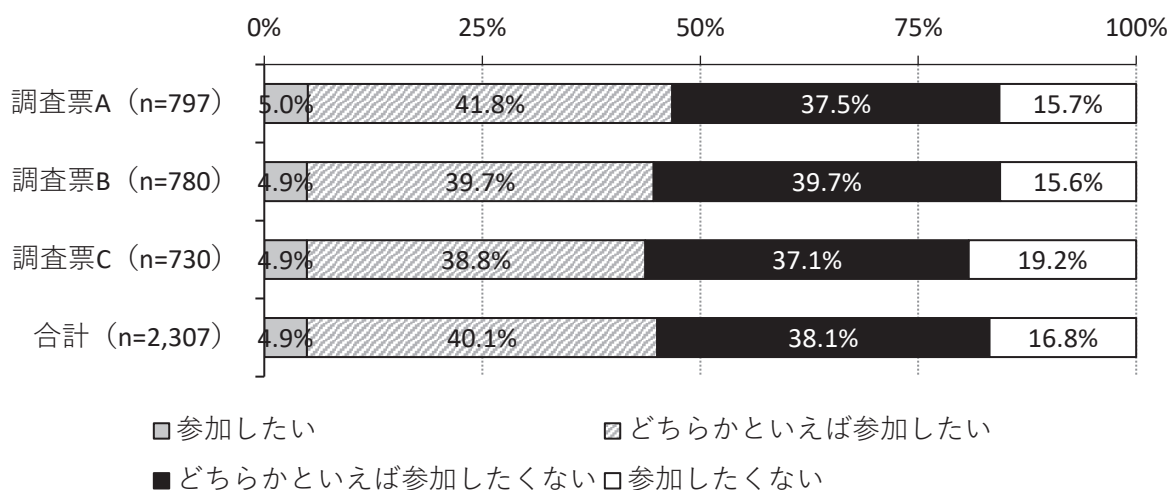
コミュニケーション志向について、同様の分析を行ったものが図表36である。全体では4割半ばが肯定的（「参加したい」＋「どちらかといえば参加したい」）であり、5割半ばが否定的（「参加したくない」＋「どちらかといえば参加したくない」）だった。調査票による差はほぼないと言ってよい。

図表35 権利の対等性



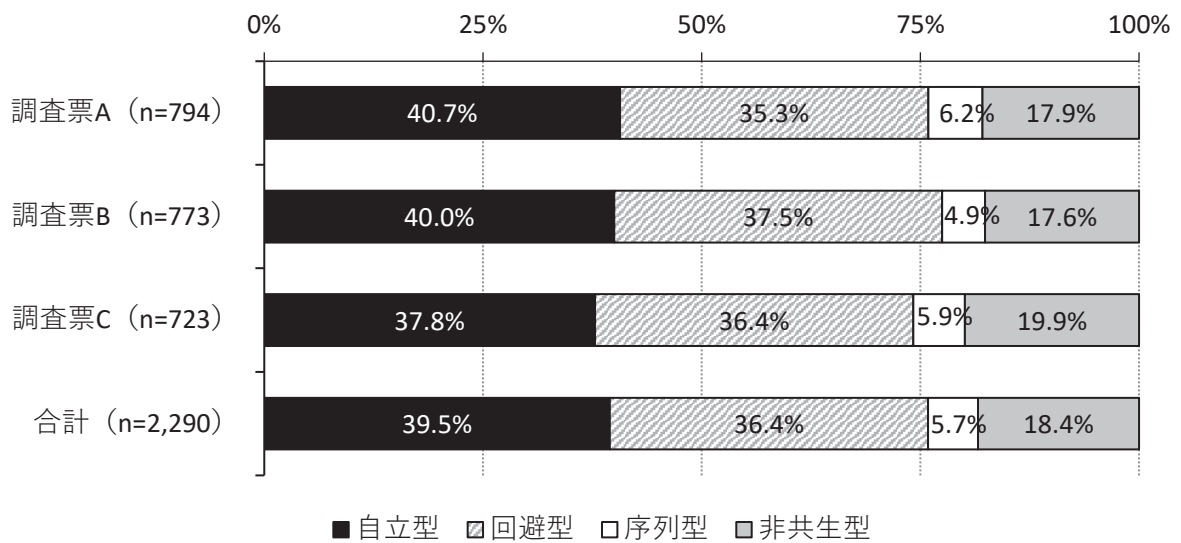
カイ2乗値 6.190 有意確率 0.402

図表36 コミュニケーション志向



カイ2乗値 5.408 有意確率 0.493

図表37 多文化共生意識



カイ2乗値 3.937 有意確率 0.685

以上2つを掛け合わせた、多文化共生意識の結果が図表37である。全体では「自立型」が約4割、「回避型」が3割半ば、「序列型」が1割未満、「非共生型」が2割弱となった。調査票による差はほぼないと言ってよい。

(2) どのような権利が承認されているのか

日本人と外国人の権利の対等性については、豊中市の日本人市民の多くがそれを承認していた。ただ、権利とひと言でいってもさまざまなものがある。どのような権利が承認されやすい、あるいは逆に承認されにくいのだろうか。

検討対象となるのは、次の諸権利である。

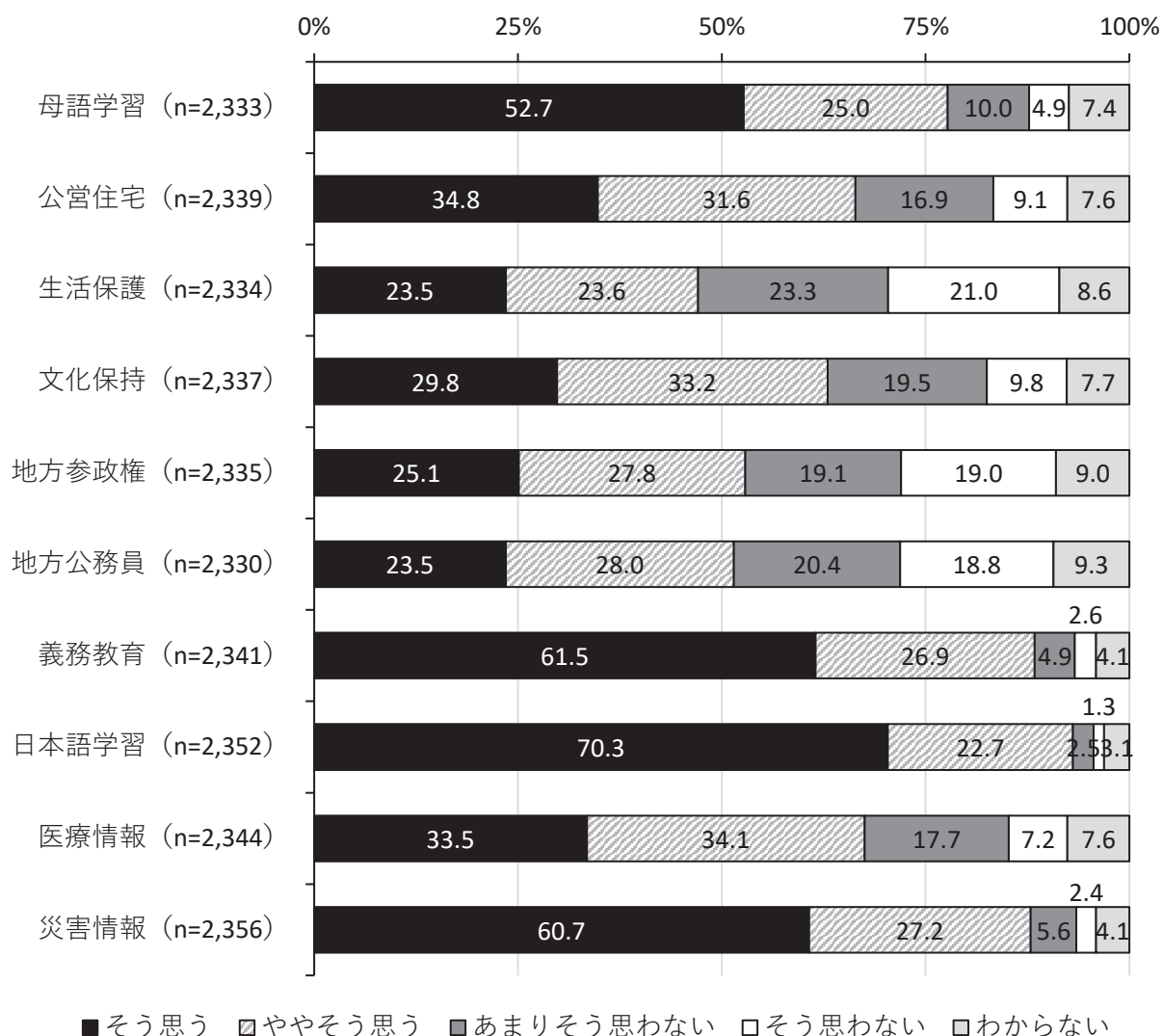
- ・「子どもに母国（出身国）の言葉を学ばせる権利」（以下、「母語学習」）
- ・「公営住宅への入居の権利」（以下、「公営住宅」）
- ・「生活保護を受ける権利」（以下、「生活保護」）
- ・「母国（出身国）の習慣を守る権利」（以下、「文化保持」）
- ・「地方参政権（選挙権）」（以下、「地方参政権」）
- ・「地方公務員になる権利」（以下、「地方公務員」）
- ・「義務教育を受ける権利」（以下、「義務教育」）
- ・「日本語を学ぶ権利」（以下、「日本語学習」）
- ・「医療機関を母国（出身国）の言葉で受診する権利」（以下、「医療情報」）
- ・「災害時に必要な情報を理解できる言葉で受け取る権利」（以下、「災害情報」）

結果は図表38である。権利の承認に肯定的な回答（「そう思う」＋「ややそう思う」）が多いのは「日本語学習」で9割半ば、次いで「義務教育」と「災害情報」が9割弱となった。災害時の情報提供を除けば、義務教育や日本語学習を受ける権利など、日本への文化的同化を促進する権利ほど承認されやすい傾向にあると言えるかもしれない。ただ、「母語学習」も肯定的な回答が8割弱と比較的多く、「文化保持」の肯定的な回答も6割半ばと極端に少ないわけではない。日本語か外国語か、日本文化か外国文化かを問わず、言語や文化に関する権利が承認されやすく、中でも日本社会への文化的同化を促す権利が承認されやすいのではないかと考えられる。

対して、否定的な回答（「そう思わない」＋「あまりそう思わない」）が最も多いのは「生活保護」で4割半ば、次いで「地方参政権」と「地方公務員」が4割弱から約4割となった。政治的権利に加え社会的権利ほど承認されにくい傾向にあるとも考えられる。ただ、社会的権利である「義務教育」の承認率が非常に高く、「公営住宅」の承認も6割半ばと低くないことをふまえるならば、一概にそういうわけでもない。

義務教育を受ける権利については、文化・言語に関係するものであることに加え、子どもに関

図表38 個別の権利の承認



する権利であることが承認率を高めているのかもしれない。公営住宅に入居する権利については、持ち家が推奨され公的な住宅供給があまり広がりを見せなかった日本社会では（平山2009）、社会的な権利としてそもそもイメージされていない可能性も考えられる。

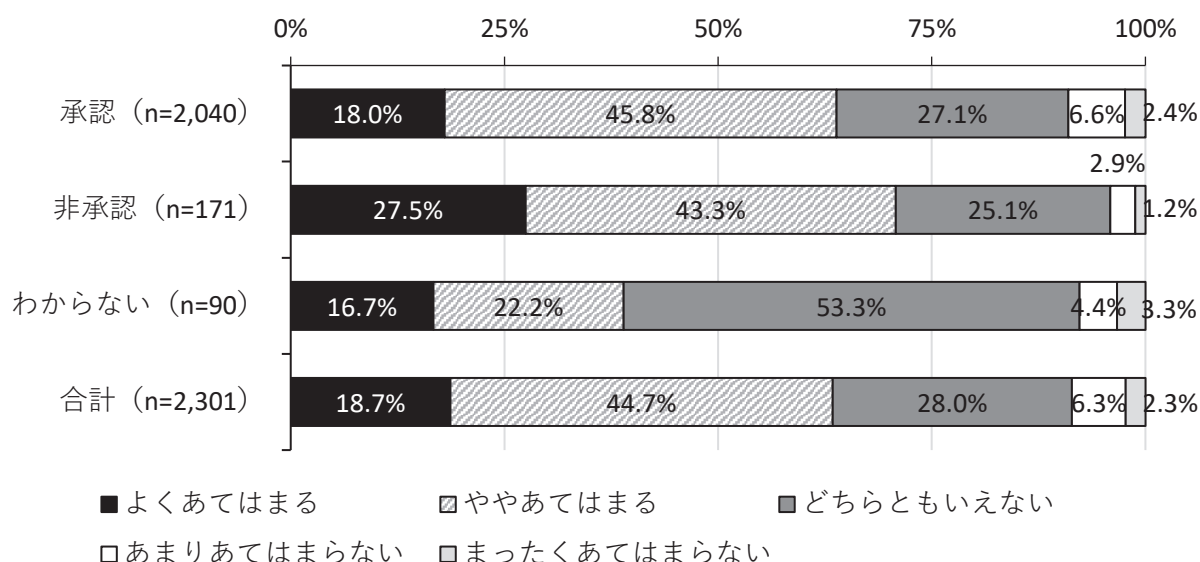
「医療情報」と「災害情報」は共に緊急時の情報提供という点で似ているが、承認率には差が出た。理由としては、ひとつには医療と災害というテーマの違いが考えられる²⁷。また、調査票において、「災害情報」については「災害時に必要な情報を理解できる言葉で受け取る権利」と尋ね、「医療情報」については「医療機関を母国（出身国）の言葉で受診する権利」と尋ねたが、この聞き方の違いが承認率の差につながった可能性もある。

なお、義務教育や日本語学習など教育を受ける権利の保障は、就職を通じた経済活動への参加など、文化的同化にとどまらない側面もある。ただ、「義務教育」を受ける権利を承認する人の間でも、「外国人を親にもつ子どもは日本の文化や言葉に適応するよう努力すべきだ」という質問には肯定的（「よくあてはまる」＋「ややあてはまる」）な回答が多く集まっている（図表39）。教育を受ける権利の承認には、教育を通じた日本社会への文化的な同化と当事者の自助努力への期待が、相当程度含まれているのではないかと考えられる。

以上、外国人の個別の権利の承認について見てきた。一貫した説明は難しいが、おおまかには、第1に政治的・社会的権利より言語的・文化的権利が承認されやすく、第2に文化的同化を促進する権利ほど承認されやすいという条件があると考えられる。

なお、日本人と外国人の権利の対等性の承認・非承認の別に、個別の権利を承認する割合を見

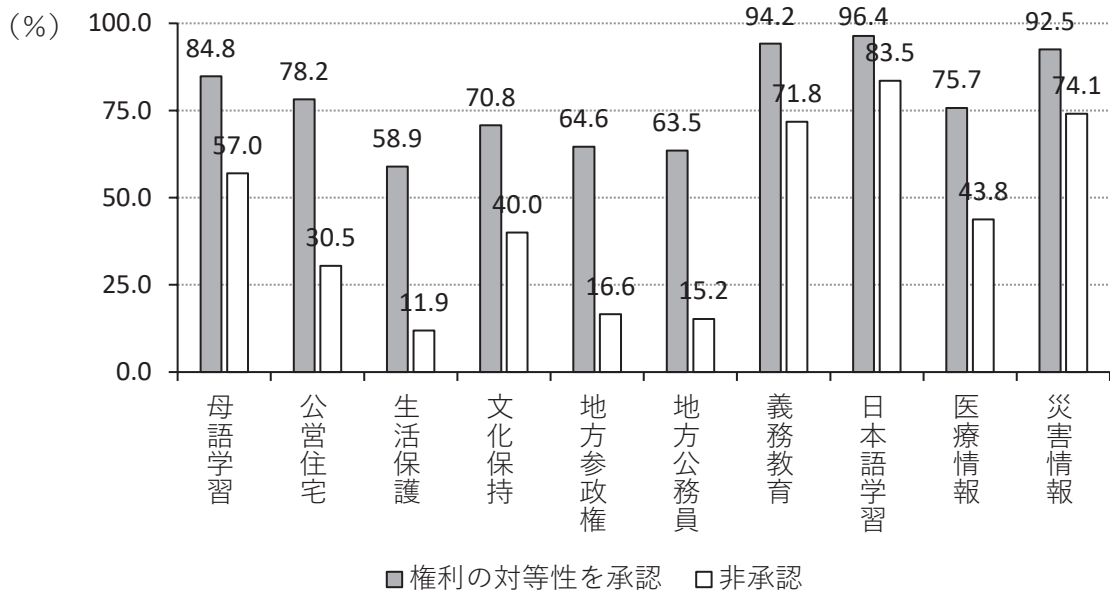
図表39 義務教育を受ける権利の承認×日本文化・日本語への適応努力への期待



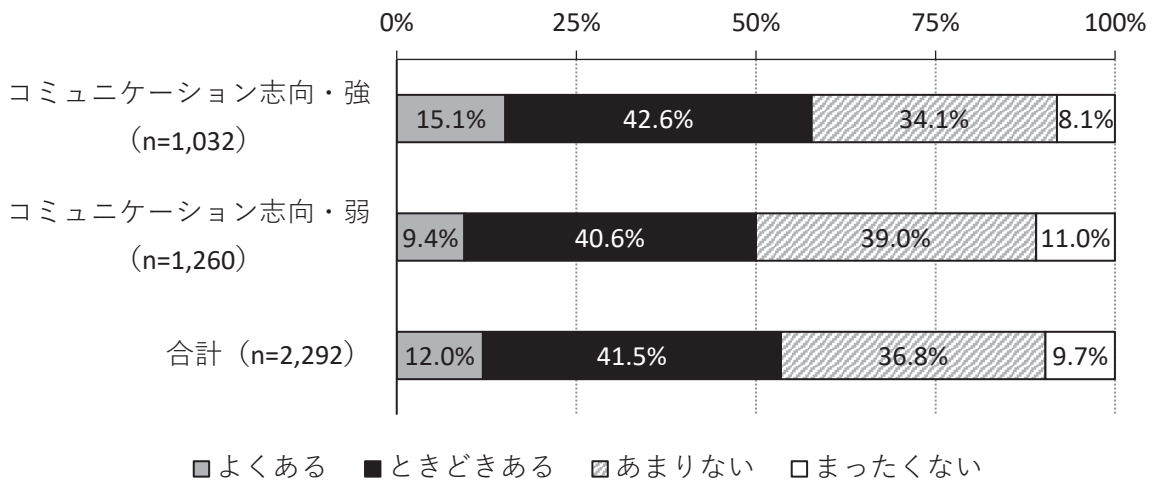
カイ2乗値 45.626 有意確率 0.000

²⁷ 外国人増加の影響について尋ねた後述（p.61）の結果では、社会保障費の増大を懸念する割合が高い。「医療情報」についても、社会保障に関するテーマと結びつけて理解された面があるかもしれない。

図表40 権利の対等性の承認×個別の権利の承認



図表41 コミュニケーション志向×外国人と顔を合わせる頻度



カイ2乗値 24.196 有意確率 0.000

たものが図表40である。当然ながら、権利の対等性を承認する人は非承認の人よりも、いずれの個別権利も認める割合が高い。

(3) どのようなコミュニケーションが行われているのか

外国人との積極的なコミュニケーションへの志向については、否定的な回答が5割半ばと過半数を占めたものの、肯定的な回答も4割半ばにのびた。では、豊中市の日本人市民は外国人とどのような形で関係をもっているのだろうか。

まず、コミュニケーション志向と、外国人との接触頻度を問う質問（「あなたが生活している地域で、外国人と顔を合わせる頻度がどの程度ありますか」）とのクロス集計が図表41のとおりである。当然ながら、コミュニケーション志向が強い人のほうが接触頻度も高い。ただ、その差

は極端に大きいわけではない。

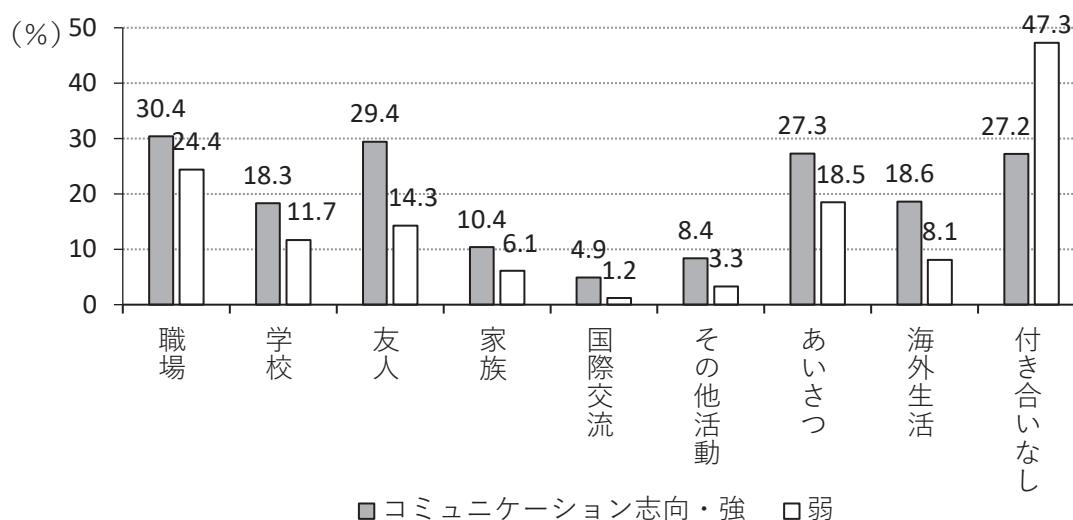
次に、外国人との付き合いの内容について見てみる。検討対象となるのは、以下の項目である。

- ・「一緒に働いている（働いていた）」（以下、「職場」）
- ・「学校で一緒に勉強している（していた）」（以下、「学校」）
- ・「友人として付き合っている（付き合っていた）」（以下、「友人」）
- ・「自分または親戚が、外国人と結婚して日本に住んでいる（住んでいた）」（以下、「家族」）
- ・「国際交流のグループで一緒に活動している（していた）」（以下、「国際交流」）
- ・「その他のグループや地域活動と一緒に参加している（していた）」（以下、「その他活動」）
- ・「外国人とあいさつ程度の付き合いがある（あった）」（以下、「あいさつ」）
- ・「仕事や留学などで海外で生活した経験がある」（以下、「海外生活」）
- ・「外国人の知り合いはいないし、付き合いもない」（以下、「付き合いなし」）

コミュニケーション志向の強弱の別に、外国人との付き合いの割合を見たものが図表42である。コミュニケーション志向が弱い人は、外国人と「付き合いなし」が5割弱にのぼる。コミュニケーション志向が強い人で多いのは「職場」「友人」「あいさつ」で、約3割から3割弱を占める。特に「友人」としての付き合いについては、コミュニケーション志向が強い人と弱い人の間で約15ポイントの差が見られる。「あいさつ」や「海外生活」もコミュニケーション志向によって約10ポイントの差が見られ、能動性が求められる付き合い方をしている人ほどコミュニケーション志向が強いことが確認できる。

そこで、外国人との接触頻度と付き合いの種類をもとに、外国人との接触形態を図表43のようにタイプ分けした。このタイプ分けは永吉（2008）を参考にした。

図表42 コミュニケーション志向×外国人との付き合い



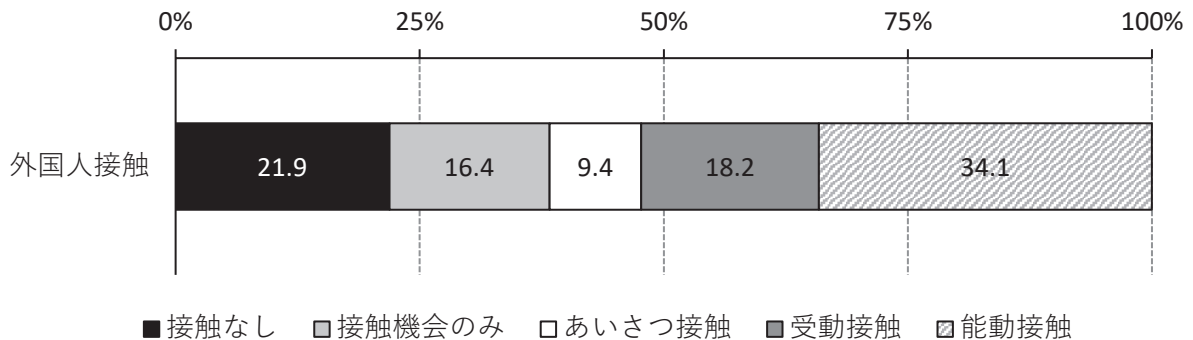
図表43 外国人との接触形態の類型化

		接触形態				
		接触なし	接触機会のみ	あいさつ接触	受動接触	能動接触
接触頻度	あまりない・まったくない	○	×			
	よくある・ときどきある	×	○			
付き合い	付き合いなし	○	○			
	あいさつ	×	×	○		
	職場	×	×	×	いずれかに○	
	学校	×	×	×		
	その他活動	×	×	×	×	いずれかに○
	国際交流	×	×	×	×	
	海外生活	×	×	×	×	
	友人	×	×	×	×	
家族	×	×	×	×		

注) ○はその項目を選択していることを、×は選択していないことを表している。

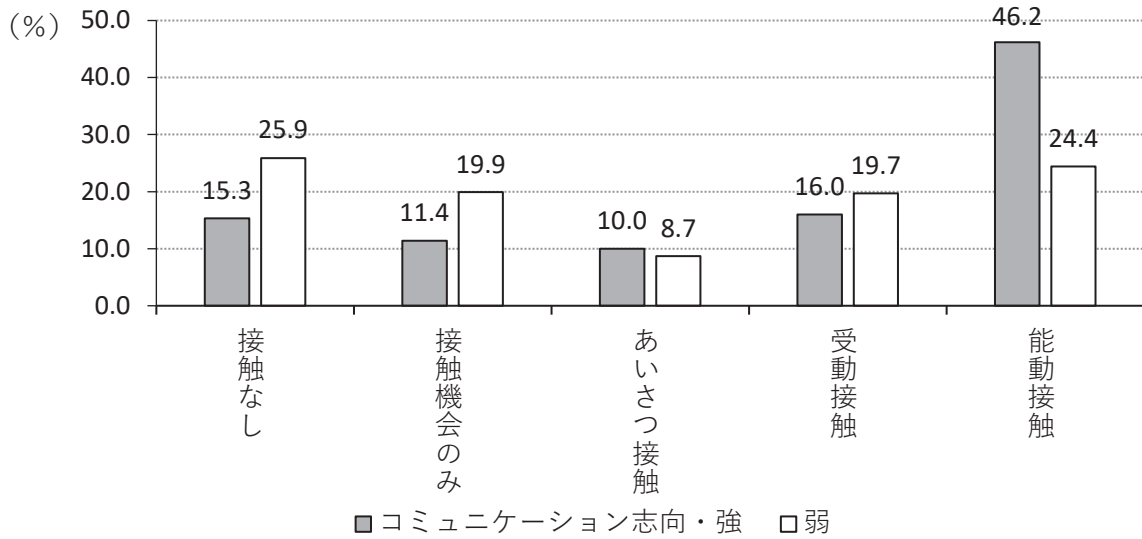
図表44 外国人との接触形態

n=2,266

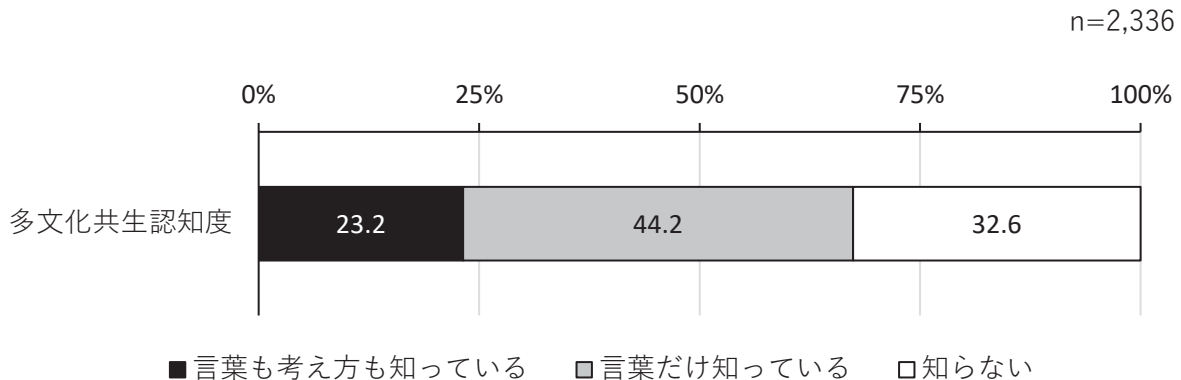


全体の結果は図表44のとおりである。地域で外国人をあまり見かけることのない「接触なし」が2割強、地域で外国人を見かけるものの具体的な交流を持たない「接触機会のみ」は1割半ばとなった。なんらかの交流を持つ人では、あいさつ程度にとどまる「あいさつ接触」が約1割、学校や職場などで一緒に過ごしたことがあるがそれ以上の付き合いはない「受動接触」が2割弱、友人関係や国際交流活動など外国人と何らかの積極的な付き合いがある「能動接触」は3割半ばとなった。

図表45 コミュニケーション志向×外国人との接触形態



図表46 多文化共生の認知度



コミュニケーション志向の強弱の別に、外国人との接触形態の割合を見たものが図表45である。特に大きな差が見られるのが能動接触で、コミュニケーション志向が強い人は4割半ば、弱い人は2割半ばと、その差は約22ポイントにのぼる。コミュニケーション志向が弱い人は、「接触なし」や「接触機会のみ」が多くなる傾向にある（いずれも0.1%水準で有意差が認められる）。「あいさつ接触」にはほぼ差がなく、「受動接触」はコミュニケーション志向が弱い人のほうがやや割合が高いが、その差は小さい（統計的な有意差も認められない）。

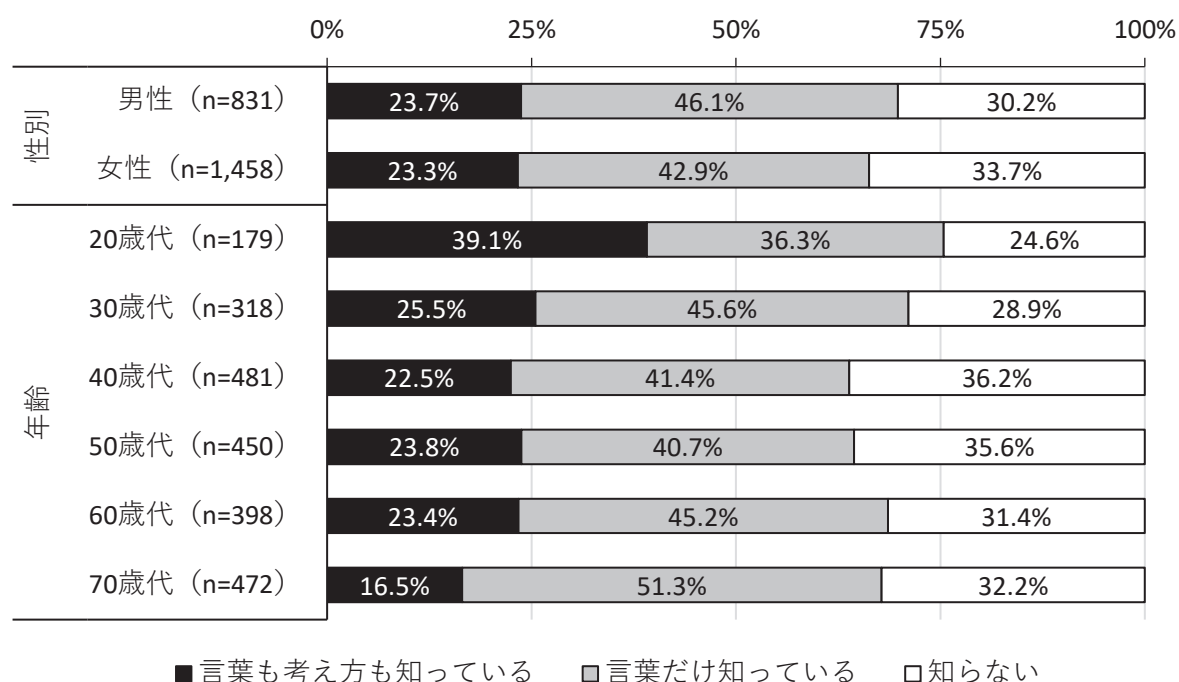
外国人とのコミュニケーション志向は、ただ顔を合わせたりその場に居合わせるだけでは高まらないことがうかがえる。

(4) 多文化共生の認知度との関連

そもそも、「多文化共生」という言葉はどの程度認知されているのだろうか。また、認知度と実際の意識の関連はどうなっているのだろうか。

まず、全体の認知度を確認する（図表46）。多文化共生については、「言葉も考え方も知って

図表47 多文化共生認知度×性別・年齢



性別：カイ2乗値 3.272 有意確率 0.195

年齢：カイ2乗値 47.636 有意確率 0.000

いる」人が2割半ば、「言葉だけ知っている」人が4割半ば、「知らない」人が3割強となった。少なくとも言葉は知っている人は7割弱にのぼる。

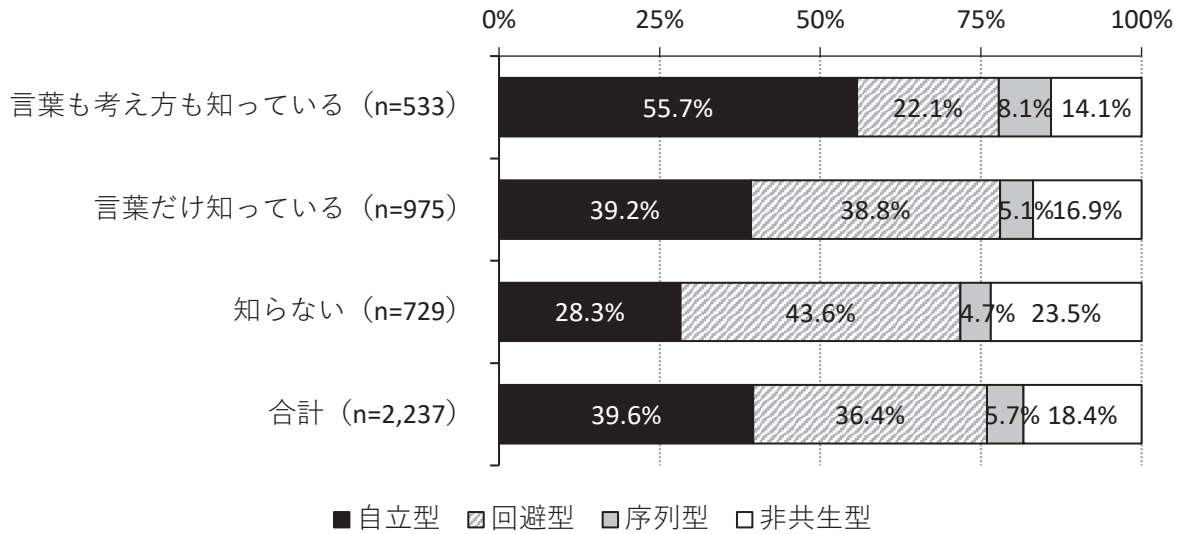
性別と年齢別の認知度の結果が図表47である。性別で見ると、女性のほうが若干「知らない」が多いが、統計的に有意な差は認められない。

年齢で見ると、「言葉も考え方も知っている」人が20歳代で約4割と突出して高く、70歳代で1割半ばと認知度が下がるものの、30～60歳代は2割強から2割半ばで大きな差がない。「言葉だけ知っている」まで含めると、認知度は20歳代で最も高く7割半ば、30歳代で7割強、40～50歳代が6割半ば、60～70歳代が7割弱となる。言葉の周知という点でいえば、「多文化共生」という言葉はすでに市民の間で相当程度広がっていると考えてよいのではないか。

では、多文化共生の認知度と多文化共生意識の関連はどうなっているのか（図表48）。まず、多文化共生の認知度が高まるにつれ「自立型」が増える傾向にある。特に「言葉も考え方も知っている」では5割強が「自立型」となっている。他方、多文化共生を「知らない」場合、「非共生型」が2割半ばと多く、また、「回避型」も4割半ばと全体に比べて割合が高くなっている。

基本的には、多文化共生の認知度が高いほど、豊中市多文化共生指針が掲げる基本理念に多文化共生意識が重なっていると見てよいだろう。的確な周知がなされている証左と言えるかもしれない。ただ、「言葉も考え方も知っている」人のうち、1割半ばは「非共生型」となっており、この層は多文化共生に対し批判的な姿勢を意識的に示しているとも考えられる。

図表48 多文化共生認知度×多文化共生意識



カイ2乗値 124.448 有意確率 0.000

3-6-2. 現代的人種・民族差別意識の現状

(1) 現代的人種・民族差別意識の現状

次に、現代的人種・民族差別意識の分析に移る。現代的人種・民族差別意識の指標化には5つの質問を用いた。

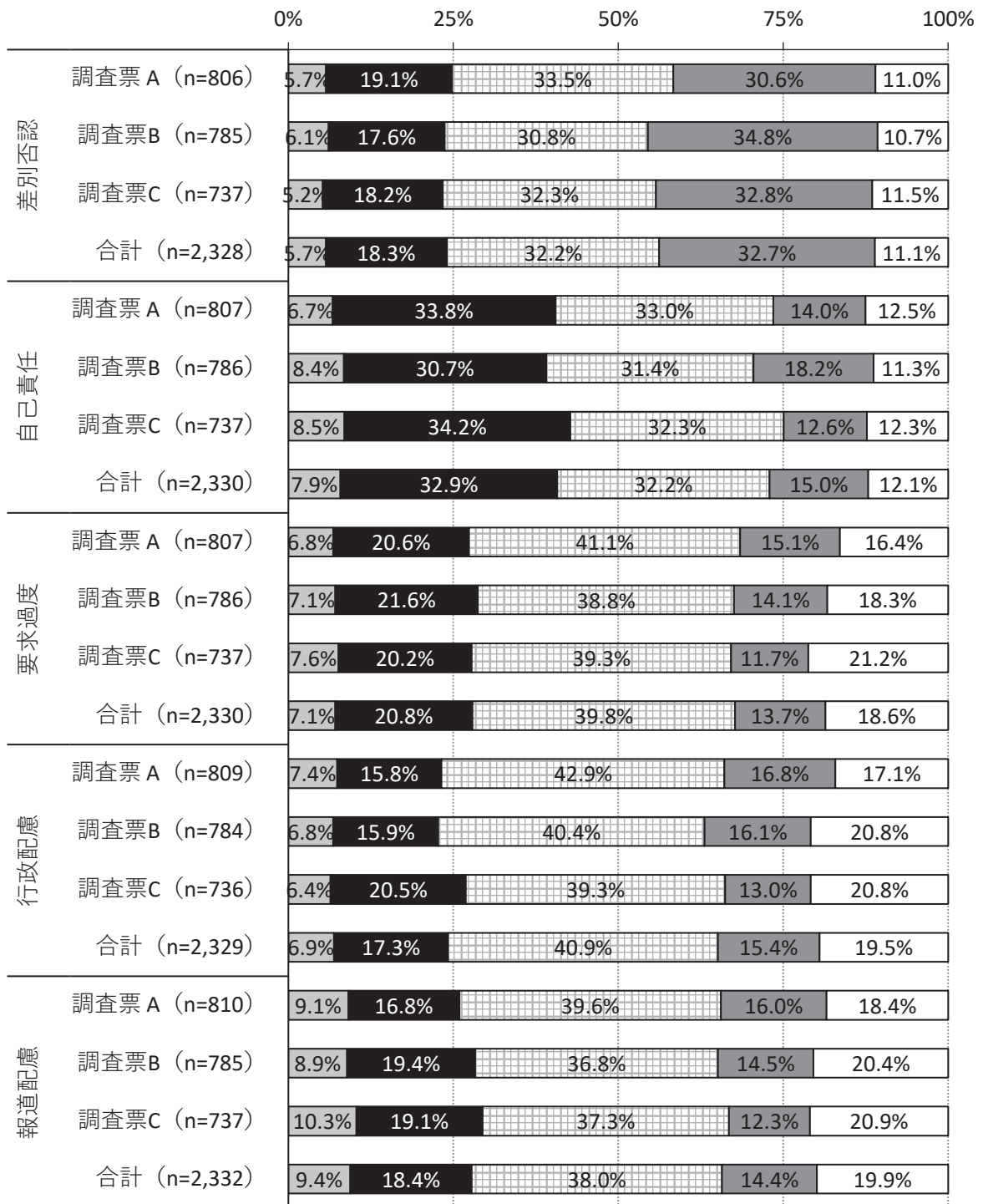
- ・「在日外国人に対する差別は、もはや大きな問題ではない」（以下、「差別否認」）
- ・「在日外国人に対する差別は、努力不足など外国人の側にも問題がある」（以下、「自己責任」）
- ・「在日外国人は日本に対して過度な要求をしている」（以下、「要求過度」）
- ・「行政は在日外国人に対して過度な配慮をしている」（以下、「行政配慮」）
- ・「マスコミは在日外国人に対して過度な配慮をしている」（以下、「報道配慮」）

調査票ごとの各質問の回答傾向を図表49にまとめた。多くの人は各設問に対し否定的に回答している。「あまりそう思わない」+「そう思わない」の割合は「差別否認」で最も高く、在日外国人への差別が未だ残っているという認識を示す人は合計で6割半ばにのぼる。その他の設問でも、合計で5割弱から5割半ばは現代的人種・民族差別意識に対して否定的な回答を示している。

対して、現代的人種・民族差別意識に関する各項目に対して肯定的に回答した割合（「そう思う」+「ややそう思う」）は、「自己責任」が最も高く、差別の理由を努力不足など在外日外国人の側に帰する人の割合は合計で約4割となった。他の設問については、2割半ばから3割弱が肯定的な回答を示している。また、「要求過度」「行政配慮」「報道配慮」については「わからない」という回答が合計で約2割と比較的高くなった。

調査票の影響についてだが、統計的に有意な差が見られたのは「行政配慮」のみで、情報を付さなかった調査票Cで肯定的な回答が2割半ばとなり、他より若干高い割合となった。情報提供が

図表49 現代の人種・民族差別意識の構成項目



□そう思う ■ややそう思う ▨あまりそう思わない ■そう思わない □わからない

差別否認：カイ 2 乗値 4.334 有意確率 0.826

自己責任：カイ 2 乗値 13.433 有意確率 0.098

要求過度：カイ 2 乗値 9.350 有意確率 0.314

行政配慮：カイ 2 乗値 15.866 有意確率 0.044

報道配慮：カイ 2 乗値 8.683 有意確率 0.370

「行政の適切な配慮」を想起させたのかもしれない。ただ、調査票による差は5ポイント未満で非常に小さい。また、他の項目では有意な差は確認できなかった。調査票の情報提供による現代的人種・民族差別意識への影響は見受けられないか、あったとしても非常に小さいと考えられる。

次に、各設問に対し肯定的（「そう思う」＋「ややそう思う」）な回答を返した数をカウントした結果が図表50である。「なし」は合計で約4割であり、約6割は少なくとも1つの項目に対して肯定的に回答している。平均値は1.5となった。5つすべての項目で肯定的な回答を示したケースは全体で5%、4つ以上の項目で肯定的な回答を示したケースは1割半ば、3つ以上の項目で肯定的な回答を示したケースまで含めると2割半ばに及ぶ。

全項目に肯定的な回答を返すような、強い現代的人種・民族差別意識を抱いているケースは非常に少ない。しかし、過半数の項目に肯定的に答えるケースが2割半ばとなり、同差別意識の裾野の広さを感じさせる結果となったと言えるだろう。

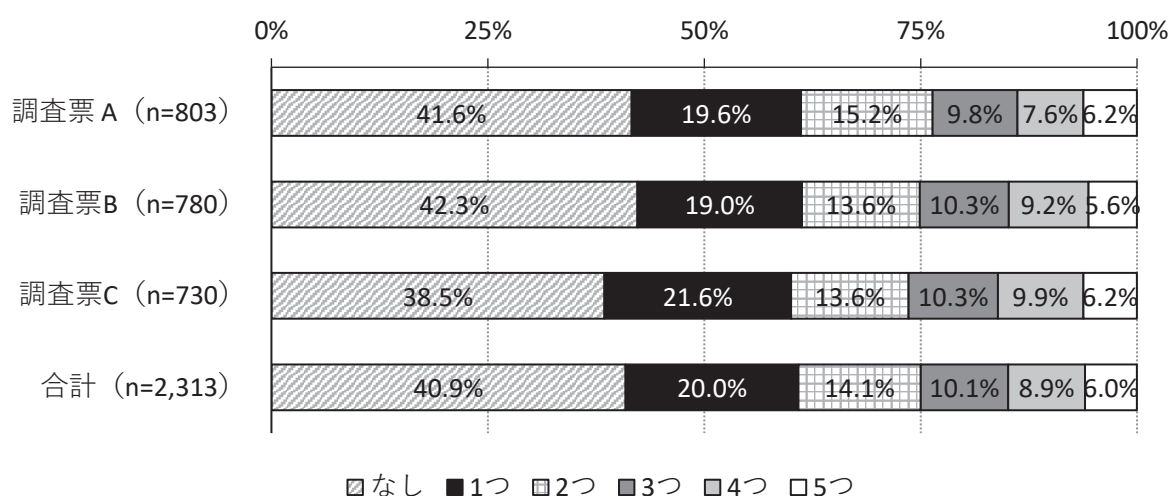
一定のケース数を確保するため、ここでは暫定的に、4つ以上の項目で肯定的な回答を返したケースを、相対的に現代的人種・民族差別意識を有するとみなして分析を進める。

(2) 誰に向けられやすいのか

上述の質問文のように、今回の調査では「在日外国人」に対する現代的人種・民族差別意識をたずねた。ただ、先行研究では、日本における外国人への差別・偏見は、外国人一般に対するものというより東アジア諸国の外国人に対して向けられることが多いとされる（樋口2014、永吉2016）。特に、現代的人種・民族差別意識はその傾向が強いという（高2015）。

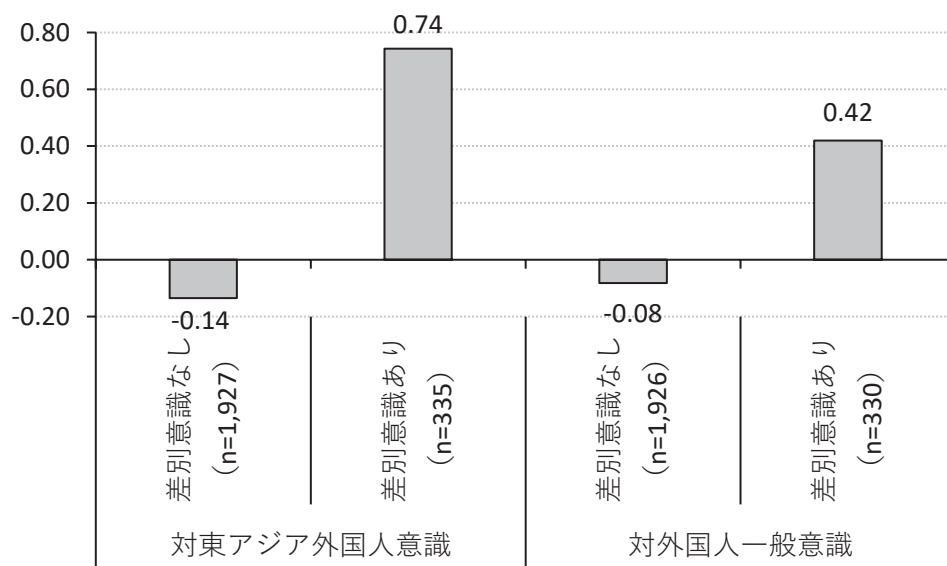
先行研究をふまえ（田辺2019）、今回の調査票では外国人への排外的な意識（居住地域に外国人が増えることへの賛否）について国を分ける形で尋ねた。この設問をもとに、対外国人一般意識と、対東アジア外国人意識の変数を作成した（詳細は巻末資料2を参照。得点が高いほど対外国人意識が悪化）。現代的人種・民族差別意識別の平均値を見た結果が図表51である。

図表50 現代的人種・民族差別意識 肯定的回答の数



カイ2乗値 6.711 有意確率 0.752

図表51 現代的人種・民族差別意識×対外国人意識



対東アジア外国人意識：F 値 1.389 有意確率 0.000

対外国人一般意識：F 値 0.043 有意確率 0.000

図表52 現代的人種・民族差別意識、対外国人意識、国別好感度の相関分析

	現代的人種・民族差別意識	対外国人一般意識	対東アジア外国人意識	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	アメリカ
現代的人種・民族差別意識	1	.177**	.311**	-.214**	-.297**	-.148**	-.164**	-.057**
対外国人一般意識		1	.609**	-.319**	-.334**	-.500**	-.539**	-.476**
対東アジア外国人意識			1	-.626**	-.651**	-.355**	-.408**	-.173**

**は1%水準で有意 *は5%水準で有意

ここからは、まず、対外国人一般意識か対東アジア外国人意識かを問わず、現代的人種・民族差別意識を有する人は外国人への意識が悪化する傾向が見られる。ただ、その傾向は特に対東アジア外国人意識で顕著である。相関係数を見ても（図表52）、現代的人種・民族差別意識は対東アジア外国人意識と弱い相関を有するものの、対外国人一般意識とは相関がほぼ認められない。

先行研究では、東アジア諸国の在日外国人に対する差別の背景には、国家間の外交問題があるとされる（樋口2014、田辺2018b）。図表52でも、現代的人種・民族差別意識ならびに対東アジア外国人意識と、国別の好感度（高いほどプラス）の相関係数を見ると、いずれも中国・韓国への好感度との相関が相対的に強くなっている。

以上より、現代的人種・民族差別意識は、先行研究が指摘するように特に東アジア系の外国人に対して向けられる傾向があり、背景には国家間のコンフリクトがあると推察される。

(3) 何が問題視されているのか

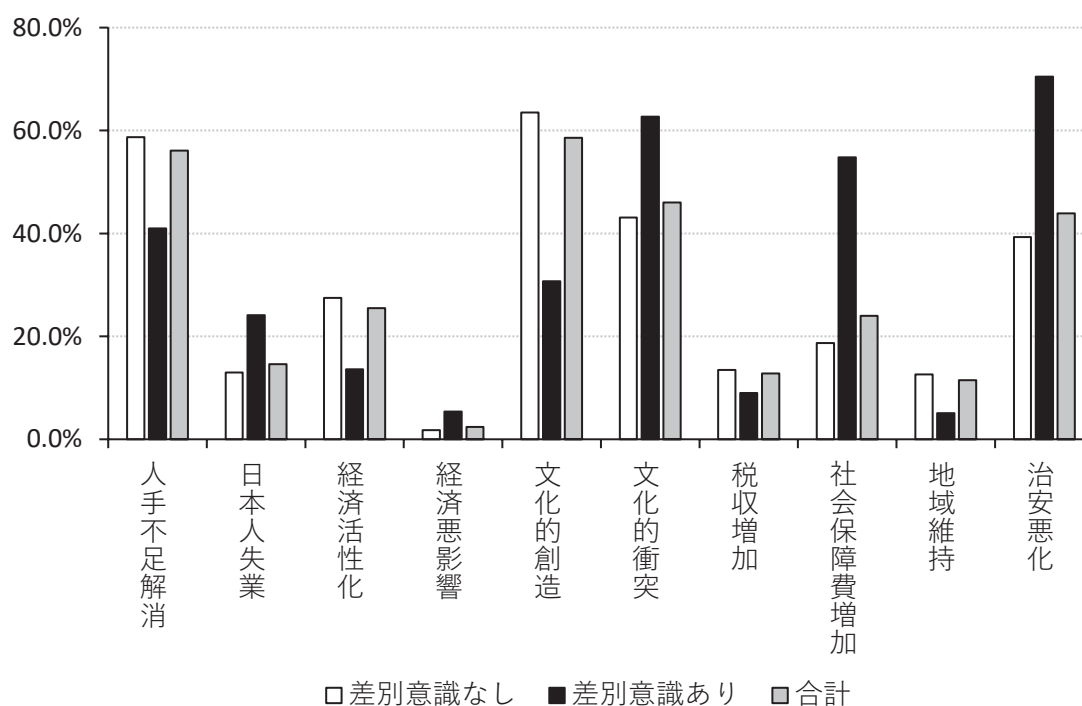
現代的人種・民族差別意識は、外国人をめぐるどういった問題と結び付けられているのだろうか。今回の調査票では「あなたは、日本に住む外国人が増えるるとどのような影響があると思いますか」と尋ね、以下の項目から複数回答を求めている。

- ・「人手不足が解消される」（以下、「人手不足解消」）
- ・「日本人の仕事が奪われる」（以下、「日本人失業」）
- ・「経済が活性化する」（以下、「経済活性化」）
- ・「経済に悪影響がある」（以下、「経済悪影響」）
- ・「新しい考えや文化がもたらされる」（以下、「文化的創造」）
- ・「言葉や文化の違いでトラブルになる」（以下、「文化的衝突」）
- ・「税収が増える」（以下、「税収増加」）
- ・「生活保護などの社会保障費用が増える」（以下、「社会保障費増加」）
- ・「地域コミュニティの維持に貢献してくれる」（以下、「地域維持」）
- ・「治安が悪化する」（以下、「治安悪化」）

これらの項目と現代的人種・民族差別意識との関係を見てみたい。結果は図表53である。

まず、外国人が増えることによるポジティブな影響を表す項目の中で、最も選択率が高かったのは「文化的創造」である。合計では6割弱にのぼる。次いで「人手不足解消」が5割半ばだった。

図表53 現代的人種・民族差別意識×外国人増加の影響



対して、ネガティブな影響を示す項目では、「文化的衝突」と「治安悪化」が4割半ばとなった。

おおまかには、相対的に強い現代的人種・民族差別を持つほどネガティブな影響を示す項目の選択率が上がり、逆にポジティブな影響を示す項目では下がる傾向が見られる。現代的人種・民族差別意識の有無による選択率の差が大きくなっているのは、ネガティブな項目では「社会保障費増加」（約36ポイント差で差別意識があるほうが高い）、「治安悪化」（約31ポイント差で差別意識があるほうが高い）、ポジティブな項目では「文化的創造」（約33ポイント差で差別意識がないほうが高い）である。

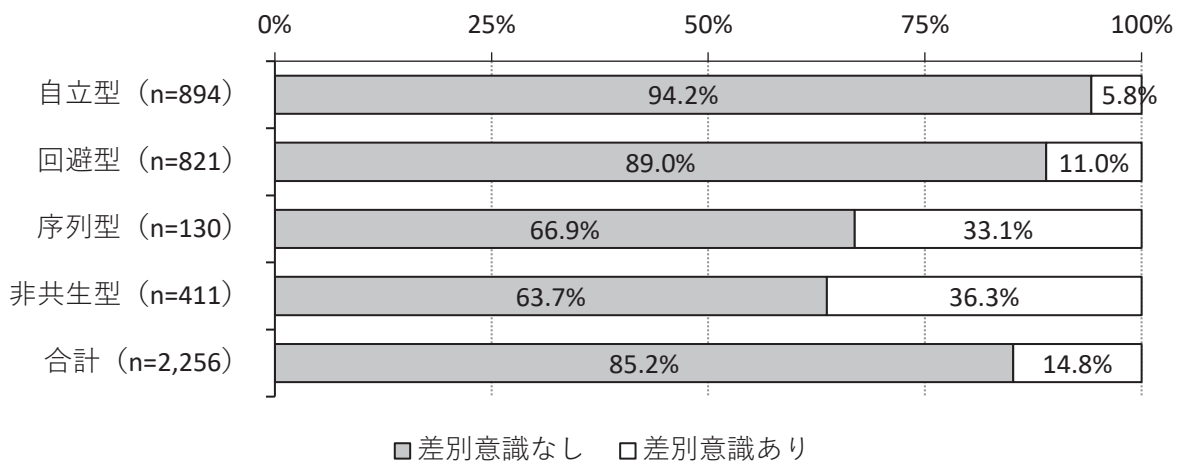
以上より、現代的人種・民族差別意識は治安や社会保障の問題と特に関連していると考えられる。ただ、確認しておくならば、外国人の増加による治安の悪化も社会保障費用の増加も根拠が薄弱なイメージと考えられる。近年日本で起きている犯罪のうち外国人によるものはごく一部であり、犯罪率の上昇が見られるわけではない。犯罪は社会経済的な不利とも関連しており、「外国人であること」が犯罪を促すとも言い難い（永吉2020）。社会保障費についての将来予測は難しいが、外国人労働者の受け入れを進めることで高齢厚生年金の財政が改善され、現役世代の負担が緩和するとのシミュレーションや（増田2019）、基礎年金の水準の低下が抑えられるという推計も存在する（石井・是川2015）。

(4) 多文化共生意識との関係

現代的人種・民族差別意識は、多文化共生意識とはどのように関連しているのだろうか。両者をクロス集計した結果が図表54である。

まず、「自立型」の共生意識を持つ人はほとんどの場合に差別意識を有していないものの、「非共生型」になると相対的に強い差別意識を持つ人が3割半ばと大幅に増加することが確認できる。また、「序列型」でも相対的に強い差別意識を持つ人が3割半ばと、「非共生型」と同様の結果となっている。ここからは、「非共生型」はもとより、「序列型」は現代的人種・民族差別意識に親

図表54 多文化共生意識×現代的人種・民族差別意識



カイ2乗値 251.185 有意確率 0.000

和的な共生意識であることがうかがえる。外国人との積極的な交流を志向することと、現代的人種・民族差別意識を持つことは人によっては両立しうることも推察される。

3-6-3. 各意識の規定要因

(1) 多文化共生意識のクロス集計・平均値比較

①基本属性

多文化共生意識は、どのような要因によって規定されているのだろうか。つまり、どのような条件にある人がどのタイプの多文化共生意識を抱きやすいのだろうか。はじめに、さまざまな変数と多文化共生意識のクロス集計や平均値の比較を行いたい。

まず、性別、年齢、職業、学歴、所得（等価世帯所得）といった基本属性との関連を見てみよう（図表55）。性別では、男性よりも女性のほうが「自立型」が多い。職業では、無職で「自立型」が少なく、「回避型」や「非共生型」が多い。学歴では、教育年数が長くなるにつれて、「自立型」が増え、「回避型」「非共生型」が減る傾向が見られる。また、所得が多くなるにつれて「自立型」が増え「回避型」が減る傾向が見られる。

年齢と多文化共生意識の関係は少し複雑だ。「自立型」の割合が最も高いのは20歳代で、40歳代までは年齢があがるにつれ減っていく。しかし、そこから反転し60歳代で30歳代と同程度にまで増える。70歳代になると、改めて「自立型」は大きく減少してしまう。「非共生型」の割合も同様に、20歳代から50歳代にかけて年齢の上昇とともに増えるが、60歳代で一旦減少、70歳代で大きく増えるという動きを示す。

②外国人との接触形態

外国人との接触形態との関連では（図表56）、「自立型」の割合が最も高いのは「能動接触」で5割半ば、次いで「あいさつ接触」の4割半ばとなる。

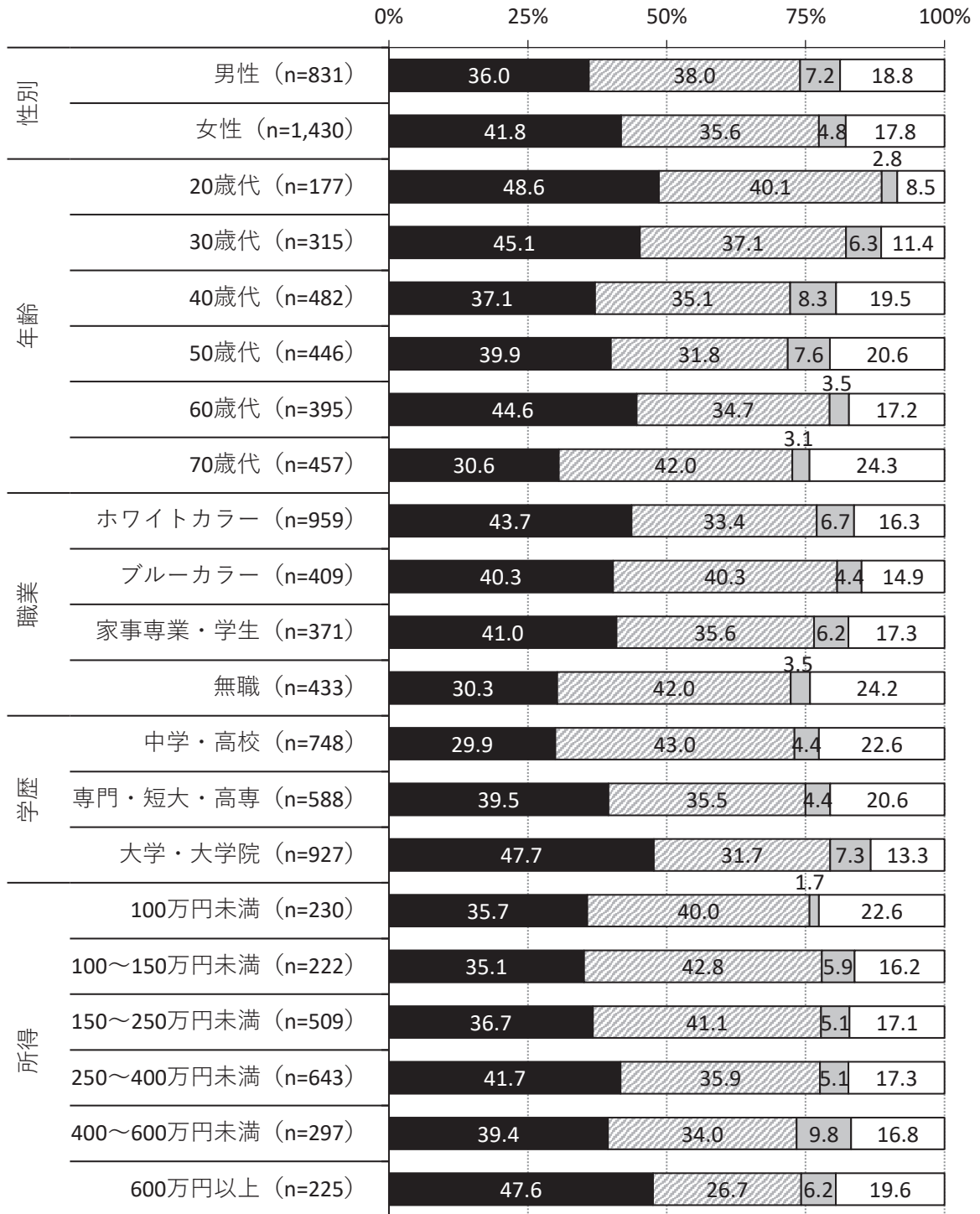
「回避型」が最も多いのは「接触なし」の4割半ばで、「接触機会のみ」の4割強がそれに続く。最も少ないのは「能動接触」の2割半ばだが、「あいさつ接触」も3割強と相対的に低い。

「非共生型」が最も多いのは「接触機会のみ」の2割半ばで、次いで「接触なし」と「受動接触」が2割強から約2割となる。付き合いはないが顔は見かける関係でもっとも多文化共生に否定的となる点、外国人との接触が受動的なものに限られる人の「非共生型」の割合は、外国人とほとんど接触がない人と同程度である点が興味深い。

③人権教育の経験

人権教育を受けた経験との関連では（図表57）、経験がある人のほうが、経験がない・覚えていない人よりも「自立型」が多く、「非共生型」や「回避型」が少ない傾向にある。ただ、これは年齢によって人権教育の経験に差がある点も考慮しなければならないだろう。

図表55 多文化共生意識×基本属性



■ 自立型 ▨ 回避型 ■ 序列型 □ 非共生型

性別：カイ 2 乗値 11.263 有意確率 0.001

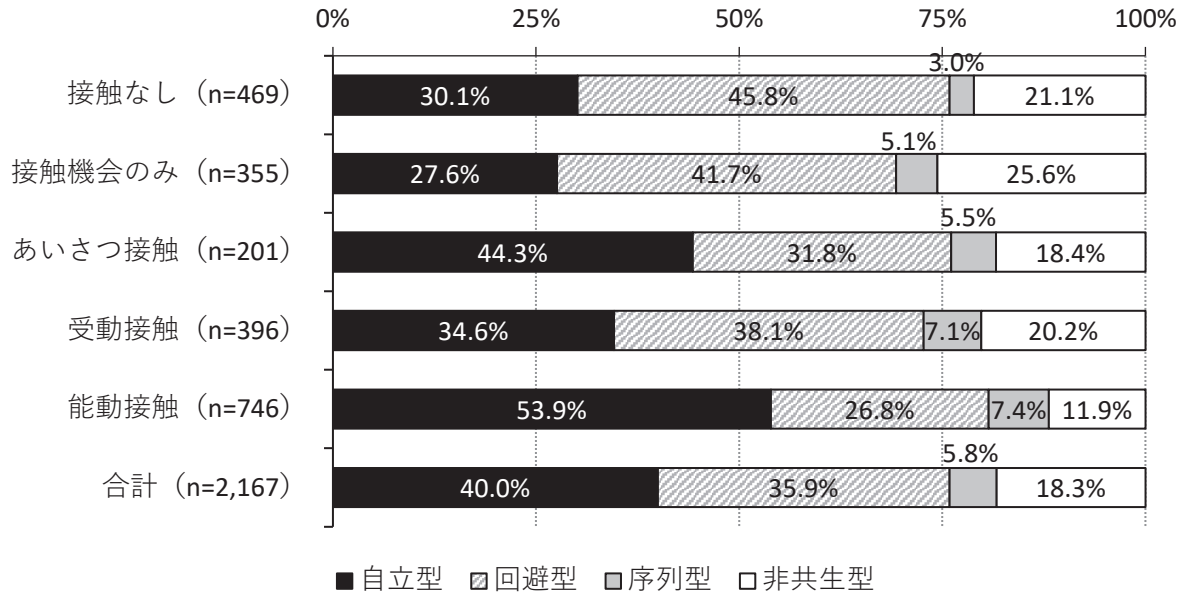
年齢：カイ 2 乗値 75.125 有意確率 0.000

職業：カイ 2 乗値 41.751 有意確率 0.000

学歴：カイ 2 乗値 77.979 有意確率 0.000

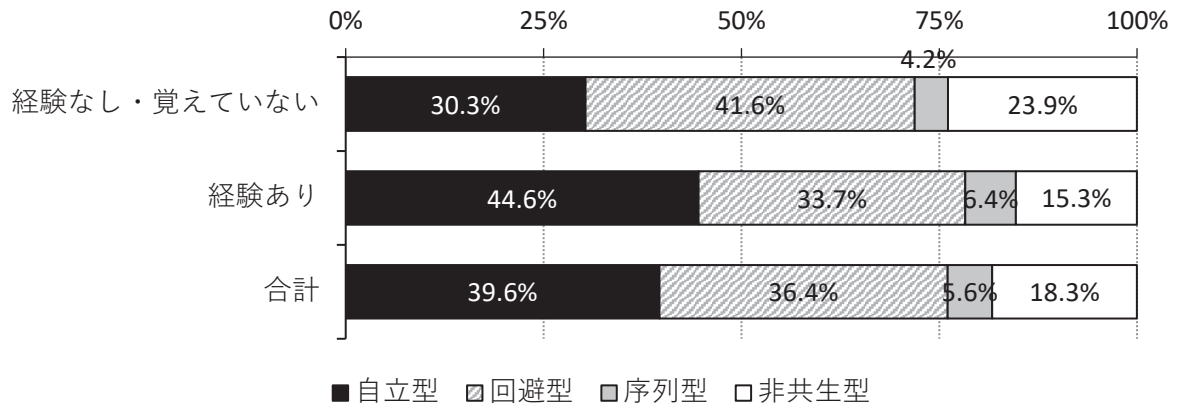
所得：カイ 2 乗値 39.672 有意確率 0.001

図表56 多文化共生意識×外国人との接触形態



カイ2乗値 140.690 有意確率 0.000

図表57 多文化共生意識×人権教育経験



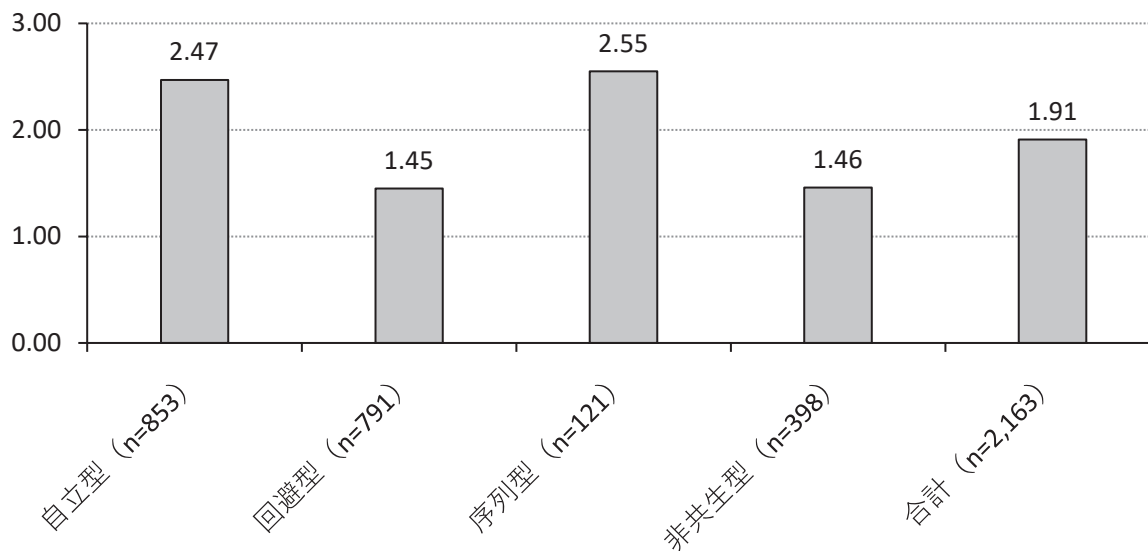
カイ2乗値 60.436 有意確率 0.000

④社会関係

参加している地域活動の数については(図表58)、「自立型」と「序列型」で多く、「回避型」と「非共生型」で少なくなる傾向が見られた。地域活動への参加に積極的なほど、コミュニケーション志向が強いといえる。

社会関係の多様性を見るため、10歳以上年齢の離れた友人・知人の数を尋ねた(図表59)。多文化共生意識との関連では、「自立型」と「序列型」で年齢面での関係の多様性が高く、「回避型」と「非共生型」で低い傾向が見られた。

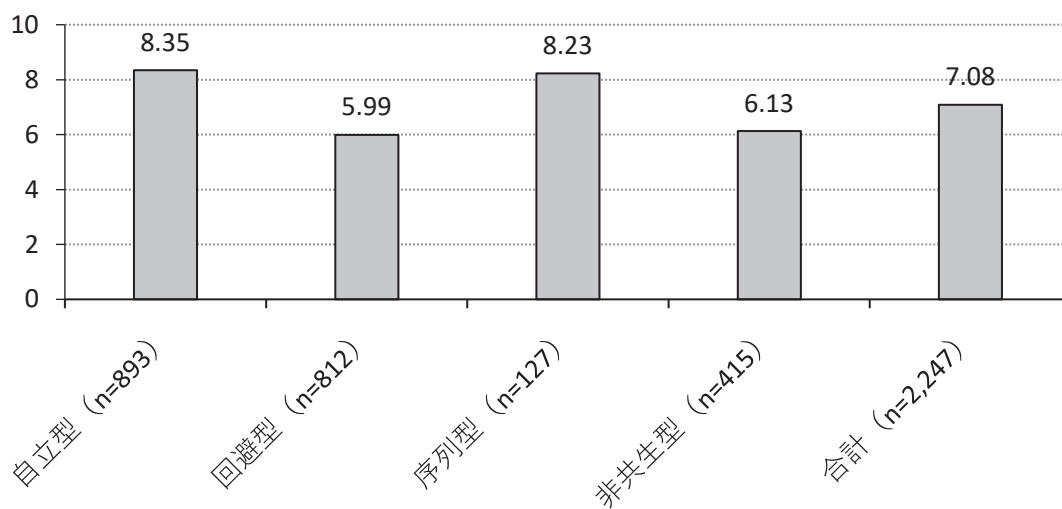
図表58 多文化共生意識×地域活動参加



F 値 23.819 有意確率 0.000

図表59 多文化共生意識×関係多様性

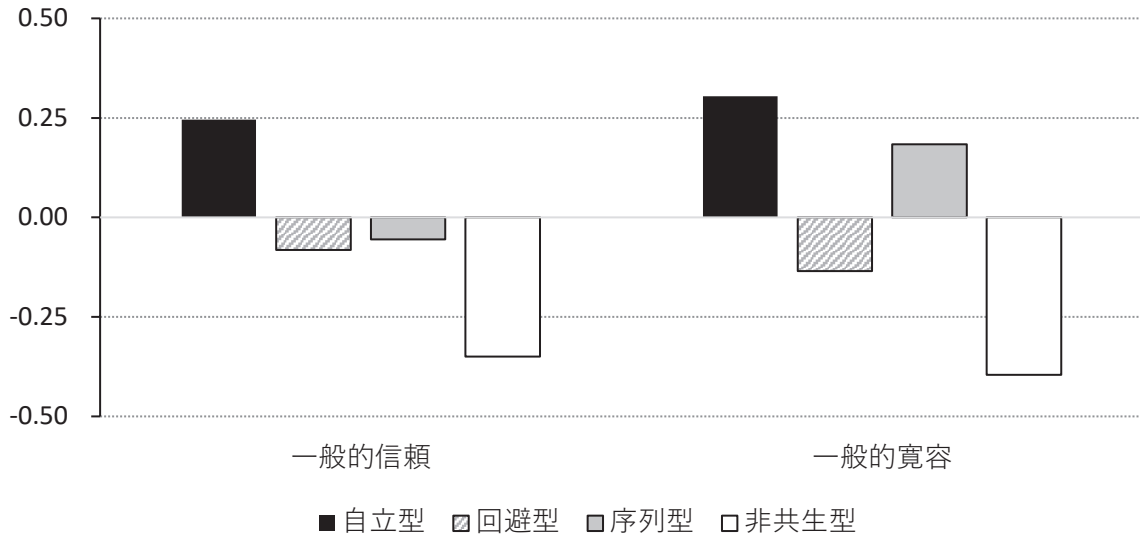
(人)



F 値 21.053 有意確率 0.000

一般的信頼と一般的寛容を得点化し、多文化共生意識の類型別にその平均値を見たのが図表60である。いずれも「自立型」で最も高くなり、「非共生型」で最も低くなる傾向が見られる。「自立型」は他者を信頼する度合いや他者に寛容な度合いが高く、「非共生型」はその逆ということである。

図表60 多文化共生意識×一般的信頼・一般的寛容



一般的信頼：F 値 38.373 有意確率 0.000

一般的寛容：F 値 59.627 有意確率 0.000

⑤メディア利用

ニュースを見る際の各メディアの利用頻度を得点化し、多文化共生意識の類型別にその平均値を見たのが図表61である。「自立型」はいずれの得点も高いことから、利用メディアを問わずそもそもニュースに多く接している人と考えられる。逆に、「回避型」はいずれの得点も低いことから、そもそもニュースにあまり接していない人を見ることができる。

「序列型」はテレビや新聞の利用頻度はそれほど高くないものの、インターネットでニュースに接触する機会が多いようだ。「非共生型」はテレビやインターネットの利用が少ない。

各種メディアの利用頻度は属性によっても異なると考えられ、特に年齢との関係が考慮されるべきだろう。

⑥社会意識

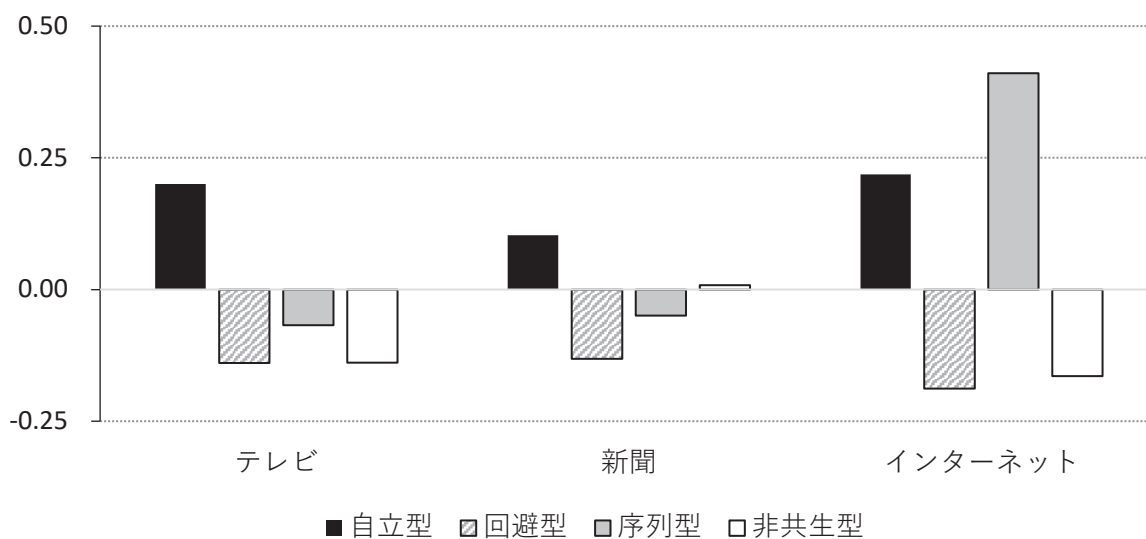
平等意識については（図表62）、反平等志向が高まるほど「非共生型」と「序列型」の割合が高くなる傾向がある。平等志向が高まるほど「自立型」の割合が若干増えるが、その差はあまり大きくない。「回避型」は平等意識が強いほうが増える傾向が見られる。

福祉意識と多文化共生意識の間には、明瞭な関連が見られる（図表63）。反福祉志向が強まるほど、「自立型」が減り、「非共生型」や「序列型」が増える傾向にある。

社会不安については（図表64）、特に「序列型」で低くなる傾向にある。「自立型」「回避型」「非共生型」に比べ、「序列型」の人は社会への不安をあまり感じていないと考えられる。

幸福度は（図表65）、統計的な有意差が見られるもののその差は非常に小さい。「自立型」「序列型」で幸福度が相対的に高くなり、「回避型」「非共生型」で相対的に低くなる。

図表61 多文化共生意識×メディア利用

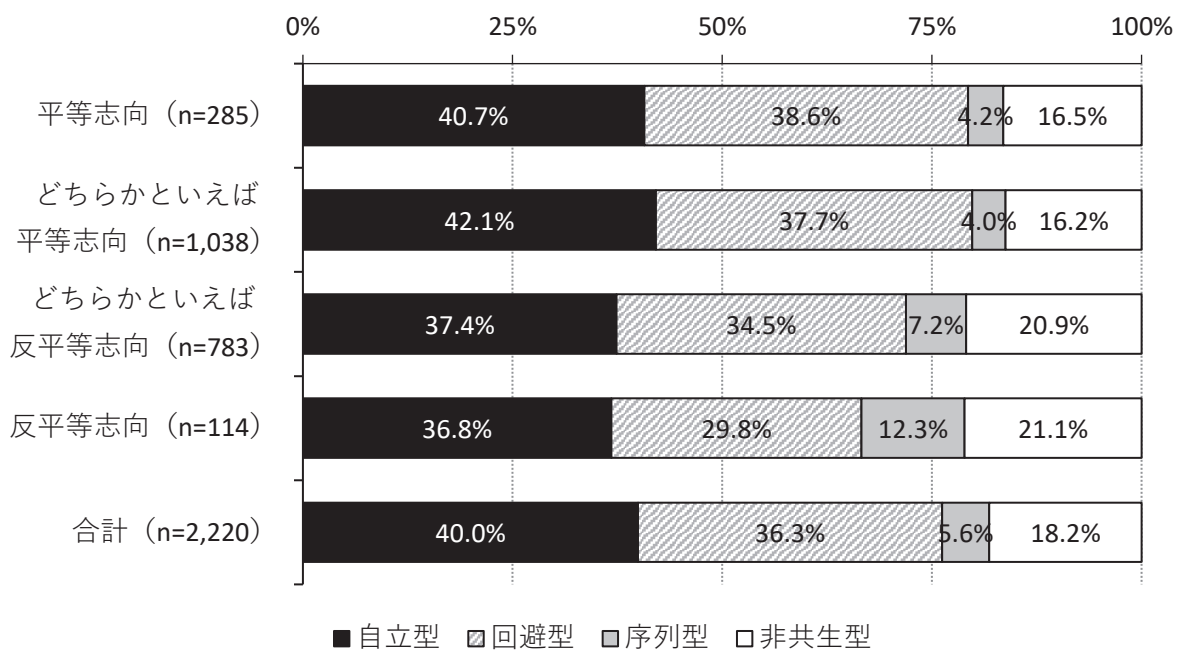


テレビ：F 値 20.040 有意確率 0.000

新聞：F 値 7.866 有意確率 0.000

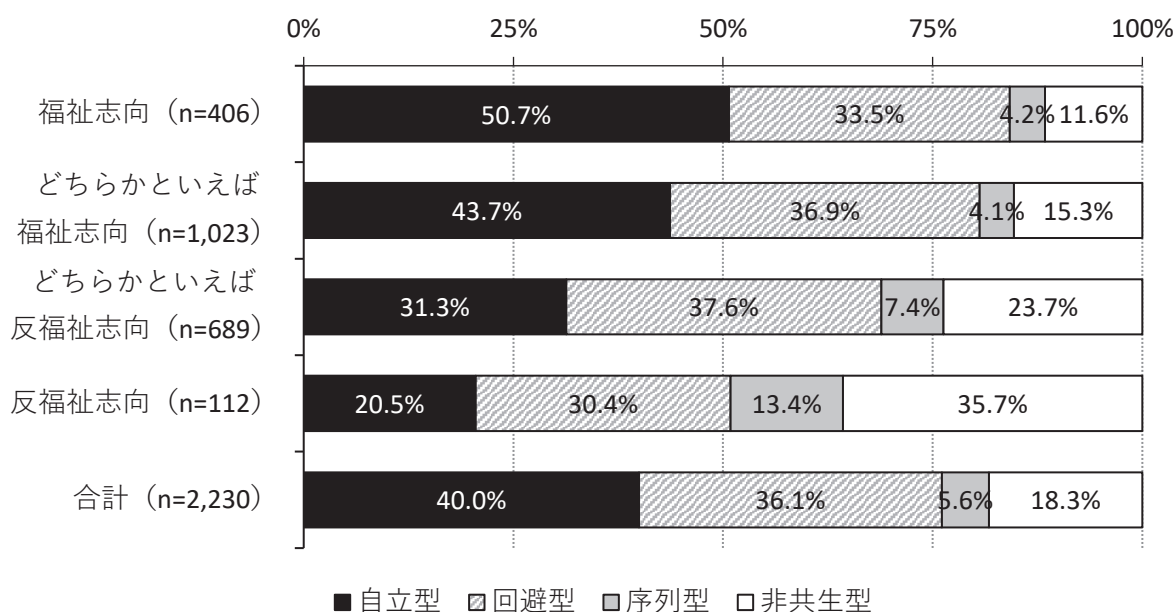
インターネット：F 値 35.718 有意確率 0.000

図表62 多文化共生意識×平等意識



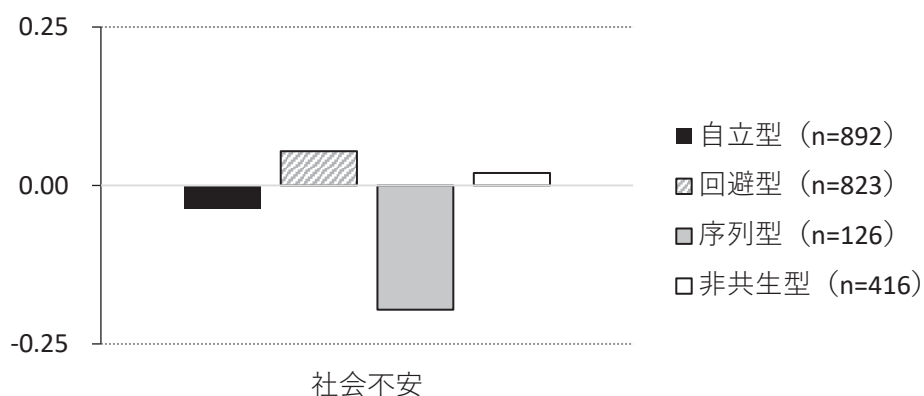
カイ2乗値 30.243 有意確率 0.000

図表63 多文化共生意識×福祉意識



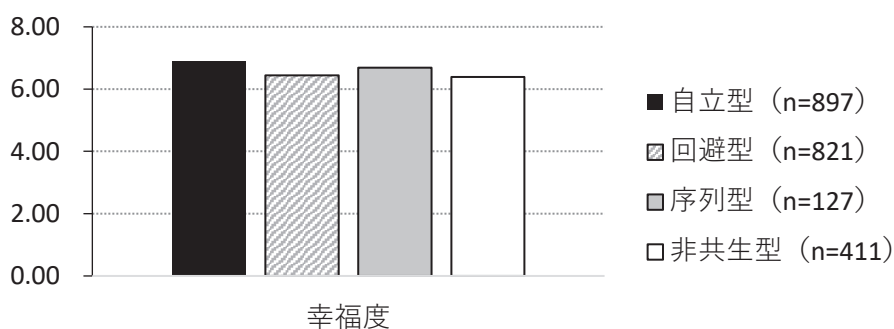
カイ2乗値 107.093 有意確率 0.000

図表64 多文化共生意識×社会不安



F 値 2.886 有意確率 0.034

図表65 多文化共生意識×幸福度



F 値 2.886 有意確率 0.034

(2) 現代的人種・民族差別意識のクロス集計・平均値比較

現代的人種・民族差別意識は、どのような要因によって規定されているのだろうか。つまり、どのような条件にある人が現代的人種・民族差別意識を高めているのだろうか。まず、現代的人種・民族差別意識と各変数とのクロス集計や平均値比較を行いたい。

①基本属性

はじめに、基本属性との関連を確認する(図表 66)。性別については、女性より男性のほうが現代的人種・民族差別意識を相対的に有する傾向にある。年齢については、20 歳代から 40 歳代までは年齢が上がるにつれて差別意識を持つ割合が上昇傾向にあるが、40 歳代以降はあまり大きな変化が見られない。学歴については、教育年数と差別意識に関連が見られる。職業と所得については統計的に有意な差が確認できない。

②外国人との接触形態

外国人との接触形態については(図表 67)、大きな差は見受けられない。「接触機会のみ」で現代的人種・民族差別意識を相対的に有する人の割合が若干上がっているが、統計的に有意な差は確認できない。

③人権教育の経験

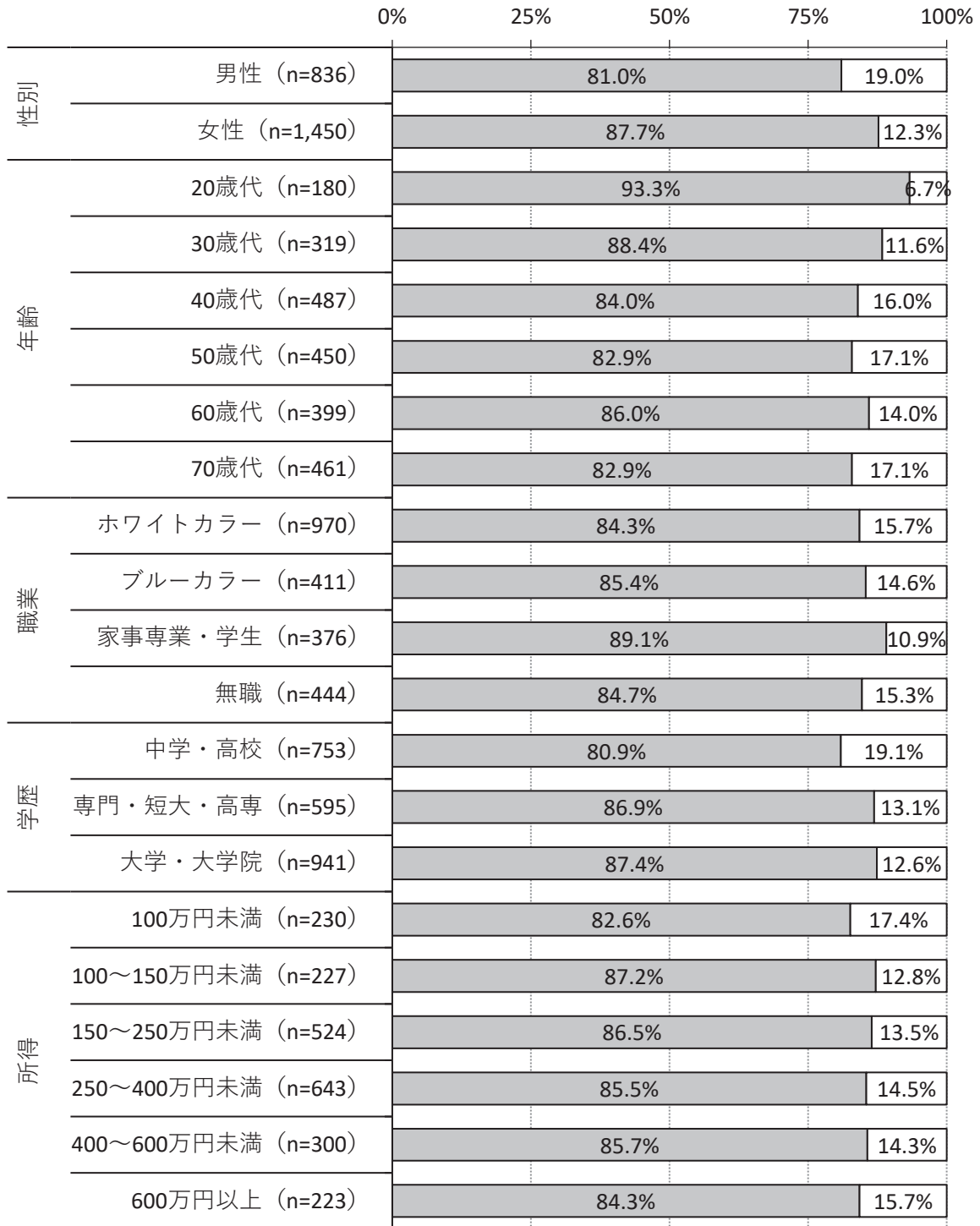
人権教育を受けた経験については(図表 68)、大きな差は見られない。「経験があり」のほうが現代的人種・民族差別意識を相対的に有する人の割合が若干下がっているが、統計的な有意差は認められない。

④社会関係

地域活動の参加数と(図表 69)、関係多様性については(図表 70)、いずれも統計的に有意な差は確認できない。

一般的信頼と一般的寛容については(図表 71)、現代的人種・民族差別意識を相対的に有する人のほうがいずれも低い傾向にある。

図表 66 現代の人種・民族差別意識×基本属性



■ 差別意識なし □ 差別意識あり

性別：カイ 2 乗値 18.748 有意確率 0.000

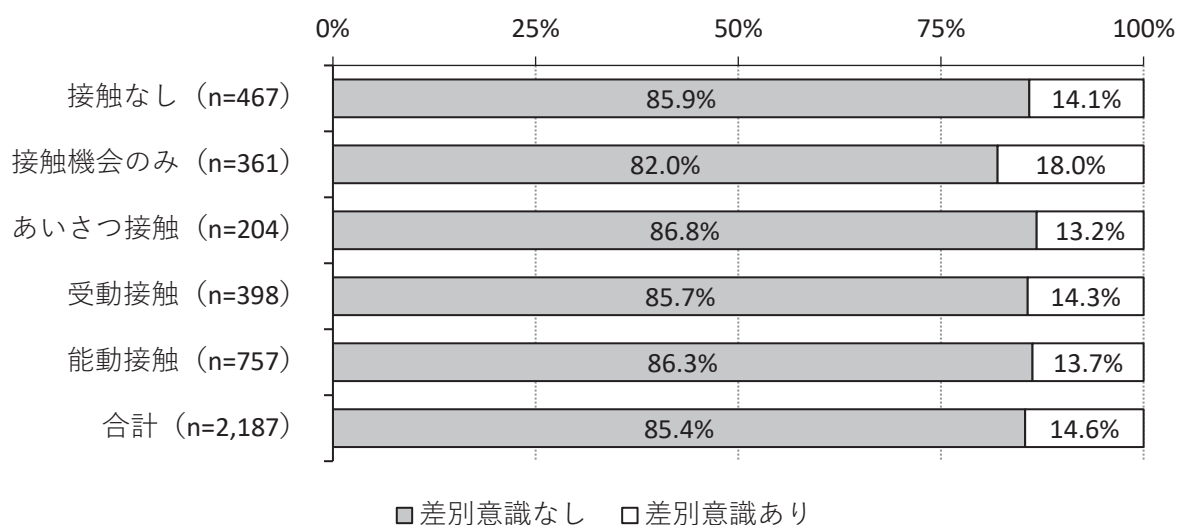
年齢：カイ 2 乗値 16.725 有意確率 0.005

職業：カイ 2 乗値 5.196 有意確率 0.158

学歴：カイ 2 乗値 15.870 有意確率 0.000

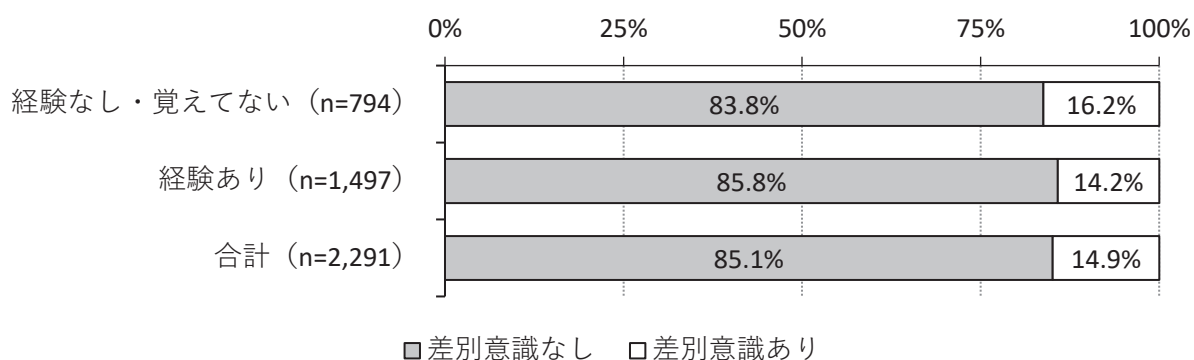
所得：カイ 2 乗値 2.744 有意確率 0.739

図表 67 現代的人種・民族差別意識×外国人との接触形態



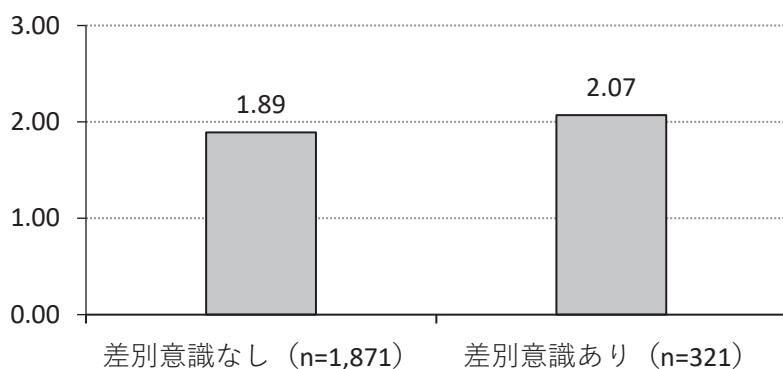
カイ 2 乗値 4.043 有意確率 0.377

図表 68 現代的人種・民族差別意識×人権教育の経験



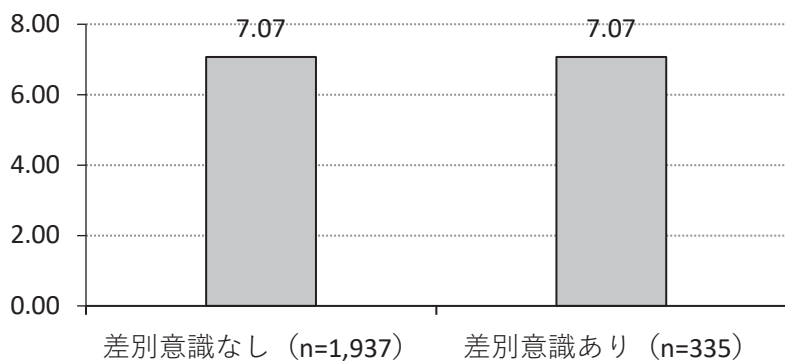
カイ 2 乗値 1.781 有意確率 0.182

図表 69 現代的人種・民族差別意識×地域活動参加



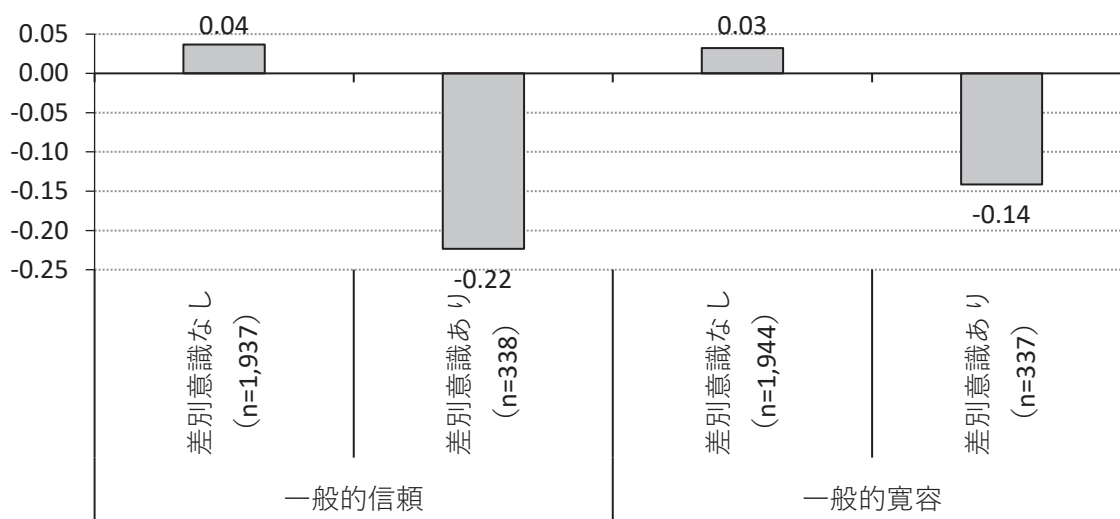
F 値 3.023 有意確率 0.226

図表 70 現代的人種・民族差別意識×関係多様性



F 値 0.841 有意確率 0.996

図表 71 現代的人種・民族差別意識×一般的信頼・一般的寛容



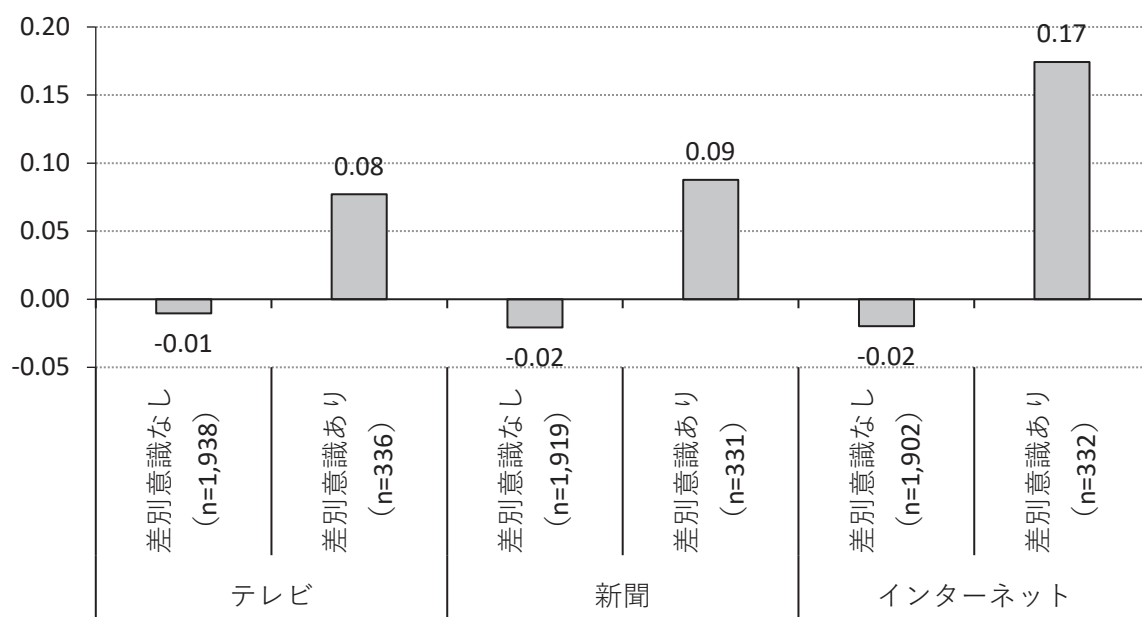
一般的信頼：F 値 4.339 有意確率 0.000

一般的寛容：F 値 1.827 有意確率 0.005

⑤メディア利用

ニュースを見聞きする媒体と現代的人種・民族差別意識の関係だが（図表 72）、まず、テレビと新聞については、現代的人種・民族差別意識を有している人のほうで得点が高くなっているが、その差はあまり大きなものではなく統計的に有意な差は確認できない。対して、インターネットについては、差別意識を相対的に有している人のほうで得点が高くなっており、この差は統計的にも有意なものとして認められる。

図表 72 現代的人種・民族差別意識×メディア利用



テレビ：F 値 1.723 有意確率 0.158

新聞：F 値 0.007 有意確率 0.073

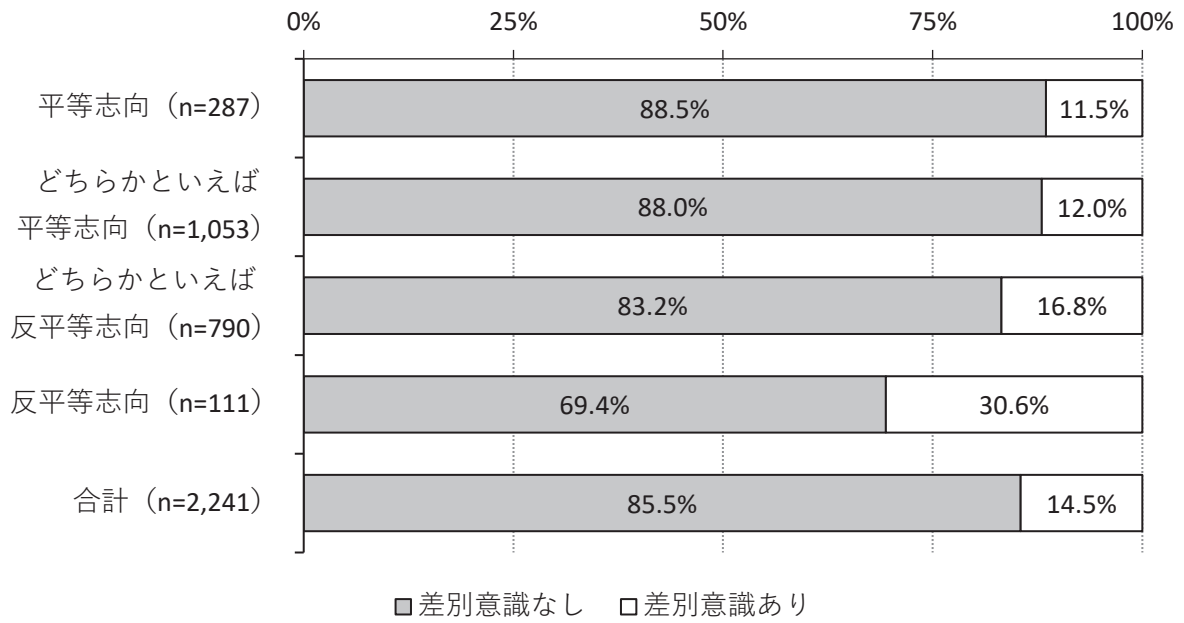
インターネット：F 値 1.284 有意確率 0.002

⑥社会意識

社会意識と現代的人種・民族差別意識との関係だが、まず、平等意識については（図表73）、反平等志向が強まるほど差別意識を相対的に有する人の割合が増える傾向が見られる。福祉意識については（図表74）、反福祉志向が強まるほど差別意識を相対的に有する人の割合が増える傾向が確認できる。

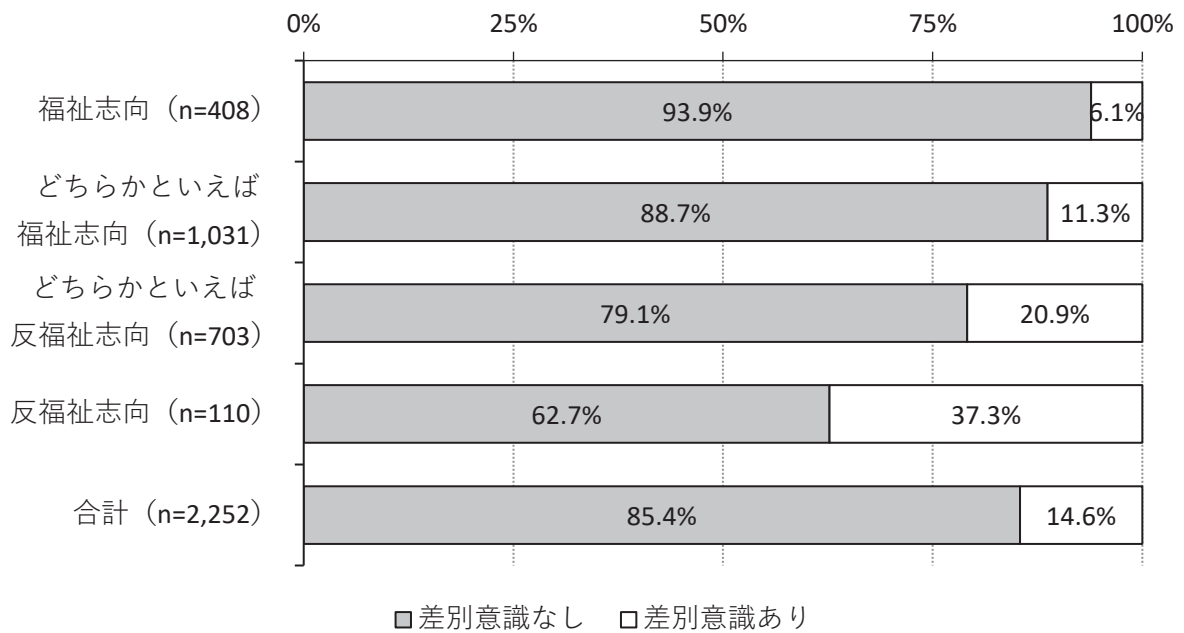
社会不安との関係では（図表75）、現代的人種・民族差別意識を相対的に有する人のほうが、不安を感じている傾向が見られる。幸福度との関係では（図表76）、現代的人種・民族差別意識を相対的に有する人のほうが、幸福度が若干低い傾向が見られる。

図表73 現代の人種・民族差別意識×平等意識



カイ2乗値 34.217 有意確率 0.000

図表74 現代の人種・民族差別意識×福祉意識



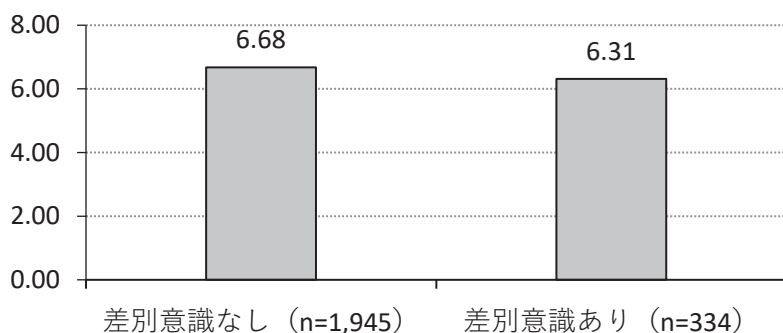
カイ2乗値 100.513 有意確率 0.000

図表75 現代的人種・民族差別意識×社会不安



F値 1.569 有意確率 0.010

図表76 現代的人種・民族差別意識×幸福度



F値 1.791 有意確率 0.002

(3) 各意識についてのロジスティック回帰分析

最後に、多文化共生意識と現代的人種・民族差別意識について、複数の変数を統制しながら規定要因を検討したい。

多文化共生意識については、「自立型」の共生意識を基準とした多項ロジスティック回帰分析を行う。これにより、共生意識が「自立型」ではなく「回避型」「序列型」「非共生型」になる確率に各変数がどの程度影響しているかを、他の変数の影響を取り除いて検討できる。

現代的人種・民族差別意識は、相対的に強い差別意識を有しているケースを基準とする二項ロジスティック回帰分析を行う。これにより、相対的に強い差別意識に対する各変数の効果が検討できる²⁸。

詳細な結果については巻末資料2に掲載することとし、ここでは図表77で結果を簡略に示す。プラスの符号がついている場合は正の効果を示し、その変数が「〇〇意識」になる確率を上げていることを意味する。マイナスの符号がついている場合は負の効果を示し、その変数が「〇〇意識」になる確率を下げていることを意味する。

²⁸ ロジスティック回帰分析については、とよなか都市創造研究所による『豊中市におけるデータ分析に基づく政策立案（EBPM）に関する調査研究』（令和2年度（2020年度））でも解説されているため、そちらも参照していただきたい。

①基本属性

性別については、共生意識も差別意識もどちらにも効果が見られる。女性より男性のほうが「回避型」や「序列型」の共生意識を持ちやすい（逆にいえば、女性のほうがそれらの共生意識よりも「自立型」になりやすい）。また、女性より男性のほうが差別意識を持ちやすい。

年齢については、共生意識についてのみ効果が見られる。40歳以上で「非共生型」の共生意識を持ちやすくなっている。また、「序列型」は40歳代と50歳代に特徴的に見られる共生意識であることがうかがえる²⁹。

他方、差別意識については、年齢の効果が認められない。現代的人種・民族差別意識は、年齢の影響をあまり受けずに広がっている差別であることがうかがえる。

学歴については、共生意識にも差別意識にも効果が見られる。教育年数が延びるほど共生意識が「回避型」「非共生型」になりにくい（逆にいえば、教育年数が延びるほどそれらの共生意識よりも「自立型」になりやすい³⁰）。また、教育年数が延びるほど差別意識を抱きにくい。

対して、職業や所得といった変数は、共生意識にも差別意識にも効果が見られない。経済的な背景は、外国人との共生をめぐる意識とあまり関連しないようだ。

②外国人との接触

外国人との接触は、一部で共生意識との間に効果が見られる。外国人とあいさつ程度の交流がある場合（「あいさつ接触」）で「回避型」になりやすく、外国人と友人関係や諸活動での関係がある場合（「能動接触」）で「回避型」「非共生型」になりにくい。外国人とあいさつ以上の交流がある人は、「自立型」の共生意識を持ちやすくなっているといえる。

他方で、職場や学校などで外国人と接する機会があっただけの場合（「受動接触」）は、「序列型」になりやすい。受動的な接触のみの場合、外国人とのコミュニケーションの障壁は下がるものの、権利の対等性の承認には否定的になる傾向にあるといえる。

対して、外国人との接触は差別意識には効果が見られない。外国人と接した具体的な経験は、差別意識を強めはしないが、抑制もしていないといえる。

③人権教育

人権教育を受けた経験があることは、共生意識に対して効果が見られる。学校で人権教育を受けることは、「非共生型」を抑制し、「自立型」の共生意識を促す傾向にあるといえる³¹。

ただし、人権教育は差別意識に対しては効果が認められない。今回の結果からは、過去に受け

²⁹ この傾向が年齢による効果なのか、世代による効果なのかはわからない。つまり、30歳代から40歳代への加齢にともなって共生意識がネガティブになっているのか、現在の20～30歳代と40歳代以降の間に世代による意識の違いが見られるのかは正確に判別できない。

³⁰ ただし、「序列型」になる確率に対する教育年数の関連は確認できない。「序列型」の共生意識を持つ人は教育年数が長い層にも一定の割合で存在することがうかがえる。

³¹ ただし、人権教育の経験は「回避型」「序列型」との間に効果が見られない。学校での人権教育は、外国人との共生に特に否定的になる態度を抑制していると考えられる。

た人権教育の経験が現代的な形態の人種・民族差別意識を抑制しているとは言い難い。

④社会関係

地域への参加は、共生意識と差別意識のどちらにも効果が見られる。しかし、その効果は対照的である。まず、地域の諸活動に積極的に参加している場合は、「回避型」や「非共生型」の共生意識を持ちにくい（逆にいえば、それらの共生意識よりも「自立型」になりやすい）。

対して、地域活動に積極的に参加している人ほど差別意識を持ちやすい。上述のクロス集計（図表69）では、現代的人種・民族差別意識による地域活動への参加数には有意な差が認められなかったが、他の変数を統制するとそこには何らかの関連があることがうかがえる。

関係の多様性については、共生意識・差別意識のいずれにも効果が見られない³²。

一般的信頼は共生意識と差別意識のどちらにも効果が見られる。他者に対する信頼が強いと、「回避型」「序列型」「非共生型」になりにくい（逆にいえば、「自立型」になりやすい）。また、差別意識も持ちにくい。

一般的寛容は、共生意識に対して効果が見られる。他者に対して寛容な人は、「回避型」や「非共生型」になりにくい（逆にいえば、それらの共生意識よりも「自立型」になりやすい）。対して、一般的寛容は差別意識には効果が見られない。

⑤メディア利用

メディアの利用（ニュースを見聞きする際に利用するメディア）は、共生意識と差別意識のどちらに対しても効果が見られる。ただ、メディアの種類によって効果は異なる。

まず、テレビの利用頻度が高いと「回避型」「序列型」「非共生型」の共生意識を持ちにくい（逆にいえば、それらの共生意識より「自立型」になりやすい）。新聞やインターネットの利用頻度は、共生意識に対しては効果が認められない³³。

対して、インターネットの利用頻度が高いと差別意識を有しやすい。差別意識が広がる経路のひとつとして、ネットの存在がうかがえる。

⑥社会意識

反福祉意識については、共生意識と差別意識のどちらに対しても効果が見られる。福祉に対して反感を持つほど、「回避型」「序列型」「非共生型」の共生意識を持ちやすく（逆にいえば、それらの共生意識より「自立型」になりやすく）、差別意識を持ちやすい。反福祉意識は、今回使用

³² 今回は 10 歳以上の年齢差がある友人・知人の数から社会関係の多様性を把握した。社会関係の多様性については、家族や知人などの職業の幅広さから把握する方法もある。社会関係の職業多様性が高いほど対外国人意識がポジティブになるという先行研究の結果も見られる（金政芸 2015、金明秀 2015、大岡 2011）。

³³ なぜテレビの利用についてのみ、「自立型」になる確率を高めるという形で多文化共生意識と関連するのかについては解釈が難しいが、新聞やインターネットに比べテレビは自身の価値観に沿った情報だけに接触する「選択的接触」（山口 2020）が相対的に起こりにくいメディアであるため、外国人との共生に関する否定的な意識が生まれにくいのかもかもしれない。

した変数の中では一般的信頼と並んで特に強い効果を有している。また、反平等意識については、共生意識に対しては効果を持たないが、差別意識に対しては効果を持つ。

社会不安については、共生意識と差別意識のいずれに対しても効果が見られる。ただし、その効果は対照的である。

まず、社会不安が強いほど「序列型」の共生意識を持ちにくく、「自立型」になりやすい。逆にいえば、社会不安が弱いほど「自立型」になりやすく、「序列型」になりやすい。

対して、社会不安が強いほど相対的に強い差別意識を持ちやすくなっている。上述のように、所得や職業などは差別意識と関連をもたなかった。このことと併せて考えると、現代的人種・民族差別意識は客観的な経済状況というよりも、主観的な不安に規定される傾向にある意識だといえる。

幸福度は共生意識と差別意識のいずれに対しても効果を持たない。

⑦情報提供

情報提供の効果は共生意識と差別意識のいずれに対しても認められない。クロス集計でも調査票の種類と各意識の間に統計的に有意な差は見られなかったが、他の変数を統制した上でも、情報提供による効果は確認できない。

図表77 ロジスティック回帰分析の結果

		多文化共生意識 (基準：自立型)			現代的人種・民族 差別意識
		回避型	序列型	非共生型	
性別	対 女性				
	男性	+	+		+
年齢	対 20歳代				
	30歳代				
	40歳代		+	+	
	50歳代		+	+	
	60歳代			+	
	70歳代			+	
学歴	教育年数	-		-	-
職業	対 ホワイトカラー				
	ブルーカラー				
	家事専業・学生				
	無職				
所得	等価世帯所得				
外国人接触	対 接触なし				
	接触機会のみ				
	あいさつ接触	-			
	受動接触		+		
	能動接触	-		-	
人権教育	対 経験なし・覚えなし				
	経験あり			-	
社会関係	地域参加	-		-	+
	関係多様性				
	一般的信頼	-	-	-	-
	一般的寛容	-		-	
メディア利用	テレビ	-	-	-	
	新聞				
	インターネット				+
社会意識	反平等意識				+
	反福祉意識	+	+	+	+
	社会不安		-		+
	幸福度				
情報提供	対 情報なし				
	人権情報				
	経済情報				

3-7. 小括

3-7-1. 結果の整理

最後に、質問紙調査の分析結果を整理し、考察を行いたい。主な結果は次のとおりである。

【多文化共生意識】

- ・多文化共生意識は、「自立型」が約4割、「回避型」が3割半ば、「序列型」が1割未満、「非共生型」が2割弱。
- ・外国人の権利の承認について詳細に見ると、社会的・政治的な権利よりも文化的・言語的な権利が承認されやすいと同時に、日本社会への文化的同化を促す権利ほど承認されやすい傾向がうかがえる。
- ・多文化共生意識は、性別、年齢、教育年数、外国人との接触、人権教育、社会関係、メディア利用、社会意識によって規定されている。
- ・外国人についての情報提供は多文化共生意識への影響が認められない。

【現代的人種・民族差別意識】

- ・現代的人種・民族差別意識を特に強く保持していると考えられる人は5%程度。相対的に強い差別意識を有している人を含めると1割半ば。
- ・現代的人種・民族差別意識は、特に治安や社会保障の問題と結びついていると考えられる。
- ・現代的人種・民族差別意識は、性別、教育年数、社会関係、メディア利用、社会意識によって規定されている。
- ・外国人についての情報提供は現代的人種・民族差別意識への影響が認められない。

3-7-2. 考察

今回の分析結果から考察できることとして、以下、5点に分けて整理する。

(1) 豊中市の多文化共生意識の現状評価

豊中市の多文化共生意識の現状については、おおむねポジティブに解釈できる。「自立型」の意識を有する人は約4割と、比較的高い割合を占めていた。今回は2つの指標から多文化共生意識を捉えたが、特に日本人と外国人の権利の対等性を承認する人は7割半ばと高くなった。

他方で、「非共生型」が2割弱と相当程度の割合を示すことも確かである。また、コミュニケーション志向は全体的に強いとは言えず、その結果、「回避型」の共生意識を有する者が3割半ばと多くなっている。

なお、今回の調査と同様の質問で多文化共生意識を分析した大槻（2011）では、「自立型」「回避型」「排除型」がそれぞれ約3割、「序列型」が約1割となっている。調査対象や調査時期などが異なるため単純な比較は難しいが、豊中市の多文化共生意識が相対的にネガティブな状況にあるとは言えないだろう。

以上をまとめると、豊中市民の多文化共生意識は全体として、豊中市多文化共生指針が掲げる基本理念に重なる方向にあるが、一部に留意すべき点が見られるという評価になるだろう。

留意点としては、第1に、外国人とのコミュニケーションに消極的な人が過半数を占めるという点がある。今回の調査票では、外国人をサポートするボランティア活動への参加意向からコミュニケーション志向を把握したため、ボランティア活動に割くことができる時間的・体力的な余裕の少なさが結果に反映されている可能性もある。ただ、外国人との実際の接触形態を尋ねた結果を見ても、友人関係など能動的に交流している人は3割半ばにとどまり、多いとは言えない。あいさつ程度の交流がある人も含めると4割半ばとなり、これはコミュニケーション志向が相対的に強い人の割合と同程度になる。

第2に、権利承認の内実についてである。今回の調査では、日本人と外国人の権利の対等性を承認する人が多くを占めた。外国人の権利保障は、総論賛成の立場を多くが示しているといえる。ただ、個別具体的な権利について尋ねると、日本語を学ぶ権利や義務教育を受ける権利は9割半ばから9割弱と非常に多くの人承認する一方、生活保護を受ける権利や地方公務員になる権利などについては約4割から4割弱の承認にとどまった。

もちろん、どのような権利が外国人に制度的に保障されるかは、日本国憲法や国際人権条約をふまえて、国民的な議論のもとで考えられるべきことである。ここでは、権利の対等性を多くの人承認する傾向にあるものの、各論に入ると非承認が一定の割合を占めること、日本への文化的な同化を促す権利ほど承認されやすい傾向がうかがえたことを確認しておきたい。

(2) 多文化共生意識を醸成するには

豊中市多文化共生指針の推進という観点でいうならば、「自立型」の多文化共生意識を促すことが求められる。では、「自立型」の共生意識はどうすれば促すことができるのか。

多文化共生意識の規定要因の分析からは、男性、40歳以上、教育年数が短い人を対象とした啓発が重要であると考えられる。特に、40～50歳代は「非共生型」である確率が70歳代に次いで高く、「序列型」である確率は他のどの世代に比べても高い。一般的には、多文化共生に対して否定的なのは高齢者であるというイメージや、世代の入れ替わりによって社会全体の多文化共生意識は自然と促進されていくイメージがあると思われるが、今回の結果は必ずしもそうではないこと、少なくとも、世代交代による共生意識の向上があるとしてもそれは随分先の将来になることを示唆している。中年層も含めた啓発が必要となるだろう。

では、どのような取組みが必要とされるのか。まず、外国人との主体的な接触を促す場と機会の創出が求められる。外国人との接触は「自立型」の多文化共生意識の醸成を促すが、その効果は外国人と主体的な接触を行っている場合に限られる。あいさつ程度でも、外国人との間で主体的な交流が図られることが必要となってくる。

また、社会関係の重要性も指摘できる。地域の諸活動に参加している人ほど「自立型」の多文化共生意識を有していた。さらには、他者への信頼感や寛容性を示す人ほど、共生意識が「自立型」に傾く傾向が見られた。豊中市多文化共生指針では基本理念で、「多文化共生のまちづくり

は、外国人が住みよいまちをつくるということにとどまらず、地域社会が豊かになり、復元力・耐久力（レジリエンス）の高い社会になること」と示されているが、まさに地域における「レジリエンス」を高めることが、「自立型」の多文化共生意識を醸成するといえるだろう。

社会意識の面では、社会福祉に対する反感が強く自助努力を重視する人ほど、多文化共生にネガティブになる傾向が見られた。このことは、外国人の権利は言語・文化に関するものほど承認されやすい状況とも重なる。今回の調査では、学校教育における人権教育の共生意識に対する効果も確認できたが、福祉政策の社会的意義、福祉制度についての正確な知識などを人権教育の中で取り上げていくことが、間接的に外国人との共生を推し進めることにつながるとも考えられる。

(3) 豊中市の現代的人種・民族差別意識の現状評価

今回、現代的人種・民族差別意識は5つの質問項目から判断した。5つすべてに肯定的回答を示す人は約5%であり、非常に少ない。ただ、肯定的回答が4つ以上になると1割半ば、3つ以上になると2割半ばにのぼる。今回は、4つ以上に肯定的回答を返したケースを、現代的人種・民族差別意識を相対的に有しているケースとして分析を進めた。

この結果が全国や他の地域と比較してどう評価できるのかは、類似の調査があまりないため判断が難しい。ただ、全国を対象とした大規模な質問紙調査を分析した永吉（2019b）では、外国人に対する排外的な言説を含む書き込みをインターネット上で繰り返す人たちについて、いわゆる「ネット右翼」が1.5%、「オンライン排外主義者」が3.0%となっている（各カテゴリについての永吉の定義はp.31の注12を参照）。現代的人種・民族差別意識を有する人は、インターネット上で外国人に対して排外的な態度を示す層と重なると考えられる（今回の調査でも、インターネットの利用頻度が高まるほど現代的人種・民族差別意識を有する確率が高くなっていた）。それをふまえると、強い現代的人種・民族差別意識を抱いているケースが5%という今回の結果は、全国的な状況と大きく違わないのではないかと考えられる。

また、調査設計が異なるため直接の比較は難しいが、辻（2020）の調査によると、「一部の在日外国人たちは、平等の名のもとに過剰な要求をしている」という現代的人種・民族差別意識に関する質問に「そう思う」「まあそう思う」と答えた割合が2割半ばにのぼったとされる。今回の調査でも同種の質問（「在日外国人は日本に対して過度な要求をしている」）に2割半ばが「そう思う」「ややそう思う」と回答しており、2つの調査は同様の傾向を示している。

まとめると、豊中市の現代的人種・民族差別意識は全国と同程度に見られるのではないかと推測される。また、今回判断した現代的人種・民族差別意識を相対的に有しているケース（4項目以上に肯定的回答を返したケース）が1割半ば、5つの項目に1つ以上肯定的回答を返したケースが約6割という結果からは、現代的人種・民族差別に何らかの面で親和的な意識が、一定の広がりをもって存在しているとも言える。さまざまな意識啓発の中で訴えられる外国人の「人権」が、場合によっては一定の人たちに「特権」と受け止められる可能性を示すものとも考えられる。

なお、今回の質問紙調査は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で実施された。そのような状況が、差別意識に関する調査結果に何らかの形で反映している可能性もある。同一の回答者

を追跡調査した計量分析の報告によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の脅威が高まるに連れ、外国人一般の受け入れ態度（「日本にたくさんの外国人が観光に／仕事をしに来ていることは、好ましいことだ」）はネガティブになる傾向があったとされる（Yamagata et al. 2020）。

他方で、先述の辻（2020）の調査はコロナ禍前の令和元年（2019年）に実施されており、その調査と今回の調査では現代的人種・民族差別意識に関する回答傾向が似通っていた。少なくとも現代的人種・民族差別意識に関しては、コロナ禍の影響は過大なものとは言えないかもしれない。いずれにせよ、今回の調査だけで新型コロナウイルス感染症の影響について明確な結論を出すことは難しい。

もちろん、今回の現代的人種・民族差別意識の把握には限界もある。まず、差別意識を捉えるための質問項目として、今回使用したものが適切だったかどうか問われるだろう。また、今回は5つの質問のうち4つ以上で肯定的回答を有しているケースを、相対的に強い差別意識を有しているケースとして把握したが、この線引きが妥当かどうか問われるところである。ただ、日本における現代的人種・民族差別意識に関する研究は、その社会問題としての重要性に比してまだあまり進んでいない。そのなかで今回一定の知見が確認された意義は小さくない。調査方法を精査していくことが求められる。

（4）現代的人種・民族差別意識を抑制するには

現代的人種・民族差別意識の規定要因の分析からは、この差別意識が属性との関連をあまり持たない傾向にあることがわかった。個人の属性の中で規定要因として確認できたのは性別と学歴のみで、年齢や所得、職業については影響関係が認められなかった。

このことは、現代的人種・民族差別意識が属性をあまり問わず広がっている可能性を示唆している。性別や学歴などを考慮しつつも、特定のターゲットを絞らない幅広い人たちに対する啓発が重要になると言えるのではないか。

また、所得や職業との関連は見られなかったものの、社会不安が強い人は現代的人種・民族差別意識を相対的に有する確率が高かった。客観的な経済状況というよりも、主観的な不安を抱えている人びとの間で差別意識が広がりやすくなっていることを意味しているだろう。社会福祉に対する否定的意識や他者への一般的な信頼の弱さが関連していることから、社会の中でもっと自分は報われるべきなのにそうになっていないという感覚が、在日外国人の権利保障を「特権」とみなす差別意識と結びつきやすくなっている状況をうかがわせる。そのような不安を塩原（2017）にならい「傷つきやすさ（vulnerability）」と呼ぶとするならば、「同じように『傷つきやすさ』を抱えているのに、なぜマイノリティの人々だけが保護され、優遇されなければならないのか、という違和感・反感」（pp.159-160）が、現代的人種・民族差別意識の培養土となっているのかもしれない。

以上のような主観的な不安により差別意識が促されているという推察からは、具体的なターゲットを絞った取組みの難しさが改めて示唆される。「傷つきやすさ」が属性を問わず遍在しているということかもしれない。遍在する「傷つきやすさ」に対する社会的なケアが必要とも言える

が、即効性をもった対策は難しいだろう。社会福祉やコミュニティといった分野での側面的な対応が求められる。「傷つきやすさ」に直接対処するというよりも、現代的な形態の差別意識の基底にはその人が抱く違和感や反感があるのかもしれないという前提から、教育や啓発のあり方を再考することが必要と言えるかもしれない。

次に、現代的人種・民族差別意識は外国人との接触経験と関連を持たなかった。対して、地域活動に積極的に参加しているほど差別意識が相対的に見られ、インターネットを通じたニュースへの接触が差別意識を強める傾向も確認できた。

ここからは、現代的人種・民族差別意識が実際の外国人との出会いとは遊離しながら広がっている可能性が示唆される。同差別意識は東アジア諸国との間の外交的なコンフリクトに影響されていると考えられるが、この推察とも整合的である。

現代的人種・差別意識の伝播の経路は2つ想定できる。ひとつは、インターネットからの情報摂取である。テレビや新聞ではなくインターネットの利用が差別意識を強める傾向にあるのは、インターネット上に差別的な情報が流布していることに加え、利用者が自分の得たい情報を優先的に選ぶ「選択的接触」が起りやすいメディアだからかもしれない(山口2020)。つまり、差別意識を相対的に抱く人が、インターネットを通じて自らの意識を正当化する情報に選択的に接することで、差別意識を一層強めていく状況があるのではないか。

他方で、地域活動に積極的に参加しているケースで差別意識を保持する傾向が見られるという結果は、現代的人種・民族差別意識が対面的な人間関係の中で噂話として広がっていることをうかがわせる。これが、差別意識の伝播が想定されるもうひとつの経路である³⁴。

そうだとすれば、現代的人種・民族差別意識の抑制のためには、ひとつには情報リテラシーの向上を目的とした啓発が重要となってくるだろう。インターネットをはじめとしたメディア、あるいは口コミのネットワークの中で流布している在日外国人に関する情報について、その根拠の薄弱さを確かめる形での啓発が求められる。ただ、上述のように、この差別意識の背景には社会的な不安や「傷つきやすさ」があると推察される。啓発の中で「正しい」情報の伝達が試みられるとしても、その伝え方については注意が必要かもしれない。

また、学校で人権教育を受けた経験には、現代的人種・民族差別意識を抑制する効果が認められなかった。これまでの人権教育が、多文化共生意識の醸成といった点では効果を有してきたものの、現代的な形態で表出される人種・民族差別に対しては十分にアプローチできてこなかった可能性が示唆される。古典的な人種・民族差別だけではなく、現代的な人種・民族差別を問題として把握できるようになる人権教育が重要であると言えよう。

³⁴ なお、ロジスティック回帰分析において、地域参加に関しては、積極的な参加が見られるほど共生意識が「自立型」に傾き、同時に差別意識を有する確率が高まるという一見反対の結果が出ていた。この点の解釈についてだが、まず、共生意識に関して、地域参加はコミュニケーション志向が弱い「回避型」や「非共生型」に対してのみ負の効果を有していた。つまり、地域活動に積極的に参加し他者と積極的にコミュニケーションを図る人は、外国人への心理的障壁も低いと考えられる。しかし、地域参加は「序列型」に対する効果は見られない。地域参加は対等な権利の承認を促す効果が十分ではなく、よって、噂話で広がるような、権利を「特権」と見なすような差別意識を抑制することにもつながっていないのではないかと推察される。

(5) 情報提供の効果

情報提供が多文化共生に関する意識に何らかの影響を与える可能性を調べるため、今回の調査では3種類の異なる調査票を配布した。しかし、分析の結果、情報提供は意識にほとんど影響していなかった。

この結果は、3つの観点から解釈できるだろう。第1に、情報の内容の限界である。今回は、人権の側面からの情報として、豊中市の外国人が生活の中で困っていることについての調査結果を示すとともに、経済の側面からの情報として、外国人の増加が日本の働き手の不足を補うことを示す将来人口推計を提示した。これらの情報の内容が、意識の変化を促すほどのインパクトを持たなかった可能性がある。今回は客観的で総論的なデータを提供資料として使用したが、外国人の具体的なエピソードや、インターネット上で広がる個別の噂話の真偽を確かめるような資料など、異なる内容の情報の場合は結果が異なっていた可能性も考えられる。

第2に、情報提示の方法の限界である。今回は、調査票の中に情報を掲載し、読んでもらう方法をとった。このようにテキストの形式で一方向的に情報を提供するという方法では、あまり大きな効果を見込めないのかもしれない。資料が十分に読まれなかった可能性も考えられる。ワークショップなど対面的で双方向のコミュニケーションが前提となった場面での情報提供であれば、効果が見込める可能性も否定できない。

第3に、そもそも情報提示自体に限界があるという解釈である。多文化共生に関する意識は、他者への信頼といった対人関係に関する一般的な構えや、福祉や平等といった社会の基底的な理念と関連していたという事実は、多文化共生がその人の価値観に深く根づくテーマであることを示唆する。価値観をめぐる争点は、利益の配分をめぐる争点以上に歩み寄りが難しい。そのために、情報提供は意識に影響を及ぼすほどの効果を持ち得ないということかもしれない。自身の価値観に適合する情報のみ受け取ったり、受け取った情報を自分の価値観に合わせて解釈したりといった認知バイアスが、回答者に働いていた可能性もある。

今回の調査だけでは、情報提供が効果を持たなかった理由についてどのような解釈が適切かを判断することは難しい。いずれにしても、外国人との共生に否定的な態度を示す人の意識を解きほぐしていくことは、単発でシンプルな情報提供を通じた啓発だけでは難しいことを今回の結果は示唆する。子どもたちからの教育や継続的な啓発活動など、時間をかけた取組みがまずもって大切ということでもあるだろう。

第4章 豊中市における多文化共生の地域づくりに 向けたインタビュー調査

4-1. 調査の目的と問い	88
4-2. 調査の概要	88
4-3. 結果	89
4-4. 小括	102

第4章 豊中市における多文化共生の地域づくりに向けたインタビュー調査

4-1. 調査の目的と問い

第3章では、豊中市の日本人市民を対象に、外国人との共生に関する意識の現状と規定要因を質問紙調査により検討してきた。では、外国人市民の側から見たときには、外国人に対する差別や偏見を抑制しつつ、外国人市民と日本人市民がともに地域社会の構成員として、対等な関係性の中で多文化共生の地域づくりを進めていくには、どのような取組みが必要といえるだろうか。

ここでは、第1章で整理した全体の問いのうち2つ目のもの、「多文化共生の地域づくりに向けてどのような取組みが求められるのか」を次のように分節化し検討を進めていきたい。

- (1) 外国人市民の地域づくりへの参加はどのようなプロセスを経るのか。
- (2) 外国人市民は日本人市民との間でどのような関係を経験しているのか。

以上の問いに取り組むため、今回は外国にルーツがある人を対象としたインタビュー調査を実施する。まず、調査の概要について記述した上で(4-2)、インタビューの結果を示す(4-3)。最後に結果を整理した上で、得られる知見を考察する(4-4)。

4-2. 調査の概要

インタビューの対象者（インタビューイ）は、公益財団法人とよなか国際交流協会の協力を仰いで募った。対象者の選定にあたっては、出身国が偏らないよう考慮した。なお、対象者の現在の居住地は必ずしも豊中市ではない。

インタビューは基本的に1対1で、1人につきおよそ1時間、とよなか国際交流センターで実施した。使用言語は日本語である。事前に質問内容を準備しつつ、話の流れに応じて質問を調整する半構造化インタビューの形式をとった。主な質問項目は次のとおりであり、外国人市民のこれまでや現在の生活経験を聞き取りながら、その中で感じる権利の制約や差別・偏見をめぐる経験などについて尋ねた。

- ・基本情報について（年齢、ルーツ、国籍、仕事、家族など）
- ・日本での生活について（来日当初の経験、国際交流協会との接点、地域活動への参加、助かっていること、困っていることなど）
- ・日本人との関係について（近隣住民との関係、職場などでの関係、差別を受けた経験など）
- ・豊中市への要望について（外国人市民への偏見や差別を無くすために必要と考える取組み、外国人市民の生活に必要な支援など）

なお、今回のインタビューの趣旨などについては協会を通じてインタビューーに事前に伝えた。また、答えたくない質問には答える必要はないことは、インタビューを始める前やインタビュー中に繰り返し確認した。

インタビューの実施にあたっては、インタビューーの許可を得た上で内容を IC レコーダーで録音した。録音データをもとに書き起こし（トランスクリプト）を作成し、それをもとに分析を行った。トランスクリプトからの引用を行う場合には、冗長さを避けるため、発言の意味を変えない程度に修正を行っている。

発言内容を参照した記述の内容は、インタビューーに報告書の発行前に確認をもらい、修正や削除の必要がある場合はそれに応じた。また、インタビューーの名前はすべて仮名であり、個人の特定を避けるため、一部の内容については修正を行っている。

今回、インタビュー対象となったのは 7 人である。属性でいうと、性別では女性が 6 人と多い（アフリカ出身の A さんのみ男性）。出身国でいうと、アジア出身者（韓国、フィリピン、ベトナムなど）が多く、南米、アフリカの出身者が各 1 人となっている。在留資格でいうと永住者が 3 人、留学生と日本人の配偶者等が 1 人ずつであり、残る 2 人は日本国籍を取得している。また、7 人中 6 人は日本人と結婚している。さらにいえば、インタビューは日本語で実施したため、日本語がまったくできない人は対象に含まれていない。

以上をふまえると、今回のインタビューーは、ある程度日本での生活に馴染んでいる人が多くなったと言ってよいだろう。ただし、日本生まれ・育ちの人は含まれていない。インタビュー対象者の偏りについては、来日初期の経験を尋ねたり、周囲の外国ルーツの人の状況を聞くなどして一部補った。

以下で進める結果の記述は上述の 2 つの問い、(1) 外国人市民の地域づくりへの参加はどのようなプロセスを経るのか、(2) 外国人市民は日本人市民との間でどのような関係を経験しているのか、に即して進めていく。それに加えて、インタビューの中で聞かれたコロナ禍の影響や行政・社会への要望についても補論として記述する。

4-3. 結果

4-3-1. 地域活動への参加のプロセス

今回インタビュー対象となったのは、すべて海外出身で、比較的若い段階で日本に移住した人たちである。最初の来日の経緯としては 7 人中、結婚が 4 人、留学が 2 人、就労が 1 人である。現在も留学中の 1 人を除き、日本での定住が志向されている。

そんな彼ら・彼女らの多くにとって、日本に来た最初のころは多くの困難を経験した時期として振り返られる。特に、留学生としてある程度日本語を話せる状態で来日した人ではなく、日本語がほとんどわからず日本に来た人にとってはそうだ。たとえば、日本人男性と結婚して来日した南米出身の G さんは言う。

「やっぱり言葉もわからないし、習慣、文化も違うし。人がお話しされていることもまったくわからないんで、自分が伝えたいことも伝えられないし。本当に大変でした」(Gさん)

言葉や文化の違いは、周囲の人たちとのコミュニケーションの難しさをもたらすだけではない。自分が無力になったような感覚を経験する場合もある。BさんとCさんは次のように語る。

「最初は日本語がまったく分かりませんでした。すぐに子どもができたので勉強もできずに1年間、本当にいろんなことに困って。主人が仕事にでかけたら、私ひとりでは何もできない状態になって。日本に来た意味もわからない感じにまでなって」(Bさん)

「最初はすごく日本語が難しかったです。日本はなんにもできないところだと感じていました。言葉が分からないし、母国に比べて日本はなんでも発展しすぎてるから。目の前にできることがあっても、何もできない」(Cさん)

このような「無力化」とも呼べる状態の渦中にあるのがAさんだ。日本人との結婚をきっかけに数年前に来日したAさんは、まだ日本語に慣れていない。現在は工場で働いているが、日本語でのコミュニケーションが難しいため、周りの日本人からやる気がないと見られてしまうと言う。そのような周囲からのまなざしが、Aさんの「がんばる」気持ちを「ダウン」させてしまう。

「日本人も日本語を話すとき、速い。時間ないから、説明をゆっくりすることは、たぶん好きじゃないと思う。でも、日本語速いから、わかるのはちょっと難しい。私、仕事したい。でも、1回、2回説明されただけではわかりません。日本人は、『たぶんこの人、仕事したくない』とか。こうなったら、もう私、心、もうダウン。がんばる、もうダウン」(Aさん)

ベトナム出身のDさんは、自身が関わってきた技能実習生の経験を次のように紹介する。ベトナム人は仕事でミスをする時、まずはミスが起こった原因を説明することが多い。ただ、まず謝罪を求める日本人にとって、そのようなベトナム人の態度は「言い訳」に聞こえてしまう。そのような文化の違いによるトラブルが、ベトナム人の仕事のやる気を削いでしまうことがある。

「日本人にも理解してもらいたいですね。言い訳じゃなくて、素直に説明してるだけだよとか理解してほしいですね。仲良くなったら仕事もうまくできるんですよ。ベトナム人は、本当にすごくがんばってるんですよ。でも、仲良くなくて、やる気が出てなくなってしまう」(Dさん)

このように、日本語力の不足や、文化・習慣の違いへの戸惑い、日本に関する知識の不足などから、日本に来たばかりの外国人はしばしば力を奪われ、自尊心の低下を招く。母国から日本へ

の移動は、自身に向けられる社会的評価が低下する感覚（「できる人」から「できない人」へと周囲からの見られ方移行する感覚）を伴いがちなのである。

もちろん、このような来日当初の無力化を、被りやすい人とそうでない人がいるだろう。日本語力や経済力、社会的地位や社会関係などさまざまな資源の多寡が関係してくると考えられる。今回のインタビューーは国際結婚をしている人が多いが、日本人家族の存在（一種の社会関係資本）が、そのような無力化をある程度抑制している面があると考えられる（だからこそ、夫が仕事に行くと B さんは「ひとりでは何もできない」と感じて不安を募らせ、A さんは妻のいない職場でやる気が「ダウン」する）。

たとえば、来日当初、日本語がわからず困っていた G さんは、義理の母や妹、近所の人に助けられたという。

「優しい母であるだけに、やはりご近所の方にお二人がいらしてね。その方たちとお母さんとすごく親しくしてらして。私が妊娠して子どもが生まれたときも、その方たちがいろいろ教えてくださったんですよ」（G さん）

翻っていえば、今回インタビュー対象に含まれなかったような人たち、たとえば日本人家族がおらず就労で日本に来た外国人の場合、周囲とつながりを持つことができない中で生活上の困難が深刻さを増すのかもしれない。

ただ、日本人家族の存在は資源になる場合があるにもかかわらず、いや、そうであるがゆえにむしろ、問題を生むケースもある。もちろんすべてではないが、一部の国際結婚家庭では外国人女性が日本人男性から DV を受けるといったことも起こる。日本人の間で DV が起きる際もそのひとつの背景には男女間の権力関係の不均衡があるとされるが、国際結婚家庭の場合、日本語ができ日本の制度に相対的に詳しい日本人男性（夫）のほうが、外国人女性（妻）よりも力を持ちやすいからである。「できる人」から「できない人」への変化は、職場などの公共領域だけでなく場合によっては家庭など私的領域でも生じる。フィリピン出身の F さんは言う。

「日本人がパワーを持ってて、ビザの関係も、『私がいなくてあなたは日本では暮らせないよ』っていう場面もまだ今はあります」（F さん）

そのような来日初期の彼ら・彼女らにとって、自信や誇りを取り戻し、力を回復する場との出会いは重要である。そのような場のひとつが、今回のインタビューーの多くにとってはとよなか国際交流センターだった。日本人家族が見つめてきたり、住民票を取りに行った際に市役所の窓口で紹介されたり、偶然看板を見つけたりといった形で経験される国際交流センターとの出会いは、当初の目的は日本語を学ぶためだったりする。ただ、その出会いは日本語学習にとどまらず、「できる人」から「できない人」になっていた自分が、改めて「できる人」として扱ってもらった経験としても振り返られる。

たとえばCさんは、国際交流センターとの出会いを次のように振り返る。

「私は日本に来て、何もできるとは思ってなかった。はじめはみんな『日本語できない』『仕事ない』とか言うし。でも、国際交流センターではみなさん『あなたしかできない』って言う。たとえば、『あなたは外国語を知っている。日本人には教えられない。あなたしかできないでしょ』とか。安心させてくれる。褒めてくれる。それで自信をもって、私はできる。自分のプライドもあるんじゃないかなと思う。だから、国際交流センターとのつながりは、私のはじめの一步でした。とよなか国際交流センターに来てから、豊中でいろんなことができるようになった。だからとても貴重なところ」(Cさん)

そのような「できない人」から「できる人」への力の回復(エンパワー)は、国際交流センターの特徴とも関連づけて語られる。国際交流センターには、同じ出身国の人や同じように日本に来たばかりの人と関われる場であるだけでなく、外国人と日本人が対等に関わる雰囲気もあるという。

「(国際交流センターのように)同じ立場の人と知り合えたり、交流会があつたりしたらいいけど、そういう状況がわからなかったら、やっぱり日本で私、何しているんだろうみたいなことになると思うんですね。(国際交流センターは)同じ立場の人と交流する場でもあつて、私だけが困ってるんじゃないんだとか。そういうのが一緒に共感できることも嬉しいんですね。ひとりじゃないことが分かるというか」(Bさん)

「ここのボランティアさんはとってもフレンドリー、いろいろ一緒にやったり、食べ物を一緒に作ったり、そういうこともたくさん一緒にできたから。すごく親しみ感じて、なんでも話せるようになりました」(Cさん)

「やっぱり豊中市が特別なんです。いろんな国際交流協会に行かせてもらっていたんだけど、自分に合ったのがこっちですね。日本人と外国人が対等の関係であるのが豊中市の国際交流協会だとすごく感じました。他のところは、だいたい支援者が日本人で、支援される側が外国人です。私もだいたいここで自信を持てるようになりました。支援される側じゃなくて、私自身として受け入れてくれたんです。日本語が不十分であっても、読み書きが出来なくても、普通に扱ってくれたのですごく嬉しかったです。それが自分の自信につながって、今度は私がいろんな人を助けられるようになりました」(Fさん)

国際交流センターがそのような場であるからこそ、相談を含めたさまざまな声が外国人からあがりやすくなっているとの指摘もあった。単に相談窓口があるだけでは十分でなく、日本語学習や交流活動を通して信頼を築く中で、安心して相談ができる関係が作られていくのである。

「最初は悩みの相談じゃないんですよね。いきなり相談に来ない人もいる。初めは勉強しに来た。で、仲良くなって、人間関係が良くなった時に、その人の信頼を受けた後に、いろんな相談が出てくるわけです」(Fさん)

そして、そのようなエンパワーを経て、当初は「支えられる人」だったかもしれない外国人市民の一部は、「支える人」として地域の諸活動に参加する場合がある。BさんやCさんは、国際交流センターでサポートを受けた経験から、今度は自分がサポートする側に回ったと語る。

「私は最初、本当に、本当に、困ったことがいっぱいあったので。ここに住んでいらっしゃる方にも、『私もそうだったの』って言える。そういうことがすごく分かっているの。実際に何かあげるとか、そういうことはできないけど、なんとかちょっとサポートはいけるかな、と」(Bさん)

「もともと福祉関係の仕事をやりたくて。でも、言葉の問題で引っかかったことがあって。(国際交流センターの)みなさんの協力で、福祉関係の仕事をやりながら、地域に住んでいる外国人とつながって。いま本当にたくさんの外国人とつながっています」(Cさん)

このように、来日当初は言語や文化、孤立などの問題から「できない人」として無力化の時期を経験しがちな外国人市民は、アットホームな雰囲気や外国人と日本人が対等な立場で関わる風土の中で、「できる人」としてエンパワーされる。今回のインタビューの場合、国際交流センターがそのような場として機能していた。そのようなエンパワーの過程の中で、外国人市民の一部は「支える人」として地域の諸活動へと参加するのである。

もちろん、そこで参加される活動は外国人を支えるものだけではない。インタビュー対象者の中には、自治会や社会福祉協議会の活動、子どもの学校の活動などに参加する人もいた。「できない人」から「できる人」へのエンパワー、そして「支える人」への移行は、外国人市民の中から地域社会を「支える人」が生まれるプロセスでもあると言えるだろう。

4-3-2. 日本人との関係性

次に、外国人市民が日本人との関係をどのように経験しているのかを見ていきたい。まず、外国人市民は日本人との関係構築の困難を抱えることが少なくない。その困難は、日本語がある程度話せるようになった人にも感じられており、コミュニケーションのスタイルなど文化の違いによるところも少なくないという。

「外国人に言いたいことは全部ちゃんと言わないとわからない、伝わらないですよ。でも主人が言うには、ひとつ、ふたつ言ったらもう相手がわかるであろうってね。それが日本人同士なのよ。

外国人と話すときはやっぱりね、はっきり言わないとダメですよ。でも、それも文化だから」(Gさん)

また、日本人との関係構築の困難は、外国人をステレオタイプで捉えることによって生じているという声もある。たとえば、技能実習生と関わるDさんは言う。

「日本人から見たら、実習生はお金のために日本に来てるように見えるじゃないですか、たぶん多くの方がそう思ってる。ベトナムは給料が安いから、日本に来て稼いでると思ってる人が多くて。そうじゃなくて、一緒に仕事を頑張ってる人だと、思っほしいんですよね」(Dさん)

さらに、自分が外国人のステレオタイプを再生産してしまうことへの不安を語る人もいる。子どもに偏見が向けられることへの危惧から、自身の振る舞いに気をつけていたともいう。

「やっぱり地域で目立つじゃないですか。外国の方が少ないから、私が何するにしても目立つから。近所では『あの韓国人』って言ったら、みんなが私って分かるんですよ。でも、私が韓国人のすべてでもないじゃないですか。なのに、私を見て『韓国人はこうだった』みたいなのが、とても困るんですよ。そういうことに、すごい気を付けるんですよ。いつもどこにいても、私が何か行動をするときも、やっぱりちょっと『こうしても大丈夫かな』みたいな感じに、ちょっとプレッシャーになるんですよ。うちの子どものためにも気をつけないと駄目だなとか。そういうのが私はありました」(Bさん)

他方で、外国人ではないように扱われること、存在しないかのように扱われることも、不安を呼び起こすことがある。

「参観日になると、まあ外国人は私だけじゃないですか。お母様が並んでる教室の後ろのほうへ私が入ったことで、シーンとなっちゃう。しらけちゃってね。そして、誰ともお話しすることできなくて。あと、学校で夏休みにいろいろなお祭りがありますよね。それでお母さんたちが分担を決めて、お手伝いしないとイケない。そこでやはり、いたんですよ1人。すごく親切な方がいて。自分から声かけてくれて。もうこれほどうれしいことないですよ。『〇〇さんここですよ』『〇〇さんこれやったらいいからお願いね』とかって。声かけられるってすごくうれしいんですよ。シーンとされるのはやっぱり嫌ですね」(Gさん)

「日本の方は『あなたどこの国?』とか言ってくれないから。絶対に日本人じゃないことを分かっているのに、何も聞かれないんですよ。だから後から私、ちょっと不安になるんですよ。聞いてくれたほうがスッキリするんですけどね。私も気楽にしゃべれるじゃないですか。何も聞かれないから、『この人、韓国の人を分かっているかな、分かっているかな』って気をつけながらしゃ

べらないといけないことも、ちょっと心配になったりとか。一回、言ってくれた人がいたんですよ。『韓国の方ですか？』って。『いろいろ困ることもあるでしょ』みたいな感じで言われたから、すごい嬉しかったんですよ」(Bさん)

そのような中、日本人との関係は、子どもが生まれ、幼稚園や保育所などに通わせるようになる中で、母親同士のつながりという形で構築されることがある。ただし、このような経験は、外国人の中でも女性に偏っているかもしれない。また、日本人男性と結婚している外国人女性に特に見られる傾向の可能性もある。「外国人」と「日本人」ではなく、同じ「母親」としての立場が関係構築を促しているのかもしれない。

さて、以上のように日本人との関係構築に少なからず困難を抱えている外国人だが、差別を受けた経験はどの程度あるのだろうか。差別については、対面状況の中で直接受けたことがよくあるという人と、直接受けたことはあまりないという人がいる。

まず、対面状況での差別を直接経験してきた人についてだが、アフリカ出身のAさんは、日常的に差別を経験しているという。たとえば、外国人であることを理由にこれまで何度か就職の面接を断られたことがあった。電車の中では、自分の隣に誰も座ろうとしないということもよくある。また、日本人がみんな差別をするわけではないと留保をつけつつも、職場では次のような経験をしたこともあるという。

「差別するのは、みんなじゃないと思う。ときどき、『外国人と混ざりたくない』(と言う人がいる)。たとえば、今の仕事、始めたとき、1人が言った。『みんな日本人は外国人と混ざりたくない。日本人は外国人を入れたくない』」(Aさん)

また、フィリピン出身のFさんは、多くの日本人に偏見の目で見られてきた理由として、マスメディアの影響を語る。

「ほとんどの私が関わっている日本人は、やっぱり偏見的な考えは持っていて。フィリピン人だったら、パブで知り合って結婚したんでしょとか。あるいは偽装結婚であったり。それは仕方ないですね。なんでかという、マスコミは外国人の悪いところばかりアップするんですね」(Fさん)

さらに、ベトナム出身のDさんは留学中の経験を次のように語る。

「欧米の方も一緒に勉強するんですけど、その方と日本の学生とはすぐ仲良くなって。私たち東南アジア系はなかなか日本人とコミュニケーションができなくて」(Dさん)

他方で、外国人であることを理由とした差別をあまり受けたことがないという人もいる。ただ、差別事例を聞いた経験や、差別を受けないように注意しているという話、自身の子どもが学校でいじめを受けたという経験はしばしば語られる。

『フィリピン帰れ』であったり、『何しに日本に来たんだ』であったり。娘が同じ子どもに言われたのは、『フィリピンはバナナしか食べていない。だから日本に来たんだ』とか。フィリピンのことについての勉強が日本の中で出来ていないから、誤解をされるわけですね」(Fさん)

「私と同じ立場の人は、子どもに話しかける言葉に悩んでいる人が結構いるんですよ。やっぱりいじめもあるかもしれないから、完璧な日本語をしゃべってほしいから、子どもには家では日本語だけをしゃべるとか。いろいろ事情があると思います」(Bさん)

「私としてはやはり、子どもに母語で話したくて。まだ日本語そんなに上手に話せないので、母語で話したかったんですけども、お母さんが、子どもがかわいそうだから、子どもの頭の中が混乱するので、母語をよその周りの方が聞いたらいじめられるよって。だから、母語は使わないほうがいいと止められたんですね。いじめられるからやめたほうがいいと。念を押して母語でお話ししてあげればよかったのにな、ってね。後から思いますね」(Gさん)

子どもが学校でいじめを受けていたというGさんは振り返る。

「子どもが1年生のときに、夏休みに帰国して。夏休みいっぱいですね。当然友だちと会えないし、プールも行かないし。気になりますよね。で、先生が、『〇〇くんはお母さんは外国人で、いま夏休みで帰ってるよ』って。帰ってきた後ですよ。『お前何人か』『宇宙人か』って。『お前違う』とか。そのときからですよ。息子が完全に拒否、私を拒否するようになったんですよ。中学校までは、参観日があるときとか私に『目立った服装で来るな』とか、『他のお母さんも来てないから』とか。それがやはり何より辛かったです」(Gさん)

他方で、インターネットでの差別を不安視する声もある。留学生のEさんは語る。

「最近のニュースを見ていると、コロナのことがメインですけど、やっぱりコメントで外国人のせいにしてる人が多いですよ。外国人がマスクしてないとか。でも、どうなのかなど。マスクしてない方もいると思うんですけど、私が知ってる留学生には、そういう人はあまりいないと思うんですよ。『私たちの税金でコロナにかかった外国人を治療したくない』っていうコメントもあるんですよ」(Eさん)

そんな E さんは、差別が自分に直接向けられたことはないというもの、インターネット上の差別を目にすると、大学生活だけでは見ることのできない日本の一面があることに気づくという。

「自分の友だちとかは、多分そういう差別をする人はいないですけど、やっぱり私が知らない中では、外国人に対してあんまりいい思いしてない人もいるのかなって」(E さん)

また、外国人に対する偏見の背景に、マスメディアが伝える出身国のイメージがあると指摘する声もある。先述のフィリピン出身の F さんの話もそのひとつだろう。また、韓国出身の B さんは次のように語る。

「(日本と韓国の関係が)悪くなると実際にね、本当に韓国に対して誤解している人もいますよ。メディアでは実際のことを言わないんですね。やっぱり日本の側は日本に有利に報道することが多くて、韓国の側は韓国にいい感じに報道することがやっぱりあるんで。私は今のところ、真ん中の立場で両方見えるじゃないですか。韓国のニュースも見ると、日本のニュースも見たら、もちろん正しいニュースもあるんですけど、『これ違うなあ』と思うこともどっちにもあるですよ。『韓国はこうじゃないのに』とか、そういうのもあるんですよ。でも、分からない人はぜんぶ信じちゃうじゃないですか。特に若者はメディアで言われたことをそのまま吸収するから。それが怖いんですよ。だから、本当にメディアは、SNS もそうなんですけど、本当にその影響が大きくて」(B さん)

以上のように、差別を対面的な関係の中で直接受けたという人はもちろん、受けたことがないという人でも、インターネット上の差別やメディアの報道を見聞きすること、子どものいじめを予見することなどを通じて、不安を募らせたり行動を変化させたりする場合があると言えよう。

4-3-3. 補論 1：コロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染症は、外国人の生活にどのような影響を及ぼしているのだろうか。もちろん、現在はいまだコロナ禍の渦中であり、その全体像を語るのは早計かもしれない。今回のインタビュー対象者から聞き取られたものという制約もある。ここでは、インタビューの中で聞かれた事柄をピックアップするに留めるが、いずれにせよ、外国人の生活も当然ながら何らかの形で新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが確認できる。また、その影響は、しばしば従前からの社会構造上の地位の不安定さや差別を浮き彫りにする形で現れているといえる。

①失職

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、特に懸念されてきたのが失職である。外国人労働者は、企業の業績悪化に伴う「調整弁」として雇用されやすいとされる(望月 2019)。実際、A

さんは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け解雇を経験した。勤めていたのは、A さんと同じアフリカ出身者を含む外国人が多く働いていた工場だったという。

「新しい仕事を始めたときコロナが出た。だから会社はいっぱい人、クビ」(A さん)

厚生労働省の発表によれば、新型コロナウイルス感染症の影響で解雇や雇い止めにあった人の数(令和2年(2020年)10月30日現在)は製造業が最も多く、小売業、宿泊業と続く³⁵。言語力を活かして宿泊業に就いていた B さんも、外国人観光客の減少により仕事を辞めざるを得なかった。

「今年に入ってコロナが発生して、今までのお客さんがもう一切なくなっただけですね。ほとんどお客さんがいない状態だったので。休業手当で続けたんですけど、これ以上は本当に無理になって」(B さん)

②帰国困難

新型コロナウイルス感染症の影響で国家間の移動が難しくなった。それにより、帰国が難しくなったという話もしばしば聞かれた。技能実習生の場合など、帰国できない状況が生活困窮をもたらしているケースもあるようだ³⁶。

「(技能実習生の)契約終わっても、飛行機がない。帰れない。給料が発生しない。でも生活しないといけないからお金が減ってくる」(D さん)

③社会的孤立

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、外出の自粛が広がった。それにより日本人も含め多くの人々が他者とのつながりを減らすことになった。外国人も同様である。もともと人との付き合いが少なかったという留学生の E さんは、さらに人に会わなくなったことでストレスを溜め込んだと語る。

「前は、1週間に1回とか誰かと食事したりすることもありました。でも、コロナの時、人と会ってない時期があって、その時すごくやられました。一人暮らしだし、家族いないから。ZOOMで先生に会ったりはするんですけど。スーパーに行って人には会うんですけど、でも、知ってる人には会ってないですね。ちょっと大変でした」(E さん)

³⁵ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について(10月30日現在集計分)」<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000690559.pdf>

³⁶ 新型コロナウイルス感染症の影響で帰国が困難になっている外国人の生活を支援するため、令和2年(2020年)12月1日より、出入国在留管理庁は就労ができない在留資格の外国人にも一時的にアルバイトを認める措置を開始している。

また、フィリピン出身の F さんにとっては、キリスト教会が日本人も含む知人・友人と交流する大切な場だったという。しかし、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中、教会に行くには申し込みをしなければならなくなった。それにより教会の居場所としての機能があまり働かなくなったという。

「今は教会に行くにしても、コロナ対策のために申し込みしないといけない。だから、居場所として機能していない」(F さん)

④DV

外出の自粛の広がりや、自宅で過ごす時間を増やすことになる。そのことによる DV の増加は、日本人も含めてしばしば報告されている³⁷。日本語力の差が夫婦内での力の差に反映されやすい外国人女性の場合、そのリスクが特に高いと言えるかもしれない。新型コロナウイルス感染症の影響で家にいる時間が増える中、国際結婚の家庭でも DV が増えていると F さんは言う。

「ご夫婦が家に一緒になった時に、やっぱり DV が増えた」(F さん)

⑤差別

すでに前項で E さんのインタビューを引用して触れたが、今回のコロナ禍の中で、外国人に対する差別的なインターネット上のコメントが増えたという声もある。実際の件数の増加を示すことは難しいものの、新型コロナウイルス感染症に関連する情報をインターネットで積極的に探索する中で、目につきやすくなっているということはあるかもしれない。

4-3-4. 補論 2：行政・社会への要望

最後に、行政や社会への要望として語られた主な事柄をまとめておきたい。

①言語支援について

行政情報の多言語化は進んでいるものの、すべての言語に対応しているわけではない。そのため、フランス語圏から来た A さんは、フランス語での表示が増えると嬉しいという（下の引用は同席した日本人配偶者の語り）。

³⁷ 内閣府が設置したコロナ下の女性の影響と課題に関する研究会の配布資料「コロナ下の女性への影響について」では、全国の配偶者暴力相談支援センターや DV 相談プラスへの令和 2 年（2020 年）5 月・6 月の相談件数が前年同月の約 1.6 倍に増加したことが報告されている（<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/siryo/pdf/4-1.pdf>）。

「フランス語しかわからないので。英語か中国語、韓国語、ドイツ語やスペイン語はあるけどフランス語だけない。それがあただけで、だいぶ違いますね」(Aさん)

言語に関する支援の中では、病院などへの通訳派遣の充実を求める声もあった。言葉が通じないことで診療を断られたケースも聞かれた。

「病院関係の通訳、通訳って医療関係は難しいけれども、そういうことはもっとあればいいかなと思っています。通訳がいないと病気があってもなかなか病院に行けない」(Cさん)

「最近の話です。あるフィリピンの人が豊中市内の病院に行って断られて帰らされたんです。言葉が壁ということで『帰ってください』と。それを聞いて久しぶりにショックを受けたんです、私自身も」(Fさん)

豊中市では、行政情報や生活情報、地図などを整理し多言語で翻訳された「とよなか生活ガイドブック (Guide for Living in Toyonaka)」がつくられている。このガイドブックについての意見もあった。ガイドブックの本文の多くは外国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語)で作成されている。だが、日本語を併記し、さらにふりがなも付けることで、外国人がガイドブックを利用して日本人とコミュニケーションを図ることが可能になる。つまり、ガイドブックを日本人とのコミュニケーションツールとしても活用できるものにしてほしいという要望だ。

「(ガイドブックが) 英語で書かれていても、日本人に伝えるときに英語で伝えたら、日本人は理解できないことが多いですね。せめてふりがなをつけると本人が伝えられる」(Fさん)

②学校教育について

学校教育に関しては、学校で配られる配布物の多さや、配布物の表記をわかりやすいものにしてほしいという要望が多く聞かれた。通知表などの特に重要な文書については、ふりがなの表記や多言語対応を求める声もあった。

「(通知表を) 外国人のお母さんが理解できていない。それもふりがながあれば読みで調べられる。多言語があればもっとベストなんですけど」(Fさん)

現在、豊中市では国際理解教育が進められているが、いじめや差別を防止するためにも、一層の推進を求める声が聞かれた。

「教育場面でのサポートは、豊中は盛んですね。外国人の講師派遣。ただ、担任の先生しか関わらないことが多いんです。学校全体でしょって私は思うんですけどね。結局、外国人生徒を受け持った担任の先生が苦勞するんですね」(Fさん)

③国際児の教育について

今回のインタビュー対象者に国際結婚の女性が多く含まれることを反映して、国際児（いわゆる「ダブル」や「ハーフ」と呼ばれる国際結婚で生まれた子どもたち）の教育についての苦勞や要望が多く聞かれた。

フィリピン出身のFさんは、自身の子どもを「多文化の子ども」として育てたいと考えてきたという。毎年夏休みはフィリピンに子どもと帰ったり、子どもの学校で国際理解教育の講師として教えたりしてきた。それにより、子どもはフィリピンにルーツを持つことを誇りに思うようになった。ただ、日本の社会には「多文化」の人材の受け皿がまだ十分ではない。そのため、成人した子どもたちは、2つの言語や文化を活かせていないという。

「子どもたちは日本人として育てるだけじゃなくて、多文化の子どもとして育ててきました。その社会的支援がほしい。もっと力になってほしいです。上の子どもは今は会社員として働いていますが、結局、2つの文化を持っているけども活かせていない。社会的な受け入れがないからです。本人の希望があっても、日本の社会には居場所がないと私は感じています。これからの子ども、これから大人になっていく人たちの社会が、もっともっとよくなったらいいなと願っています。日本はね、日本人だけでは生きていけないもの」(Fさん)

家族の中にある2つの言語や文化を引き継ぐことができる環境、そこで育った子どもたちが2つの言葉や文化を生かして活躍できる環境、そういったものを求める声が複数聞かれた。

④災害対応について

災害対応の多文化化を求める声も聞かれた。特に、地震がほとんどない国から来た人は備えが不十分なことが多い。また、避難所の多文化対応も求められるだろう。

「フィリピンは台風はよく来ます。だから、台風の備えはかなりわかっているんです。でも、地震はほとんど慣れていない。だから、地震のことについてもっと知らせないといけない。避難所は炊き出しとかほとんど全部日本の食べ物でしょ。多文化共生になっていないところはまだあります。そういうときからこそ、自分の国のものを食べたいわけですよ」(Fさん)

⑤高齢者の居場所について

在日コリアンなどオールドカマーの外国人はもちろんのこと、いわゆるニューカマー³⁸と呼ばれる外国人についても高齢者となる人たちが増え始めた。現在、外国人についての支援は、労働者としての外国人や、外国にルーツのある子どもたちが注目されがちだが、今後は外国にルーツのある高齢者の支援もさらに重要になってくるだろう。

長く日本にいる G さんからは、日本人も外国人も問わずに安価に利用できる居場所が、まちの中に増えてほしいという声が聞かれた。

「私自身、10年前までは考えたこともなかったんですけども。このまま、だんだんと年取っていきますよね、このまちで。じゃあ10年後の自分、主人はどうなってるんだろうって考えますよね。年をとって行く人は、その行き場がこれからは大事になってきますよ。たとえば、習い事楽しく行けるところがある。それがわかるだけで本当にワクワクするんですよ。それが本当に安くできたらというのが私の切実な願いです。生き生きこの豊中市で生活できるような。日本人も外国人も含めて一緒に楽しいことできたら、本当にみなさん病気しませんよ。家でじっとしていると、もう寂しい、お金がない、今日の生活どうしようみたいになる。そうなると、病気になりますよ。やっぱり外へ出てもらわないと」(Gさん)

4-4. 小括

今回は、(1) 外国人市民の地域づくりへの参加はどのようなプロセスを経るのか、(2) 外国人市民は日本人市民との間でどのような関係を経験しているのか、という問いに基づきインタビューを行った。問いに沿って調査結果を整理した上で、そこから導き出される知見について考察したい。

まず、1つ目の問いに関して。来日当初の外国人市民は、日本語力の不足などから無力化を経験しやすい。母国から日本への移動は、自身に対する「できる人」から「できない人」への周囲からの評価、さらには本人自身の評価の移行を伴っている。孤立や差別、DVなどを経験する場合も見られる。

そのような無力化からの回復を促す場のひとつが、国際交流センターであった。同センターでは、同じ立場の人との関わりや、外国人と日本人が対等な位置に立つ関係性が経験されていた。その結果、一部の外国人は「支える人」となり、地域づくりに参加していた。

以上のような結果からは、外国人市民が地域づくりに参加するプロセスにおいて、親密圏として機能する場が重要であることが示唆される。

親密圏とは、「具体的な他者への生への配慮／関心を媒体とするある程度持続的な関係」と定義され(齋藤 2020、p.221)、家族だけでなく自助グループなどの団体や、友人関係なども含むもの

³⁸ 在日外国人についての議論の中では、戦前から日本に住む人やその子孫などのオールドカマーに対し、主として1980年代以降に来日した人たちをニューカマーと呼ぶことがある。

として用いられる概念である。私たちの多くはそのような親密圏の中で、具体的な誰かにより自身を受け止められることを通して、自分自身を肯定することができる。親密圏は、「人が現在の社会的評価に過剰に曝されることを防ぎ、引き続き有用でありうるか否かといった評価から少なくとも部分的にその力を奪う。親密圏の他者は、社会的な承認とは異なった承認を、社会的な否認に抗しながら、人びとの生に与えることができる」(p.232)。

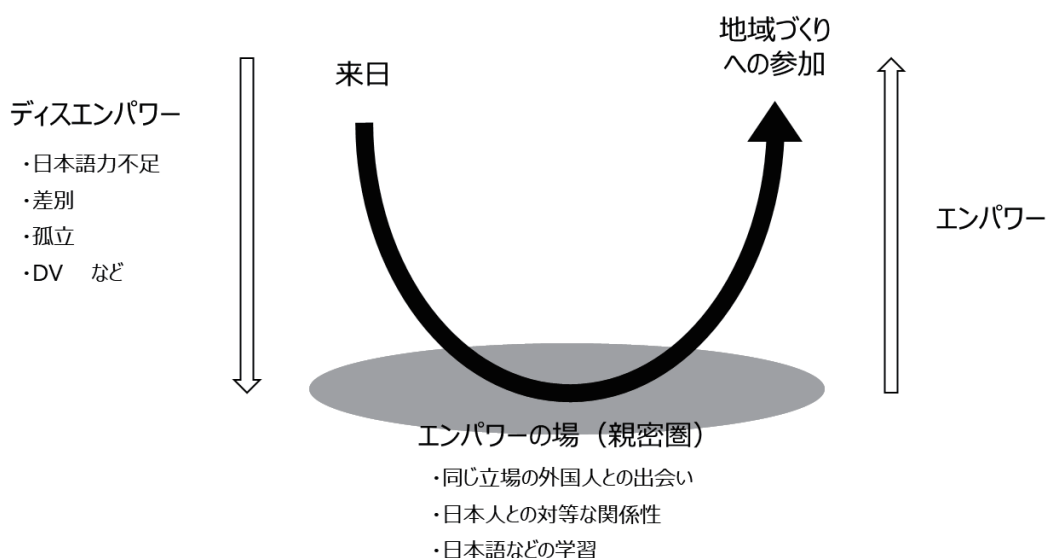
今回の調査結果に引きつけて言えば、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人は、「できない人」という社会的評価の中で自尊心を傷つけられやすい状態にある。それは、周囲とのつながりを縮小させ、生活上の困難をさらに積み上げることにもなりかねない。彼ら・彼女らの自尊心は、自分と同じ境遇の他者や対等な他者との関係の中で回復されていた。つまり、日本語が不得手な人＝「できない人」とみなす社会的な評価から一時的に退避でき、別の形で自身に配慮や関心が寄せられる親密圏の中で、その自尊心は回復されていたといえる。

そして、そのようにして自尊心を回復した外国人市民の一部は、「支える人」として地域づくりに参加するのである(図表 78)。

今回の場合、インタビュー対象者の特性から、そのような親密圏として見いだされたのは主としてとよなか国際交流センターだったが、もちろんそこに限定する必要はないだろう。また、日本人との結婚を契機に来日した人が多いという点で、今回の分析結果は特定のライフコースをたどる場合が条件になっている可能性もある。外国人市民が地域づくりに参加するプロセスの中で、国際交流センターだけでなく他の場が果たしている親密圏としての役割を捉えつつ、さまざまな来歴の外国人市民の地域づくりへの参加プロセスについても検討していく必要があるだろう。

なお、インタビュー結果の中でも少し触れたが、インタビューが参加していた活動はもちろん外国人を支えるものだけではない。第 3 章で分析した質問紙調査では、外国人の増加が「地域コミュニティの維持」につながると考える日本人は全体で約 1 割と非常に少なく、それよりも「治安が悪化する」と考える人が 4 割半ばと多かった(p.61)。しかし、高齢化が今後さらに進む中で、

図表 78 外国人市民の地域づくりへの参加プロセス



相対的に若い外国人市民の力は地域コミュニティの維持においてさらに欠かせないものになるはずだ。そもそも、外国人市民をめぐって生じる摩擦やトラブルの予防や解決のカギになるのは、外国人市民の自治会活動への巻き込みであるという調査もある（松宮 2008）。

外国人市民の力を潜在化させるのではなく、防災活動なども含めて地域社会を「支える人」を増やすためにも、外国人をエンパワーする場（親密圏）の役割は重要であると言えるだろう。

次に、2 つ目の問いに関して。外国にルーツがある人は何らかの形で日本人との間で関係性の困難を経験することが多く、そのような困難は日本語でのコミュニケーションにほとんど問題がなくなった後でも見られた。文化の違いによる人間関係構築のスタイルのズレだけでなく、自身の言動が外国人に関するステレオタイプを生産してしまうのではないかという不安、外国人であることが不自然なまでに触れられないことによる不安も、関係構築の阻害要因となっていた。そのような中、同じ「母親」としての立場は、日本人と外国人の関係構築を比較的促す関係性であるようだった。

外国人であることを理由とした差別については、一方で、繰り返し経験があると語る人がいる。職場での差別は仕事のモチベーション低下などを引き起こしていた。他方で、直接的な差別はあまり受けたことがないという人もいる。ただ、そのような人でも伝聞の形で差別に接することは少なくない。子どもへの学校でのいじめで、差別を間接的に経験している人もいる。

また、直接的な差別を受けたことがないという人でも、インターネット上の差別的なコメントや、マスメディアによるステレオタイプを含む報道などの影響を不安視する声もある。このように、差別を直接的に経験したことがある人はもちろん、経験がない人でも差別に対する不安は少なからず抱かれており、外国人と日本人の関係構築の阻害要因になっているとみなされる。また、差別やいじめを予期し、それを回避するための行動が先制的にとられていることもある。

以上の結果から、3 点ほど考察したい。第 1 に、外国人に対する差別は現在も発生しているという事実を確認しておく。第 3 章で検討した現代的人種・民族差別が前提とするような、「差別問題はすでに解決済み」との理解は正確ではない。質問紙調査では、「在日外国人に対する差別は、もはや大きな問題ではない」という項目に 2 割半ばが同意する回答（「そう思う」＋「ややそう思う」）を示していた。差別はしばしば差別があること自体の否認を伴う。差別の現存という事実の共有がまずは重要だろう。

第 2 に、文化的同化の問題である。今回のインタビューでは、差別をあまり経験したことがないという人もいた。しかし、そういう人でも、いじめの回避のために子どもに自身の母語を教えないといった選択をしたり、自身の言動が外国人へのステレオタイプを再生産しないように気をつけたりといった場合があった。これは、排除を先回りして避けるための日本社会への文化的同化の経験といえるだろう。差別をあまり受けたことがないという人は少なくないが、それは差別をあまり受けないよう慎重に行動してきた結果という面もあるのかもしれない。そうだとすれば、そこでは社会にある差別が感じ取られていないわけではない。

第3に、マスメディアやインターネットが惹起する不安についてである。差別をあまり経験したことがないという人でも、ネットやマスメディアへの不安はしばしば抱かれていた。このような不安は、一部のマスメディアやネットに流布するステレオタイプや偏見——そこには第3章で確認した現代的人種・民族差別につながるものが含まれるだろう——を否定するような言説があまり存在しない、あるいは存在していたとしても十分に可視化されていないことにもよるのではないか。直接的には差別を受けたことはないがインターネット上では差別を見聞きするという経験は、日本人は「タテマエ」では友好的だが「ホンネ」では差別的なのではないか、といった疑念を招く可能性もある。多文化共生の地域づくりの阻害要因となりうるそのような疑念の払拭が求められるだろう。

1つ目の問いと2つ目の問いは、当然連動する。差別が抑制された対等な関係性が外国人市民と日本人市民の間に増えていくことが、外国人市民が地域づくりに参加するプロセスでは不可欠だろう。そして、外国人市民と日本人市民の地域での能動的な接触が増える中で、両者の対等な関係性はより確かなものになっていくはずだ。

さまざまな文化的背景を持った人が、人権尊重を基調にお互いを理解し合い、対等な関係性の中で地域社会の構成員として共に暮らすこと。豊中市多文化共生指針の基本理念の推進のためにも、その促進要因——外国人市民をエンパワーする場——の重要性を改めて認識するとともに、その阻害要因——差別や文化的同化、マスメディアやインターネットに流布するステレオタイプや偏見——に対処していく必要がある。

第5章 おわりに

5-1. 調査研究の結果の整理	108
5-2. 何が求められるのか	110
5-3. 調査手法について	112

第5章 おわりに

5-1. 調査研究の結果の整理

前章まで、3つの章にわけて豊中市における多文化共生に関する分析を行ってきた。最後に全体の考察を行うが、その前に分析結果について改めて整理しておく。

【第2章 豊中市の外国人人口の動向】

住民基本台帳などのデータから豊中市の外国人の人口動向を分析した結果、主に次のことが明らかとなった。

- ・豊中市の外国人人口は増加傾向にある。特に平成30年（2018年）から令和元年（2019年）の増加が顕著である。
- ・豊中市の外国人人口は20～30歳代が中心である。外国人人口が若い年齢層に偏る傾向は近年強まっている。
- ・豊中市の外国人の社会増傾向は近年強まっている。
- ・全人口に占める外国人の割合を地域別に見ると、西部・南部・北部地域の順で高い。それらの地域では20～30歳代の年齢層の外国人が特に多い。
- ・近年、南部地域で外国人の社会移動が活発になっている。

豊中市の外国人人口は、近年、地域差を含みながらも全体として増加傾向にあった。豊中市の近年の人口の伸びは、外国人の社会増によって支えられている部分も大きく、地域における多文化共生の取組みは今後さらに重要になってくると考えられる。

【第3章 豊中市における多文化共生の地域づくりに向けた質問紙調査】

豊中市在住の日本人市民を対象に多文化共生に関する質問紙調査を実施した結果、主に次のことが明らかとなった。

■多文化共生意識

- ・多文化共生意識は、「自立型」が約4割、「回避型」が3割半ば、「序列型」が1割未満、「非共生型」が2割弱。
- ・外国人の権利の承認について詳細に見ると、社会的・政治的な権利よりも文化的・言語的な権利が承認されやすいと同時に、日本社会への文化的同化を促す権利ほど承認されやすい傾向がうかがえる。
- ・多文化共生意識は、性別、年齢、教育年数、外国人との接触、人権教育、社会関係、メディア利用、社会意識によって規定されている。

- ・外国人についての情報提供は多文化共生意識への影響が認められない。

■現代的人種・民族差別意識

- ・現代的人種・民族差別意識を特に強く保持していると考えられる人は5%程度。相対的に強い差別意識を有している人を含めると1割半ば。
- ・現代的人種・民族差別意識は、特に治安や社会保障の問題と結びついていると考えられる。
- ・現代的人種・民族差別意識は、性別、教育年数、社会関係、メディア利用、社会意識によって規定されている。
- ・外国人についての情報提供は現代的人種・民族差別意識への影響が認められない。

豊中市の多文化共生意識の現状は、全体としてはポジティブに解釈できる。ただ、外国人とのコミュニケーションに消極的な人が多く見られる点や、外国人の権利の承認については総論賛成・各論反対の傾向が見られる点などに留意が必要と言える。

現代的な形態の人種・民族差別意識については、特に強い差別意識を抱いているケースは非常に少ない。ただ、その裾野は年齢を問わず一定の広がりを持っている可能性があり、何らかの対応が必要になってくると考えられる。

【第4章 豊中市における多文化共生の地域づくりに向けたインタビュー調査】

豊中市で在住・活動する外国にルーツをもつ人を対象にインタビュー調査を行った結果、主に次のことが明らかとなった。

- ・外国人は来日直後、日本語力の不足などから無力化を経験することがある。無力化からの回復は、日本語力を身につけるだけでなく、同じ立場の人に出会える場、外国人と日本人が対等な関係性を構築している場で過ごすことで果たされる。そのようにエンパワーされた人の一部に、地域づくりの活動に参加する者が出てくる。
- ・日本語でのコミュニケーションに問題がない人でも、日本人との関係構築に困難を感じる場合は少なくない。また、対面的な差別を直接経験した人はもちろん、経験していない人でも、伝聞やインターネット上の差別、メディアの報道や子どものいじめなどから、差別を不安視したり行動を変容させたりする場合がある。

外国人市民が地域づくりへと参加するプロセスでは、日本語学習にとどまらない、外国人市民をエンパワーする場（親密圏）の役割が重要である。また、文化的同化の問題や、一部のメディアやインターネットなどを通じて広がる差別意識の問題が、外国人市民と日本人市民の間関係構築の阻害要因になっている可能性があり、対策が求められる。

5-2. 何が求められるのか

以上をふまえ、豊中市における多文化共生の地域づくりをさらに推進していくために必要な事柄について、3つに整理し提言としたい。

①新たな形態の差別にも対応した人権教育

今回の質問紙調査では、人権教育が「豊中市多文化共生指針」の基本理念に沿った共生意識を育んでいる可能性が確認できた。また、インタビュー調査でも、外国人児童生徒へのいじめ対策として国際理解教育が重要であることが指摘されていた。今後も、子どものころからの人権教育が、継続的に取り組まれることが大切と言えよう。

ただ、人権教育には現代的人種・民族差別意識を抑制する効果が確認できなかった。人権教育で多くの場合想定されている人種・民族差別は、「古典的」な差別（「〇〇人は劣っている」といった偏見に基づくもの）だと考えられる。しかし、今回の調査でうかがえたように、外国人の権利保障を「特権」とみなすような「現代的」な差別意識は、年齢を問わず存外の広がりをもって遍在している可能性がある。

外国人との交流や異文化の学習などの国際理解教育が継続的に進められるのはもちろんのこと、口コミやインターネットを通じて伝播する差別意識への抵抗力となるような情報リテラシーの向上、社会福祉の意義や制度についての学習など、現代的な形態の差別意識にも対応した人権教育のあり方が検討され、実践される必要があるだろう。

②外国人市民をエンパワーし地域社会につなぐ場や機会の拡充

多文化共生の地域づくりを進めるためには、外国人市民の参加も欠かせない。その際、彼ら・彼女らをエンパワーする、親密圏としての機能を持つ場が重要と考えられる。今回のインタビュー調査では、主にとよなか国際交流センターがそのような場として機能していたが、それ以外の場所が同様の機能を果たしているケースもあるだろう。

ただ、今回の調査で行ったのは外国にルーツがある人へのインタビューのみであり、具体的なプロセスを追ったわけではない。また、対象者の偏りにより、特定のライフコースを歩む人に見られる特徴を一般化しているおそれもある。就労を目的に日本に来た外国人の多くは、地域とほとんどつながりを持たずに生活している可能性もある。

外国人市民をエンパワーする場の機能や意義を改めて詳しく検討し、理解を深めるとともに、実践をより充実させていく必要がある。

また、そのようなエンパワーの場と地域社会との接続についてもさらに検討する必要があるだろう。質問紙調査では、外国人の権利として「日本語を学ぶ権利」や「義務教育を受ける権利」、「災害時に必要な情報を理解できる言葉で受け取る権利」などが日本人市民に承認されやすい傾向が見られたが、このことから、日本語学習・学校教育・防災といったテーマが外国人の地域社会との接点になりやすいのではないかと考えられる。

地域の高齢化が進む中で、地域社会を「支える人」としての外国人市民の存在感は今後さらに

大きくなるはずだ。エンパワーされた外国人市民が活躍する地域やそこでの活動について、モデルとなりうるような事例を検討し、広げていくことが求められるだろう。そのような取組みが外国人市民と日本人市民の能動的な接触を増やし、相互理解と対等な関係性に根ざした多文化共生への意識をさらに育んでいくと考えられる。

もちろん、外国人市民の地域活動の促進は、外国人市民への差別を抑制するための日本人市民を巻き込んだ取組みと両輪で進められる必要がある。質問紙調査からは、外国人への現代的な形態の差別は地域の口コミで広がっている可能性もうかがえた。差別の誘発を防ぐためにも、外国人市民の地域社会との接続の促進は差別への対策を伴わなければならないだろう。

③「うわさ」で広まる差別意識への対策

今回の調査では、現代的人種・民族差別意識を強固に保持している人は非常に少ないものの、親和性をもつ人は広く存在している可能性が示唆された。また、このような差別意識は口コミやインターネットを通じて伝播していることがうかがわれた。いわば「うわさ」の形での広がりが見られる。

加えて、ネット上の差別は対面状況での差別をあまり経験していない外国人にも届いており、不安を招いている。「日本人の『ホンネ』と『タテマエ』の区別」として受け止められ、外国人と日本人の関係構築を阻害するおそれもあるだろう。

では、そのような差別意識の広がりに対し、どのような取組みが求められるだろうか。ひとつには、先述のように、子どものころからの学校教育での人権教育が重要だろう。「古典的」な形態だけではなく「現代的」な形態の差別を問題視するような教育の検討・実践が求められる。

ただ、すでに成人した市民への啓発については困難が予測される。というのも、人種的・民族的マイノリティによる権利要求を「過剰な要求」として退ける現代的人種・民族差別意識に対しては、「その差別性を指摘し、否定・批判すること自体が、『過剰な』主張や要求の一環とみなされ、対抗言説としての効力・説得力を削がれてしまうこと、あるいは、むしろ火に油を注ぐような逆効果をきたしかねない」ことが懸念されるためである（辻2020、p.9）。今回の調査でも、社会の中でもっと自分は報われるべきなのにそうならないという感覚が、在日外国人の権利保障を「特権」とみなす差別意識と結びつきやすくなっている可能性が示唆された。差別それ自体に対して明確な否定の姿勢を保持しつつも、一方的な断罪にならないようなメッセージの届け方が必要となるだろう。

参考にしたいのは「反うわさ戦略」と呼ばれる取組みである。スペインのバルセロナ市で実践されているこの取組みは、「偏見やステレオタイプに基づく、国際移民に関わる人々の否定的な認識に基づく発言——『移民が多すぎる』『移民の店が地元の商売を脅かしている』など——を広く『うわさ』と捉え、それを頭ごなしに否定するのではなくデータを用いて各人が反論できるよう、住民参加型の講習や教材作成、演劇など多様な手法を用いる模範的实践」とされる（上野2019、pp.145-146）。

この取組みにおいては、行政や関係団体による一方的な啓発は、必ずしも「うわさ」として流

布される偏見を修正する効果を持たないという前提に立つ。その上で、まずは地域に流布している「うわさ」を特定し、その「うわさ」が含む偏見を解きほぐすようなメッセージの届け方を検討する。そして意欲のある個人や組織とネットワークを築きながら、「うわさ」に向き合い対話の中で対処する方法を学習した住民（「反うわさエージェント」）を広げていく³⁹。

以上のように、口コミやインターネットを通じて広がっていく現代的人種・民族差別に抗するためには、外国人への否定的な「うわさ」を対話の中で解きほぐす方法を、協働の実践の中で検討し、広げていく取組みが有効になるのではないだろうか。

本節の最後に、外国人との共生に関する意識が、他者への信頼や社会不安によっても規定されていたことについて触れておく。このことは、多文化共生の取組みと直接関係しやすい人権政策や教育政策だけでなく、社会福祉政策やコミュニティ政策、産業・労働政策や健康政策など、より幅広い分野を通じた市民生活の豊かさの増進が、ゆくゆくは多文化共生の推進につながることを意味する。狭い意味での「多文化共生」の取組みだけではなく、「明日がもっと楽しみなまち」（第4次豊中市総合計画）の実現に向けた総合的な取組みが、多様な背景をもった人たちが共に暮らす地域づくりを促していくと言えるだろう。

反対に、外国人と日本人が共生する地域づくりの推進は、外国人への支援という側面があることはもちろんだが、それだけではない。近年における在日外国人の増加は、人口減少に伴う労働者不足を背景としており、そこには産業政策としての側面がある。高齢化が進む中で社会福祉の担い手として働く外国人が今後さらに増えることが予想されるとともに、地域コミュニティの維持においても欠かせない存在となってくるだろう。第2章で見たように、豊中市の近年の人口増加は外国人の転入超過によって支えられている部分が小さくない。多文化共生は、外国人に限られない幅広い市民にとっての「明日がもっと楽しみなまち」の実現に向けた、欠かせないひとつの取組みであるということを確認しておきたい。

5-3. 調査手法について

今回の質問紙調査では、外国人に関する情報提供の多文化共生に関する意識に対する効果を分析するために、掲載する情報が異なる調査票を配布する実験的な調査手法を採用した。今回は結果として情報提供の明白な効果を見出すことはできなかったものの、さまざまな活用の可能性が考えられる手法だと考えられる。

このような実験的な手法は、質問紙調査においてランダム化比較実験（RCT：Randomized Controlled Trial）の状態を作り出すものであると言えるだろう。RCTとは、介入グループと比較グループを設定し、各グループにランダムに人を割り振った上で因果関係を測定する実験的な調

³⁹ 「反うわさ戦略」については、上野（2019）の他、『反うわさ戦略のつくりかた Antirumours Handbook 2018 日本語ダイジェスト版』（ダニエル・デ・トーレス・バルデリ著、上野貴彦編訳 <https://rm.coe.int/antirumours-handbook-2018-version-japonaise/16809ee073>）を参考にした。

査手法である（伊藤2017）。今回でいえば、介入グループが情報提供のあるグループであり、比較グループが情報提供の無いグループになる。グループ分けを無作為に行うことで情報提供以外の条件はそろえられているとみなすことができるため、比較グループに対して介入グループに何らかの違いが見られるならば、その原因は情報提供にあると特定することができるというわけだ。

RCTは、通常の質問紙調査などでは特定が難しい因果関係を捉えるため、近年、証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）の必要性が強調される中で、政策立案過程の中に組み込まれる事例が散見される。今回の質問紙調査は、比較的簡易にRCTの実験的状况を作ることができる仕掛けであると言えよう。

ただ、回収された調査票の間に主な属性による構成の歪みがないか注意する必要がある。今回の調査では調査票の種類によって性別や年齢の違いがあまり見られなかったが、場合によっては極端な差（特定の調査票だけ女性が多いなど）が発生する可能性がある。その場合、補正を行う必要がでてくる。調査会社のモニターを活用したウェブ調査では、年齢・性別などの属性が特定の比率になるように回収を行うことができるため、そのような方法で調査を実施することも考えられる⁴⁰。

いずれにせよ、現状の把握にとどまらず、市民の意識や行動の変容を促す手段について因果関係を特定しようとする際には有効な調査手法と言える。回答者の「タテマエ」ではなく「ホンネ」を捉えようとするリスト実験法なども含め、さまざまな実験的手法の市民意識調査への導入が検討されてよいだろう。

⁴⁰ ただ、調査会社のモニターを活用したウェブ調査については、別の偏り（ウェブ調査のモニターの登録者は特定の志向性をもつ人に偏っている可能性など）が見られるおそれもあるため、留意が必要である。

参考文献

- オールポート,G、1961、原達夫・野村昭訳『偏見の心理』培風館
- 榎井縁、2018、「外国ルーツの子ども・若者を育てる」『TOYONAKA ビジョン 22』21、pp.26-35.
- 藤田智博、2011、「インターネットと排外性の関連における文化差：日本・アメリカ比較調査の分析から」『年報人間科学』32、pp.77-86.
- 濱田国佑、2008、「外国人住民に対する日本人住民意識の変遷とその規定要因」『社会学評論』59 (1)、pp.216-231.
- 濱田国佑、2010、「外国人集住地域における日本人住民の排他性／寛容性とその規定要因：地域間比較を通して」『日本都市社会学年報』28、pp.101-115.
- 濱中淳子、2016、「情報は世論を変えるか」矢野眞和ほか編『教育劣位社会：教育費をめぐる世論の社会学』岩波書店、pp.94-114.
- 樋口直人、2014、『日本型排外主義』名古屋大学出版会
- 平松貞実、1998、『世論調査で社会が読めるか：事例による社会調査入門』新曜社
- 平山洋介、2009、『住宅政策のどこが問題か：〈持家社会〉の次を展望する』光文社
- 五十嵐彰、2019、「排外主義：外国人増加はその源泉となるか」田辺俊介編『日本人は右傾化したのか』勁草書房、pp.94-114.
- 石井太・是川夕、2015、「国際人口移動の選択肢とそれが将来人口を通じて公的年金財政に与える影響」『日本労働研究雑誌』662、pp.41-53.
- 伊藤公一朗、2017『データ分析の力：因果関係に迫る思考法』光文社
- 柏崎千佳子、2010、「市民権の再編成」日本社会学会社会学事典刊行委員会編『社会学事典』丸善出版
- 金政芸、2015、「外国人への寛容性と社会関係における多様性・親密性：JGSS-2008 のデータを用いて」『ソシオロジ』59 (3)、pp.57-73.
- 金明秀、2015、「日本における排外主義の規定要因：社会意識論のフレームを用いて」『フォーラム現代社会学』14、pp.36-53.
- 是川夕、2019、『移民受け入れと社会的統合のリアリティ：現代日本における移民の階層的地位と社会学的課題』勁草書房
- 公益財団法人人権教育啓発推進センター、2017、『外国人住民調査報告書：訂正版』平成28年度法務省委託調査研究事業
- 公益財団法人とよなか国際交流協会編、2019、『外国人と共生する地域づくり：大阪・豊中の実践から見えてきたもの』明石書店
- 丸山真央、2011、「ネオリベラリズム：その多元性と対立軸の交錯」田辺俊介編『外国人へのまなざしと政治意識：社会調査で読み解く日本のナショナリズム』勁草書房、pp.119-140.
- ましこひでのり、2008、『幻想としての人種／民族／国民』三元社
- 増田幹人、2019、「移民・外国人と社会保障財政」小崎敏男・佐藤龍三郎編『移民・外国人と日本社会』原書房、pp.185-211.

- 眞住優助、2015、「少子高齢化時代の日本における外国人労働者の受け入れ意識を規定する要因：JGSS-2008 を用いた分析」『日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集 [15] JGSS Research Series No.12』 pp.51-61.
- 松宮朝、2008、「外国人住民と地域の再編・活性化：愛知県西尾市を事例として」『共生の文化研究』1、pp.158-163.
- 水原俊博、2016、「多文化主義の規定要因の実証分析」『地域ブランド研究』11、pp.15-26.
- 望月優大、2019、『ふたつの日本：「移民国家」の建前と現実』講談社
- 永吉希久子、2008、「排外意識に対する接触と脅威認知の効果：JGSS-2003 の分析から」『日本版 General Social Survey 研究論文集 [7] JGSS で見た日本人の意識と行動 JGSS Research Series No.4』 pp.259-270.
- 永吉希久子、2016、「日本の排外意識に関する研究動向と今後の展開可能性」『東北大学文学研究科研究年報』66、pp.164-143.
- 永吉希久子、2019a、「「移民」の権利：誰が外国籍者の社会的権利を拒否するのか」田辺俊介編『日本人は右傾化したのか』勁草書房、pp.115-136.
- 永吉希久子、2019b、「ネット右翼とは誰か：ネット右翼の規定要因」樋口直人ほか『ネット右翼とは何か』青弓社、pp.13-43.
- 永吉希久子、2020、『移民と日本社会：データで読み解く実態と将来像』中央公論新社
- 中澤渉、2007、「在日外国人の多寡と外国人に対する偏見との関係：JGSS を用いたマルチレベル・モデル分析」『ソシオロジ』52 (2) 、pp.75-91.
- 野崎志帆、2013、「豊中市の市民アンケート結果の考察と多文化共生指針への提言」豊中市『豊中市多文化共生に関するアンケート《調査結果報告書》』 pp.75-83.
- 小川和孝、2016、『『大学教育の社会的利益』に反応するのは誰か：情報提示による変化の内実』矢野眞和ほか編『教育劣位社会：教育費をめぐる世論の社会学』岩波書店、pp.116-138.
- 大岡栄美、2011、「社会関係資本と外国人に対する寛容さに関する研究：JGSS-2008 の分析から」『日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集 [11] JGSS Research Series No.8』 pp.129-141.
- 大槻茂実、2006、「外国人接触と外国人意識：JGSS-2003 データによる接触仮説の再検討」『日本版 General Social Survey 研究論文集[5] JGSS で見た日本人の意識と行動 JGSS Research Series No.2』、pp.149-159.
- 大槻茂実、2011、「共生社会：『自立型共生』の理想と困難」田辺俊介編『外国人へのまなざしと政治意識：社会調査で読み解く日本のナショナリズム』勁草書房、pp.68-89.
- 大槻茂実、2018、「多文化共生社会に向けて：外国人との交流経験の再考」『都市社会研究』10、pp.13-29.
- 梁英聖、2016、『日本型ヘイトスピーチとは何か』影書房
- 齋藤純一、2020、『政治と複数性：民主的な公共性に向けて』岩波書店
- 塩原良和、2010、『変革する多文化主義へ：オーストラリアからの展望』法政大学出版会

- 塩原良和、2012、『共に生きる：多民族・多文化社会における対話』弘文堂
- 塩原良和、2017、『分断と対話の社会学：グローバル社会を生きるための想像力』慶応大学出版会
- Song Jaehyun・秦正樹、2020、「オンライン・サーベイ実験の方法：理論編」『理論と方法』35
(1)、pp.92-108.
- 杉本良夫、1995、『日本人論の方程式』筑摩書房
- 高史明、2015、『レイシズムを解剖する：在日コリアンへの偏見とインターネット』勁草書房
- 高史明、2018、「人種・民族」北村英哉・唐沢穰編『偏見や差別はなぜ起こる？：心理メカニズムの解明と現象の分析』ちとせプレス
- 武田丈、2013、「多文化共生の豊中のまちづくりに対する提言：アンケート結果を基に」豊中市
『豊中市多文化共生に関するアンケート《調査結果報告書》』pp.84-88.
- 田辺俊介、2001、「外国人への排他性とパーソナルネットワーク」『総合都市研究』76、pp.83-95.
- 田辺俊介、2018a、「現代日本社会における排外主義の現状：計量分析による整理と規定要因の検討」樽本英樹編『排外主義の国際比較：先進諸国における外国人移民の実態』ミネルヴァ書房、pp.259-287.
- 田辺俊介、2018b、「『嫌韓』の担い手と要因：2009年と2013年の2時点のデータ分析による解明」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』63、pp.67-82.
- 田中逸郎、2019、「豊中市の多文化共生と外国人施策」とよなか国際交流協会編『外国人と共生する地域づくり』明石書店、pp.168-180.
- 友原章典、2020、『移民の経済学：雇用、経済成長から治安まで、日本は変わるか』中央公論新社
- 豊中市、2013、『豊中市多文化共生に関するアンケート《調査結果報告書》』
- 豊中市、2014、『豊中市多文化共生指針』
- 辻大介、2020、「インターネットと現代的レイシズム」『GLOBE』103、pp.8-9.
- 辻大介・北村智、2018、「インターネットでのニュース接触と排外主義的態度の極性化：日本とアメリカの比較分析を交えた調査データからの検証」『情報通信学会誌』36(2)、pp.99-109.
- 上野貴彦、2019、「移民をめぐる認識転換に向けた住民参加の拡大と継続：バルセロナ『反うわさ』にみる間文化主義と公共圏の再編」『移民政策研究』11、pp.145-158.
- Yamagata, M., Teraguchi, T., & Miura, A., 2020, "The Relationship between Infection-Avoidance Tendencies and Exclusionary Attitudes toward Foreigners: A Panel Study of the COVID 19 Outbreak in Japan," PsyArXiv Preprints, DOI 10.31234/osf.io/x5emj
- 山口真一、2020、『正義を振りかざす「極端な人」の招待』光文社
- 山本かほり・松宮朝、2010、「外国籍住民集住都市における日本人住民の外国人意識：愛知県西尾市、静岡県旧浜松市、長野県飯田市調査から」『日本都市社会学学会年報』28、pp.117-134.
- 山脇啓造、2006、「多文化共生社会に向けて」『自治フォーラム』561、pp.10-15.
- 安田浩一、2012、『ネットと愛国』講談社
- 與那覇潤、2013、『日本人はなぜ存在するか』集英社インターナショナル

【資料】

資料 1：質問紙調査の分析で使った主な変数のまとめ

資料 2：多変量解析の統計表

【資料1】質問紙調査の分析で使った主な変数のまとめ

性別	回答者の性別。調査票の選択肢は「男性」「女性」「その他」（単一回答）。ただし「その他」は数が少なく（n=9）適切な検討ができないため、分析では省略した。多変量解析では、女性を参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
年齢	回答者の令和2年（2020年）8月12日時点の年齢。調査票の選択肢は「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」「35～39歳」「40～44歳」「45～49歳」「50～54歳」「55～59歳」「60～64歳」「65～69歳」「70～74歳」「75～79歳」（単一回答）。クロス集計では、10歳階級ごとに再カテゴリ化した。多変量解析では、20歳代を参照項とするカテゴリカル変数として用いた、
教育年数	回答者が学校（小学校以上）に通った年数。調査票の選択肢は「中学校」「高校」「専門学校」「短大・高専」「大学」「大学院」「その他」（単一回答）。「その他」を選択したケースは具体的な記述内容から判断できるものは他の選択肢に振り分け、判断できないものは欠損値とした。多変量解析では、それぞれのカテゴリに「中学校」=9、「高校」=12、「専門学校」「短大・高専」=14、「大学」=16、「大学院」=18と教育年数を割り当て、連続変数として用いた。
所得	回答者の等価世帯所得（過去1年間の世帯全体の所得を同居人数の平方根で割ったもの）。世帯所得に関する調査票の選択肢は「所得はない」「50万円未満」「50～100万円未満」「100～150万円未満」「150～200万円未満」「200～250万円未満」「250～300万円未満」「300～350万円未満」「350～400万円未満」「400～500万円未満」「500～600万円未満」「600～700万円未満」「700～800万円未満」「800～900万円未満」「900～1,000万円未満」「1,000～1,250万円未満」「1,250～1,500万円未満」「1,500～1,750万円未満」「1,750～2,000万円未満」「2,000万円以上」（単一回答）。各選択肢に中央値を割り当て（「所得はない」は0、「2,000万円以上」は2,000万円）、世帯人員数の平方根で割ることで等価世帯所得を算出した。多変量解析では、連続変数として用いた。
職業	回答者の職業。調査票では、就業状態・雇用形態に関する質問と、職種に関する質問を設定した（いずれも単一回答）。その組み合わせから、「ホワイトカラー」「ブルーカラー」「学生・家事専業」「無職」の4つに分類した。「ホワイトカラー」は就業者のうち「専門・技術的職業」「管理的職業」「事務的職業」「販売の職業」のいずれかを選択した者、「ブルーカラー」は就業者のうち「サービスの職業」「保安の職業」「農林漁業の職業」「生産工程の職業」「輸送の職業」「建設の職業」「運搬・清掃の職業」のいずれかを選択した者、「学生・家事専業」は「家事専業（主婦・主夫）」あるいは「学生」を選択した者、「無職」は「無職（年金生活者を含む）」を選択した者とした。職種に関する質問で「その他」を選択したケースは具体的な記述内容から判断できるものは他の選択肢に振り分け、判断できないも

	のは欠損値とした。多変量解析では、「ホワイトカラー」を参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
外国人接触	回答者の外国人との接触経験の形態。調査票では、2つの質問を行った。第1に、「あなたが生活している地域で、外国人と顔を合わせることがどの程度ありますか」とたずね、「よくある」「ときどきある」「あまりない」「まったくない」の中から選んでもらった（単一回答）。第2に、「あなたは外国人と以下のような付き合いがありますか」とたずね、過去の経験も含め、「一緒に働いている（働いていた）」「学校で一緒に勉強している（していた）」「友人として付き合っている（付き合っていた）」「自分または親戚が、外国人と結婚して日本に住んでいる（住んでいた）」「国際交流のグループで一緒に活動している（していた）」「その他のグループや地域活動と一緒に参加している（していた）」「外国人とあいさつ程度の付き合いがある（あった）」「仕事や留学などで海外で生活した経験がある」「外国人の知り合いはいないし、付き合いもない」の中から選んでもらった（複数回答）。この2つの回答を組み合わせ、「接触なし」「接触機会のみ」「あいさつ接触」「受動接触」「能動接触」のカテゴリを構成した（組み合わせ方は54ページの図表43も参照）。多変量解析では、「接触なし」を参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
人権教育	回答者が学校で人権教育を受けた経験の有無。調査票では、「あなたは小学校から高校の間に、差別や人権に関する教育を受けたことがありますか」と尋ね、「ある」「ない」「覚えていない、わからない」の選択肢から1つを選んでもらった。多変量解析では、「ない」「覚えていない、わからない」を統合した「ない・覚えていない」を参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
地域参加	回答者の地域の諸活動への参加の度合い。調査票では、「地域行事（お祭りなど）への参加」「自治会の会合への参加」「地域の清掃活動」「子どもを対象とした活動」「健康に関する活動」「防犯に関する活動」「防災に関する活動」「文化・芸術に関する活動」「自然・環境保護に関する活動」「国際協力に関する活動」のそれぞれについて、「必ず行く・参加する」「できるだけ行く・参加する」「あまり行かない・参加しない」「行ったことがない・参加したことがない」の選択肢から1つを選んでもらった。多変量解析では、「必ず行く・参加する」「できるだけ行く・参加する」のいずれかを選択した活動の数を連続変数として用いた。
関係多様性	回答者が有している10歳以上年齢が離れた友人・知人（家族・親族を除く）の数。調査票では、「いない」「1～3人」「4～6人」「7～9人」「10～14人」「15～19人」「20人以上」の中から1つを選んでもらった。多変量解析では、各カテゴリに中央値（「いない」は0、「20人以上」は20）を割り当てたものを連続変数として用いた。
一般的信頼	回答者の他者一般への信頼度。調査票では、「ほとんどの人は信頼できる」「ほと

	<p>んどの人は基本的に善良で親切である」「私は人を信頼するほうである」という項目について、それぞれ「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の選択肢から1つを選んでもらった。信頼度が高いほど高得点になるよう各回答に1～5点を与え、多変量解析ではその主成分得点を連続変数として用いた。</p>
一般的寛容	<p>回答者の他者一般への寛容度。調査票では、「自分と意見が違う人とのつきあいが苦にならない」「他者と意見が違うとき、その人が意見を変えなくてもつきあう」「自分と意見の違う人がいてもかまわない」という項目について、それぞれ「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の選択肢から1つを選んでもらった。寛容度が高いほど高得点になるよう各回答に1～5点を与え、多変量解析ではその主成分得点を連続変数として用いた。</p>
メディア利用(テレビ・新聞・インターネット)	<p>回答者のテレビ・新聞・インターネットでのニュースの接触頻度。調査票では、各メディアを介し政治・国際・社会・経済・文化という各分野のニュースをどの程度見たり読んだりするかを、「まったく読まない」から「とてもよく読む」まで6件法で尋ねた(単一回答)。頻度の高いほうから順に6点から1点を割り当て、多変量解析分析ではメディアごとの主成分得点を連続変数として用いた。</p>
反平等意識	<p>回答者の平等に対する意識。調査票では、「A:所得をもっと平等にすべき」と「B:個人の努力を促すため所得格差をもっとつけるべき」という見方に対し、「Aに近い」「どちらかといえばAに近い」「どちらかといえばBに近い」「Bに近い」の選択肢から1つを選んでもらった。Bに近いほど点数が高くなるよう回答に1～4点を与え、多変量解析では連続変数として用いた。</p>
反福祉意識	<p>回答者の福祉に対する意識。調査票では、「A:生活に困っている人たちに手厚く福祉を提供する社会がよい」と「B:自分のことは自分で面倒をみるよう個人が責任を持つ社会がよい」という見方に対し、「Aに近い」「どちらかといえばAに近い」「どちらかといえばBに近い」「Bに近い」の選択肢から1つを選んでもらった。Bに近いほど点数が高くなるよう回答に1～4点を与え、多変量解析では連続変数として用いた。</p>
社会不安	<p>回答者への社会への不安度。調査票では、「人びとの暮らし向きはだんだん悪くなってきている」「今の日本社会には希望が持てない」という項目について、それぞれ「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の選択肢から1つを選んでもらった。不安が強くなるほど点数が高くなるよう各回答に1～5点を与え、多変量解析ではその主成分得点を連続変数として用いた。</p>
幸福度	<p>回答者の生活の幸福度。調査票では、「あなたは現在の生活にどの程度幸福を感じていますか」と尋ね、10(非常に幸福)から0(非常に不幸)までの11段階の選択肢</p>

	から1つを選んでもらった。多変量解析では、回答をそのまま連続変数として用いた。
情報提供	回答者が回答した調査票の種類。今回の調査では、回答者にそれぞれ、調査票A（人権の観点から多文化共生を訴える情報を掲載）、調査票B（経済の観点から多文化共生を訴える情報を掲載）、調査票C（情報を掲載しない）を配布した。多変量解析では、「情報なし」の調査票Cを参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
多文化共生意識	回答者の多文化共生意識。「権利の対等性」への認識と「コミュニケーション志向」を組み合わせて指標化した。調査票では「権利の対等性」は、「あなたは、日本に住む外国人は日本人と同等の待遇を受けたり権利を持ったりするべきだと思いますか」と尋ね、「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の選択肢から1つを選んでもらった。「そう思う」「まあそう思う」を選んだ場合は権利の対等性を承認、「そう思わない」「あまりそう思わない」を非承認とした。「コミュニケーション志向」は、「今後、日本に住む外国人の助けになるようなボランティア活動に参加したいですか」と尋ね、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」「どちらかといえば参加したくない」「参加したくない」の選択肢から1つを選んでもらった。「参加したい」「どちらかといえば参加したい」を選んだ場合はコミュニケーション志向が強い、「参加したくない」「どちらかといえば参加したくない」を弱いとした。その上で、権利の対等性を承認しコミュニケーション志向が強い場合を「自立型」、権利の対等性を承認しコミュニケーション志向が弱い場合を「回避型」、権利の対等性が非承認でコミュニケーション志向が強い場合を「序列型」、権利の対等性が非承認でコミュニケーション志向が弱い場合を「非共生型」の多文化共生意識とした。多変量解析では、「自立型」を参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
現代的 人種・民族 差別意識	回答者の現代的人種・民族差別に関する意識。調査票では、「在日外国人に対する差別は、もはや大きな問題ではない」「在日外国人に対する差別は、努力不足など外国人の側にも問題がある」「在日外国人は日本に対して過度な要求をしている」「行政は在日外国人に対して過度な配慮をしている」「マスコミは在日外国人に対して過度な配慮をしている」という項目について、それぞれ「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」「わからない」の中から1つを選んでもらった。「そう思う」「ややそう思う」を現代的人種・民族差別に親和的な回答とみなし、親和的な回答が4つ以上の場合を現代的人種・民族差別意識を有するケースとした。多変量解析では、現代的人種・民族差別意識を有さないケースを参照項とするカテゴリカル変数として用いた。
対外国人意識	回答者の外国人に対する排外意識。調査票では、「あなたが生活している地域に、以下のような人びとが増えることに賛成ですか。反対ですか」と尋ね、「アメリカ

人」「中国人」「韓国人」「ドイツ人」「フィリピン人」「日系ブラジル人」について「賛成」「やや賛成」「賛成でも反対でもない」「やや反対」「反対」の選択肢から1つを選んでもらった。分析では、得点が高いほど排外的な意識が強くなるように各回答に1～5点を与えた。「中国人」「韓国人」についての主成分得点を「対東アジア外国人意識」、「アメリカ人」「ドイツ人」「フィリピン人」「日系ブラジル人」についての主成分得点を「対外国人一般意識」とした。

【資料2】多変量解析の統計表

(1) 多文化共生意識の多項ロジスティック回帰分析（基準：自立型）

		回避型			序列型			非共生型		
		係数	標準誤差	オッズ比	係数	標準誤差	オッズ比	係数	標準誤差	オッズ比
性別	対女性									
	男性	0.276 *	0.139	1.318	0.735 **	0.253	2.086	0.227	0.174	1.255
年齢	対20歳代									
	30歳代	0.203	0.244	1.225	0.796	0.513	2.217	0.565	0.395	1.760
	40歳代	0.401	0.240	1.493	1.333 **	0.504	3.793	1.309 ***	0.375	3.704
	50歳代	0.314	0.254	1.368	1.439 **	0.524	4.217	1.405 ***	0.387	4.076
	60歳代	0.231	0.271	1.260	0.513	0.598	1.670	1.158 **	0.409	3.184
	70歳代	0.762 *	0.314	2.143	0.954	0.679	2.596	1.809 **	0.447	6.105
学歴	教育年数	-0.058 *	0.024	0.943	0.006	0.045	1.007	-0.081 **	0.030	0.922
職業	対ホワイト									
	ブルーカラー	-0.014	0.168	0.986	-0.115	0.315	0.891	-0.166	0.218	0.847
	家事専業・学生	0.014	0.180	1.014	0.151	0.351	1.164	-0.033	0.238	0.967
	無職	-0.004	0.214	0.996	0.212	0.439	1.236	0.093	0.265	1.098
所得	等価世帯所得	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000
外国人接触	対接触なし									
	接触機会のみ	0.018	0.203	1.018	0.226	0.453	1.254	0.090	0.247	1.095
	あいさつ接触	-0.516 *	0.232	0.597	0.300	0.463	1.350	-0.291	0.289	0.747
	受動接触	0.011	0.196	1.011	0.776 *	0.394	2.173	0.220	0.242	1.245
	能動接触	-0.669 ***	0.173	0.512	0.046	0.370	1.047	-0.707 **	0.224	0.493
人権教育	経験あり	-0.210	0.144	0.811	-0.170	0.274	0.844	-0.399 *	0.179	0.671
社会関係	地域参加	-0.119 ***	0.026	0.888	0.015	0.042	1.016	-0.119 ***	0.034	0.888
	関係多様性	-0.010	0.009	0.990	-0.001	0.016	0.999	0.007	0.012	1.007
	一般的信頼	-0.254 ***	0.068	0.776	-0.308 **	0.119	0.735	-0.536 ***	0.084	0.585
	一般的寛容	-0.242 ***	0.069	0.785	-0.013	0.128	0.987	-0.481 ***	0.084	0.618
メディア利用	テレビ	-0.256 ***	0.072	0.774	-0.359 **	0.117	0.698	-0.389 ***	0.090	0.678
	新聞	-0.120	0.071	0.887	-0.108	0.125	0.898	-0.022	0.091	0.979
	インターネット	-0.146	0.075	0.864	0.215	0.154	1.239	0.065	0.094	1.067
社会意識	反平等意識	-0.038	0.092	0.962	0.184	0.170	1.202	0.007	0.116	1.007
	反福祉意識	0.255 **	0.084	1.291	0.466 **	0.154	1.594	0.608 ***	0.107	1.836
	社会不安	0.012	0.064	1.012	-0.259 *	0.115	0.772	-0.086	0.082	0.918
	幸福度	0.040	0.035	1.041	-0.076	0.062	0.927	0.000	0.043	1.000
情報提供	対情報なし									
	人権情報	-0.181	0.148	0.834	-0.062	0.270	0.940	-0.138	0.185	0.872
	経済情報	-0.101	0.145	0.904	-0.135	0.275	0.873	-0.243	0.186	0.784
(定数)										
		0.541	0.534	1.718	-4.583 ***	1.054	0.010	-1.607 *	0.707	0.201

疑似決定係数 (McFadden) 0.122

カイ2乗値 517.97***

N=1759

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

(2) 現代的人種・民族差別意識の二項ロジスティック回帰分析

		係数	標準誤差	オッズ比
性別	対女性			
	男性	0.371 *	0.163	1.449
年齢	対20歳代			
	30歳代	0.230	0.381	1.259
	40歳代	0.393	0.366	1.482
	50歳代	0.436	0.377	1.547
	60歳代	0.423	0.399	1.527
	70歳代	0.705	0.432	2.024
学歴	教育年数	-0.090 **	0.029	0.914
職業	対ホワイト			
	ブルーカラー	-0.064	0.201	0.938
	家事専業・学生	-0.303	0.250	0.738
	無職	-0.360	0.263	0.698
所得	等価世帯所得	0.000	0.000	1.000
外国人接触	対外国人接触なし			
	接触機会のみ	0.117	0.236	1.124
	あいさつ接触	-0.389	0.309	0.677
	受動接触	-0.071	0.240	0.932
	能動接触	-0.011	0.214	0.989
人権教育	経験あり	-0.073	0.172	0.929
社会関係	地域参加	0.081 **	0.029	1.085
	関係多様性	-0.002	0.011	0.998
	一般的信頼	-0.220 **	0.078	0.802
	一般的寛容	-0.120	0.077	0.887
メディア利用	テレビ	-0.094	0.084	0.911
	新聞	0.119	0.087	1.126
	インターネット	0.307 ***	0.093	1.360
社会意識	反平等意識	0.228 *	0.111	1.257
	反福祉意識	0.648 ***	0.103	1.911
	社会不安	0.156 *	0.078	1.169
	幸福度	-0.066	0.041	0.936
情報提供	対情報なし			
	人権情報	-0.107	0.180	0.899
	経済情報	-0.045	0.179	0.956
(定数)		-2.839 ***	0.672	0.059

疑似決定係数 (McFadden) 0.113

カイ2乗値 17.122*

N=1775

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

豊中市における多文化共生の地域づくりに向けた調査研究

No.21-01

令和3(2021)年3月

編集・発行 とよなか都市創造研究所

〒561-0884 大阪府豊中市岡町北3丁目13番7号(人権平和センター豊中3階)

TEL : 06-6858-8811

FAX : 06-6858-8801

URL : <https://www.tcct.zaq.ne.jp/tium> E-mail: tium@tcct.zaq.ne.jp

